

# 第3次 大田市地域福祉計画 地域福祉活動計画

令和3（2021）年度～令和6（2024）年度

『だれもが住みよい「暮らし」をつくる』  
～共に生き、共につながる大田市をめざして～

令和3年3月

大田市  
大田市社会福祉協議会



## ごあいさつ

大田市長 桝野 弘和

大田市では、第2次大田市総合計画の中で『子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち“おおだ”』を将来像とし、その実現に向けた基本姿勢として、子どもから高齢者まで、年齢、性別、職業、国籍などを問わず、様々な人が、語り合い、力を合わせ、共に行動していく『共創』によるまちづくりを掲げています。

こうした基本姿勢のもと、大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、『だれもが住みよい「暮らし」をつくる』ことを基本理念とし、福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置づけられるものです。

近年、人口減少や少子高齢化の進行など社会環境が変化し、家庭や地域などにおける支え合いの基盤が弱まってきています。

また、これまで、子ども・障がいのある人・高齢者など分野ごとに制度やサービスの整備・充実が図られてきましたが、近年は地域における生活課題が多様化・複雑化してきており、分野ごとの制度やサービスでは対応できない『制度の狭間』の問題が顕在化しています。

こうしたことから、住民が生きがいと役割を持ち、お互いに支え・助け合う「地域共生社会」の構築が求められています。

さらに、昨年6月に社会福祉法が改正され、これまでの縦割りの相談対応から、分野や世代、相談内容に関わらず、世帯全体の課題を包括的に受け止めるとともに、就労や居場所といった「参加支援」などの段階においても、市内の関係機関が連携・協働して、一体的に支援を行う重層的な体制整備が求められています。

なお、これまで市が作成する地域福祉計画と市社会福祉協議会が作成する地域福祉活動計画は別計画として作成していましたが、第3次計画では、それぞれの特徴を活かしながら一体的に作成することとし、「第3次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として一本化することとしました。

また、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」と「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、「成年後見制度利用促進計画」と「地方再犯防止推進計画」の策定が市町村の努力義務とされたこと、またこの2つの分野は、地域における大きな生活課題であることから、第3次計画では、この両計画を包含する計画として策定しています。

大田市が掲げる将来像には、「何かをやろうという時には、みんなで一緒にやろう、応援しようという雰囲気があるまち、そして、いきいきとしている大人の横では子どもたちが笑い、様々な人がつながって、いろいろな夢を抱き、夢が実現する、そういうまちを目指そう」という思いが込められています。

これは、まさに「地域共生社会」の実現につながるものでもあります。

終わりに、この計画の策定にあたってご尽力いただきました第3次計画策定委員会委員長の島根大学加川充浩准教授をはじめ、策定委員会の皆様、ヒアリングにご協力いただきました団体・事業者の皆様、ワークショップにご参加いただいた皆様、また貴重なご意見をいただきました関係機関や市民の皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和3年3月



## ごあいさつ

社会福祉法人 大田市社会福祉協議会

会長 西村俊二

近年、急速に進む少子高齢化と併せて、核家族化、単身世帯の増加により家族や地域で支え合う力の弱体化や住民相互のつながりの希薄化が進むなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきています。

また、こうした生活環境の変化から、社会的孤立によるひきこもりや8050問題、生活困窮世帯の増加など、地域生活課題は多様化、複合化し、既存の制度やサービスでは解決が困難な事例が増加しています。

これらの課題に対応するためには、個別の地域生活に寄り添い、分野を超えて関係機関・団体の相互連携・協働による谷間のない包括的な相談支援体制の構築が必要です。

このような地域生活課題の解決に向け、本会の第3次地域福祉活動計画の策定については、大田市が策定する「地域福祉計画」と一体的な計画として策定し、同じ理念や方向性の下で相互の連携と協働をより一層強化し、大田市の地域福祉を推進していくことと致しました。

本計画により、地域共生社会の実現を図るため、地域社会のつながりと支え合いによる地域づくりをはじめ、制度の挟間や支援につながりにくい孤立した世帯に対しての相談支援体制の構築や必要な環境整備と重層的な支援体制の整備に取組み、地域生活課題の解決を図ります。

また、地域生活課題の解決には専門職だけでなく、地域のあらゆる社会資源、人材など地域福祉の主体である地域住民の皆様のご理解とご支援は不可欠であり、引き続きご協力をお願い申し上げます。

今後は本計画を基に、住み慣れた地域で共に生き、共につながることにより「だれもが住みよい暮らしをつくる」ことを目指して、住民主体の地域福祉を皆様と共に推進して参ります。

最後に、本計画の策定に関しまして、ご指導、ご協力をいただきました方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せ下さいました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月



# 大田市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画の策定にあたって

大田市地域福祉計画・  
地域福祉活動計画策定委員会委員長  
加 川 充 浩

この度、「第3次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画は、名称のとおり、二つの計画から構成されます。一つは、社会福祉法に規定される地域福祉計画です。これは行政計画です。2018年度には社会福祉法が改正され、策定は市町村の努力義務となりました。もう一つは、地域福祉活動計画です。これは、社会福祉協議会が策定する計画です。全国的には、1980年代頃から、各地の社会福祉協議会で策定されてきました。本計画の構成では、両計画を明確に分けていません（何ページまでが行政の地域福祉計画です、というようにはなっていません）。行政計画と社協計画が一体となり、計画書となっています。なお、策定過程では、大田市と大田市社会福祉協議会が合同で事務局を設けました。

以下では、第3次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の特徴について、2点、述べます。

第一には、住民参加による福祉のまちづくりを展開することを最重視していることです。これは、第1次計画から不变です。まず、住民の皆さんのが、それぞれの地域の課題を発見する。次に、解決策を考える。最後に、解決のための活動に取り組む。そのような住民活動の進め方を盛り込んであります。また、住民の皆さんのが活動の途中で困難を感じられることもあると思います。そうしたとき、行政・市社協が行う支援内容が記載されています。ですので、住民の皆さんには、地域福祉活動を行う際の手助けとなる計画と捉えていただけるとありがたいです。

第二には、総合相談体制の構築を目指しています。総合相談体制を強化していくことは、2021年度以降の大田市の重要課題です。総合相談では、特に二つのことが重視されます。一つは、住民と専門職とが参加した課題解決の場を設けることです。例えば、8050問題を抱える世帯が地域で生活しているとします。80歳の認知症高齢者と50歳代の引きこもりの息子が同居している。しかし、支援を受けていないといった例です。専門職が支援することはもちろん必要です。加えて、地域住民の見守りがあれば、こうした世帯の生活がよりよくなる場合があります。総合相談拠点では、専門職と地域住民の力を引き出すような支援を行います。そうした支援事例を積み重ねることで、地域の福祉力が向上していくと考えられます。二つめは、専門職の連携です。8050問題を抱えるような世帯は、複数の困りごとを持つことが多いです。複数の課題に対応するためには、複数の専門職が関わることが求められます。総合相談拠点には、調整力を持ったソーシャルワーカー（社会福祉士など）を配置し、支援を展開することが期待されます。

その他にも、罪を犯した人への支援について新たに項目を設けました。成年後見制度を促進するための中核機関設置も本計画で扱っています。従来と比較しても、地域福祉計画・地域福祉活動計画の役割が、より大きくなつたと言えます。

最後になりましたが、本計画の策定に関わっていただいた市民の皆さんに感謝申し上げます。この計画が大田市の地域福祉の推進に資することになれば幸いです。

令和3年3月

# 「第3次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」目次

## 1. 第3次計画策定にあたって

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画について	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 大田市の現状と課題	3
(4) 計画の推進体制	24

## 2. 基本的な考え方

(1) 基本理念	25
(2) 基本方針	25
(3) 第3次計画のめざすべき方向性	26
(4) 計画の体系	28
(5) 数値目標	29

## 3. 進めるべき方策

(1) 基本方針1 人づくり・地域づくりの推進	31
(2) 基本方針2 包括的な支援体制の構築	44
(3) 基本方針3 福祉サービスが利用しやすい環境づくり	48
(4) 基本方針4 生活課題の解決に向けた取組みの推進	55
(5) 基本方針5 安心して暮らし続けることができるまちづくり	70

## <資料編>

・用語解説	75
・策定委員会名簿	77
・策定の経緯	78
・ワークショップまとめ	80
・アンケート結果	82

## **1. 第3次計画策定にあたって**

### **(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画について**

#### **① 計画の趣旨、性格**

地域福祉計画は、地域住民に最も身近な市町村が、地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決を図るための具体的な仕組みや取組みを定めるものです。

社会福祉法第107条により、これまで任意とされていた地域福祉計画の策定については市町村の努力義務となり、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられました。

なお、これまで大田市が作成し、地域福祉の政策や制度、各種施策などの充実を図り地域福祉を推進していくための仕組みづくりに重点を置く「地域福祉計画」と、大田市社会福祉協議会が策定し、地域住民の立場から地域福祉活動を主体的に進めていくための方向性を示す「地域福祉活動計画」は、別々の策定委員会で検討・策定してきました。

しかしながら、この2つの計画は大田市の地域福祉を推進していくという共通の目的を持つ、言わば車の両輪であり、第3次計画では、それぞれの特徴を活かしながら一体的に策定することとし、「第3次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として一本化することとしました。

また、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」と「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、「成年後見制度利用促進計画」と「地方再犯防止推進計画」の策定が市町村の努力義務とされたこと、またこの2つの分野は、これまでも地域における大きな生活課題でもあったことから、第3次計画では、この2つの計画を包含する計画として策定することとしました。

### **(2) 計画の位置付け**

#### **① 法的根拠**

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく行政計画であり、同法第106条の3に規定する「包括的な支援体制の整備」の促進をはじめ地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。

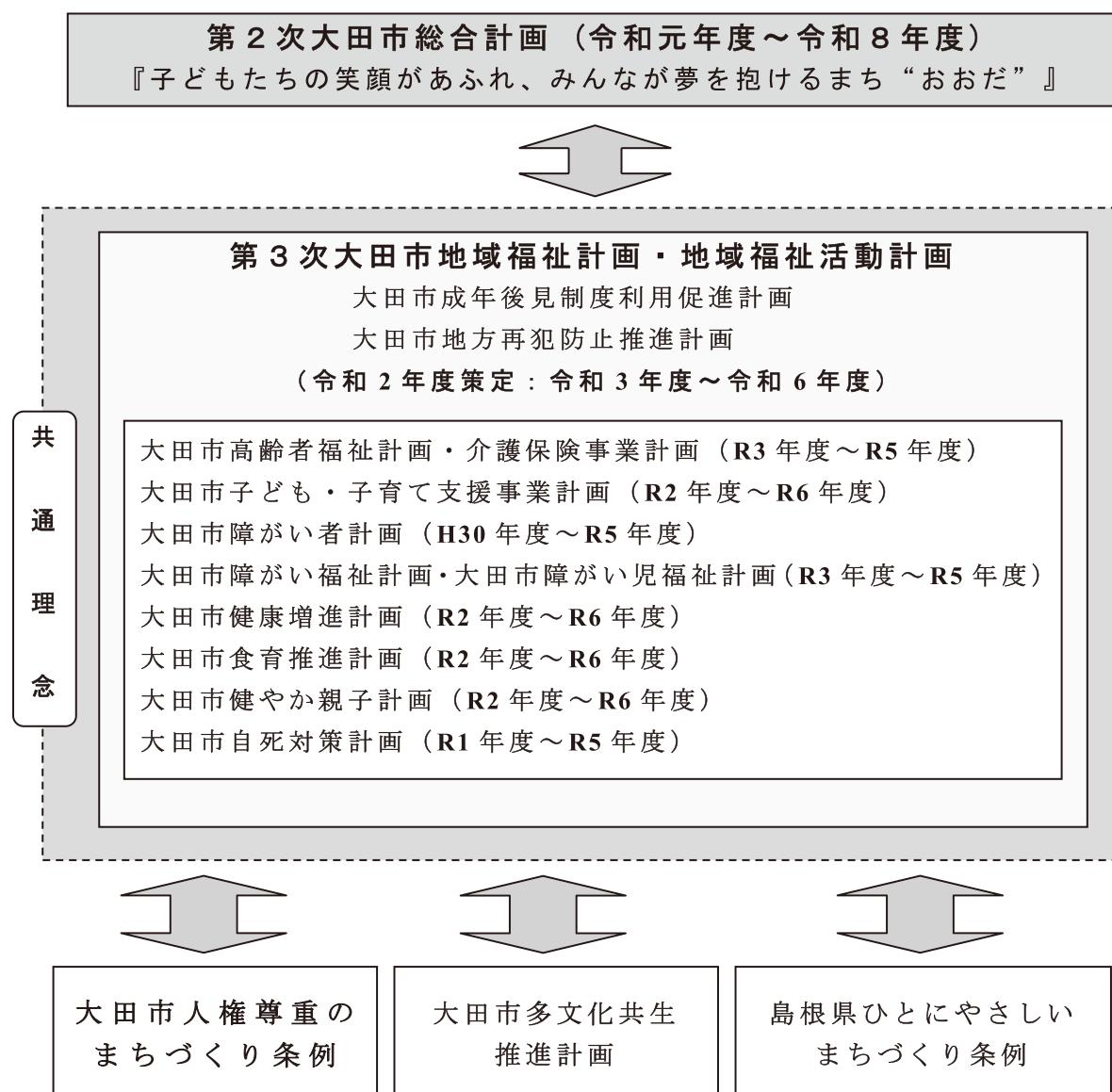
また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含する計画として策定します。

## ②他計画等との関係

本市の地域福祉計画は、「大田市総合計画」の福祉分野の下位計画であるとともに、「大田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「大田市子ども・子育て支援事業計画」、「大田市障がい者計画」、「大田市障がい福祉計画・大田市障がい児福祉計画」、「大田市健康増進計画」、「大田市食育推進計画」、「大田市健やか親子計画」、「大田市自死対策計画」の上位計画として位置付け、これらの計画と整合性を図ります。

また、「大田市人権尊重のまちづくり条例」、「大田市多文化共生推進計画」、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」などと連携を図りながら推進します。

図1-1 関連計画等との関係図



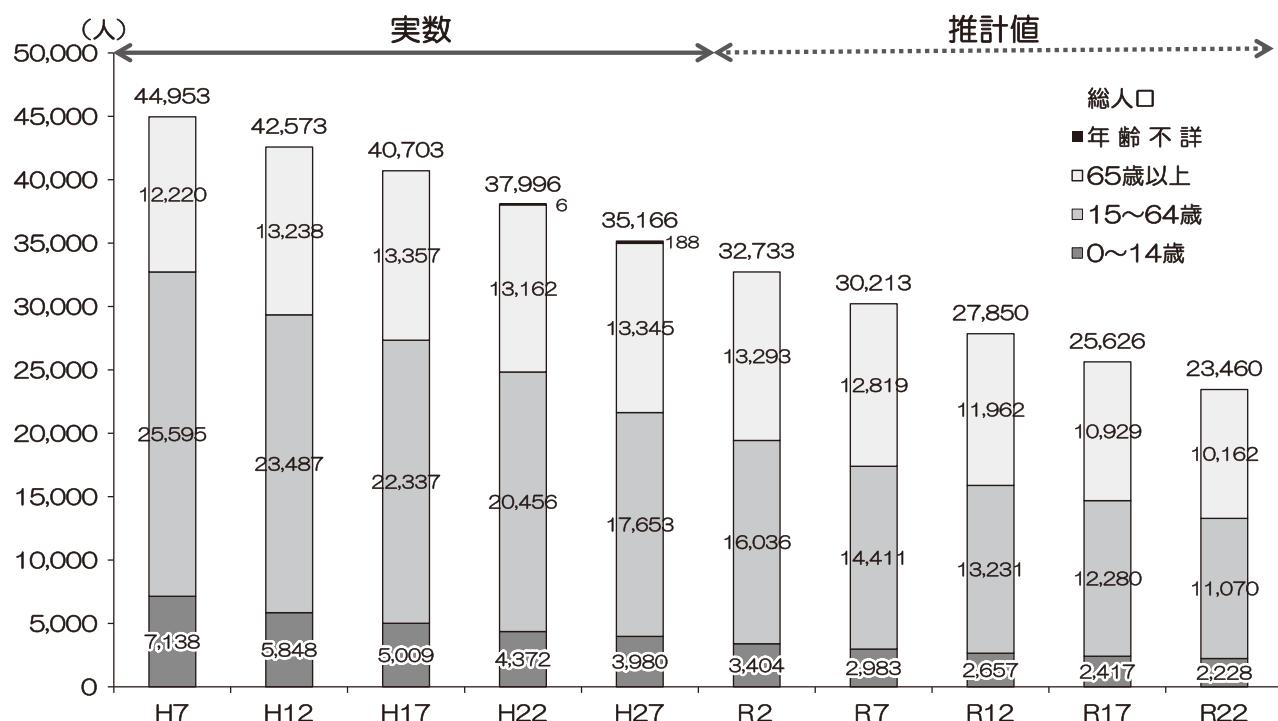
## ③計画の期間

計画の期間は、令和3年度～令和6年度の4年間とします。  
(2021年4月～2025年3月)

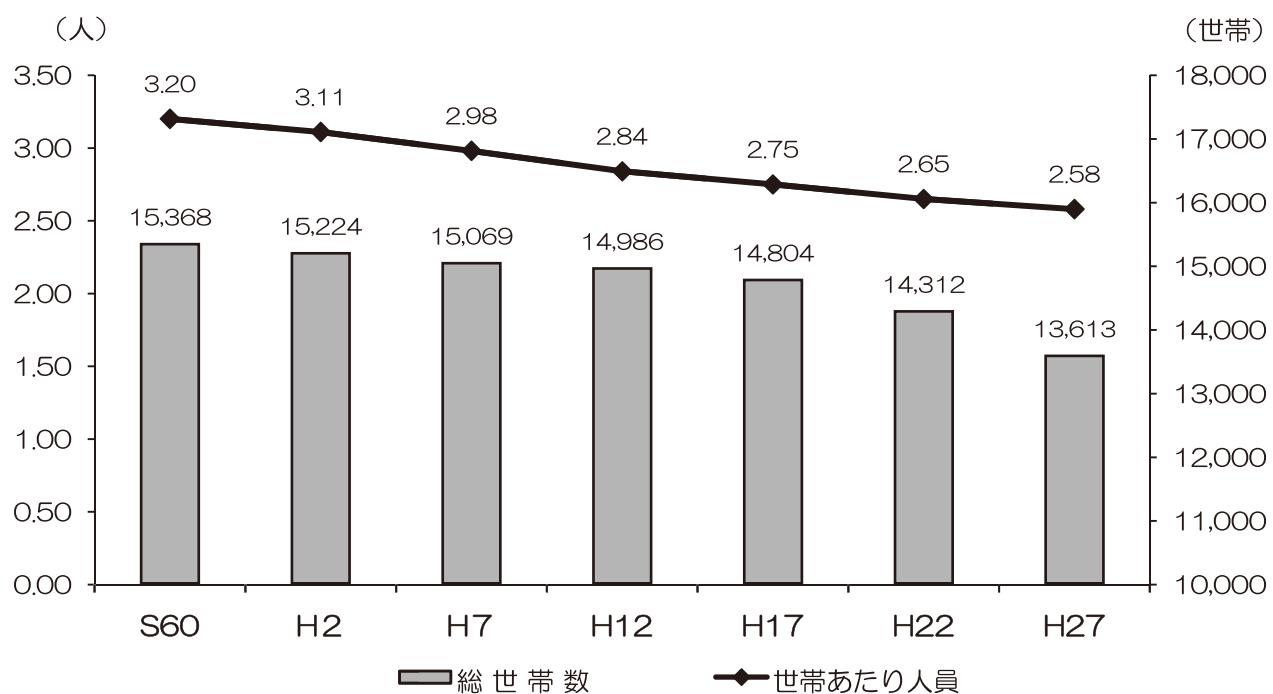
### (3) 大田市の現状と課題

#### ① 大田市の状況と動向

##### 1) 人口(国勢調査・推計人口)

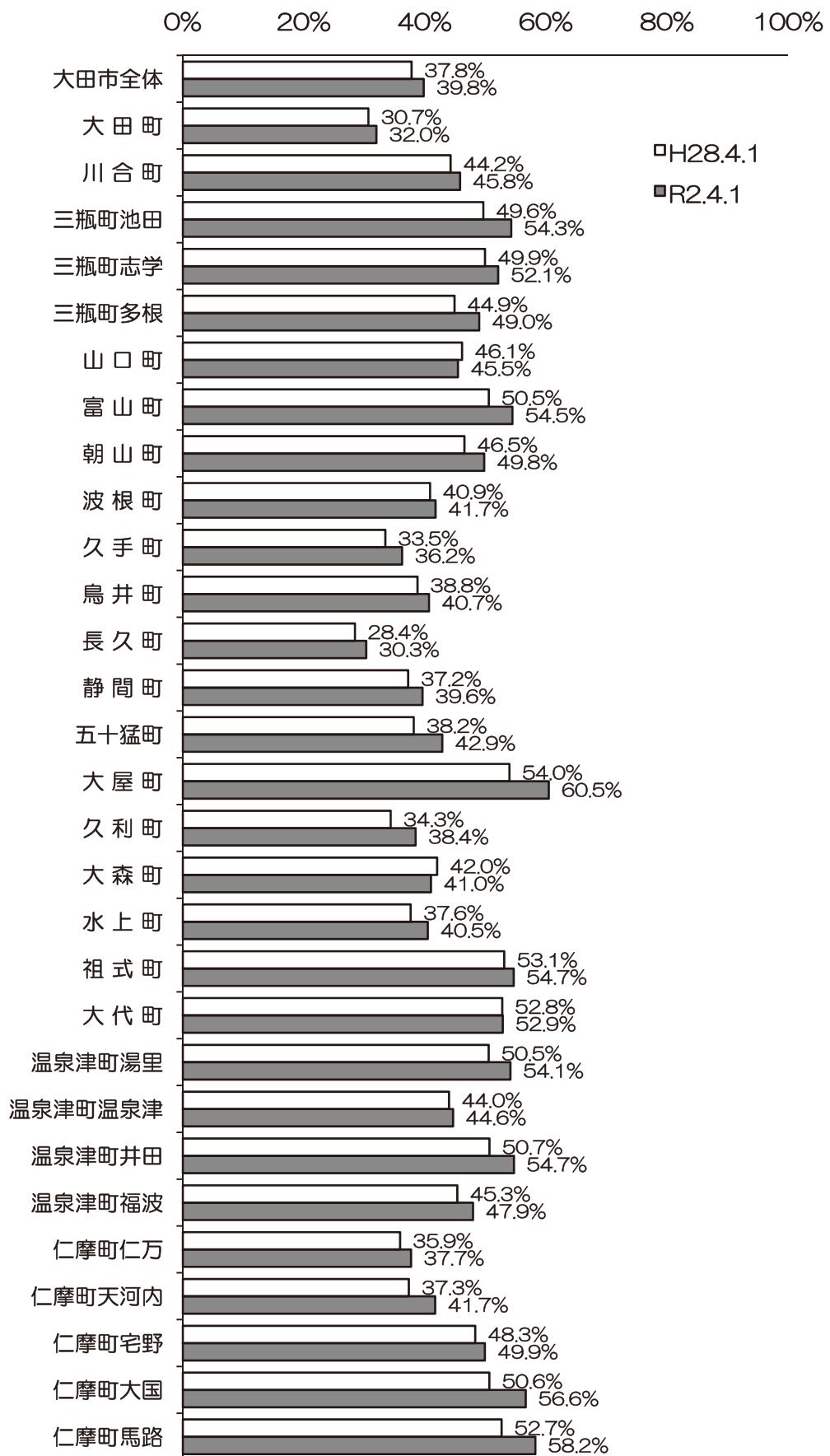


##### 2) 世帯数



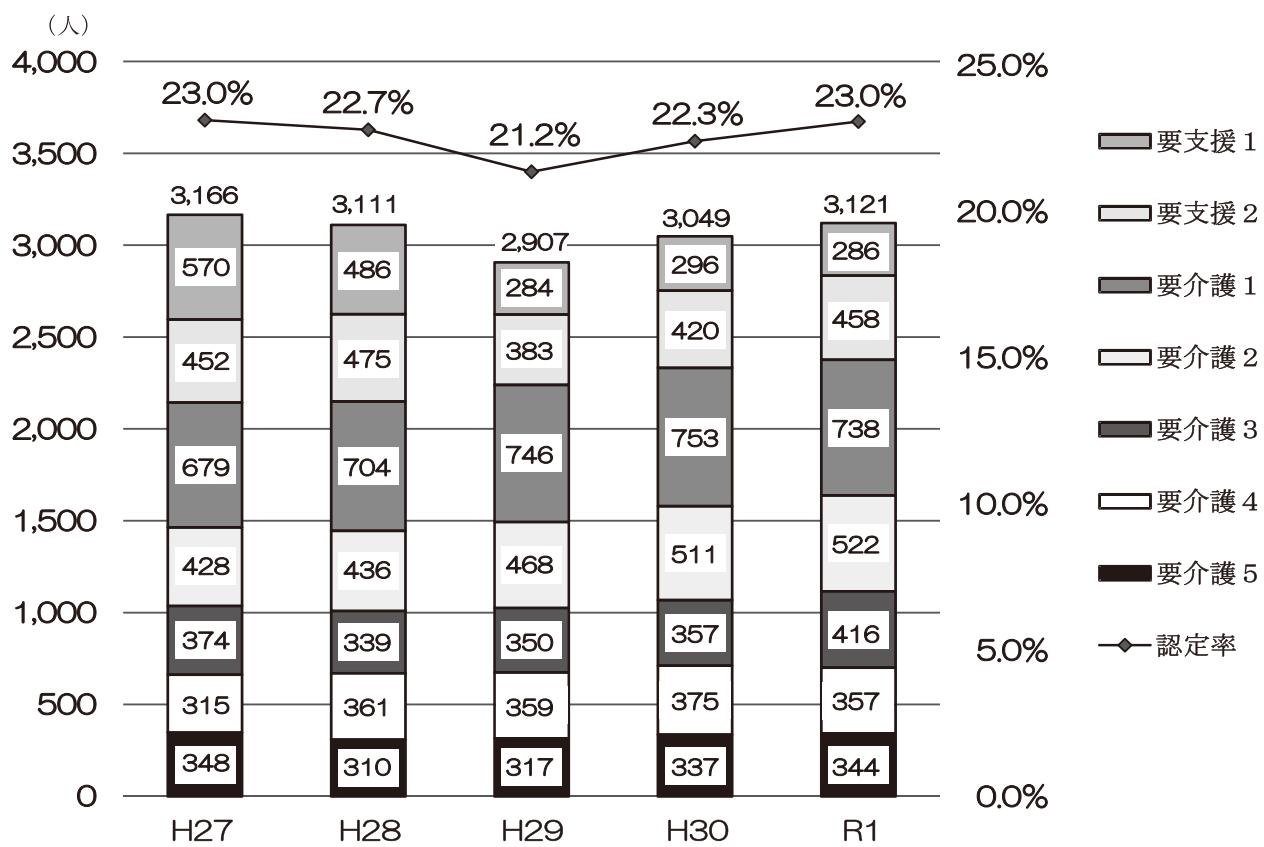
資料：国勢調査

### 3) 高齢化率



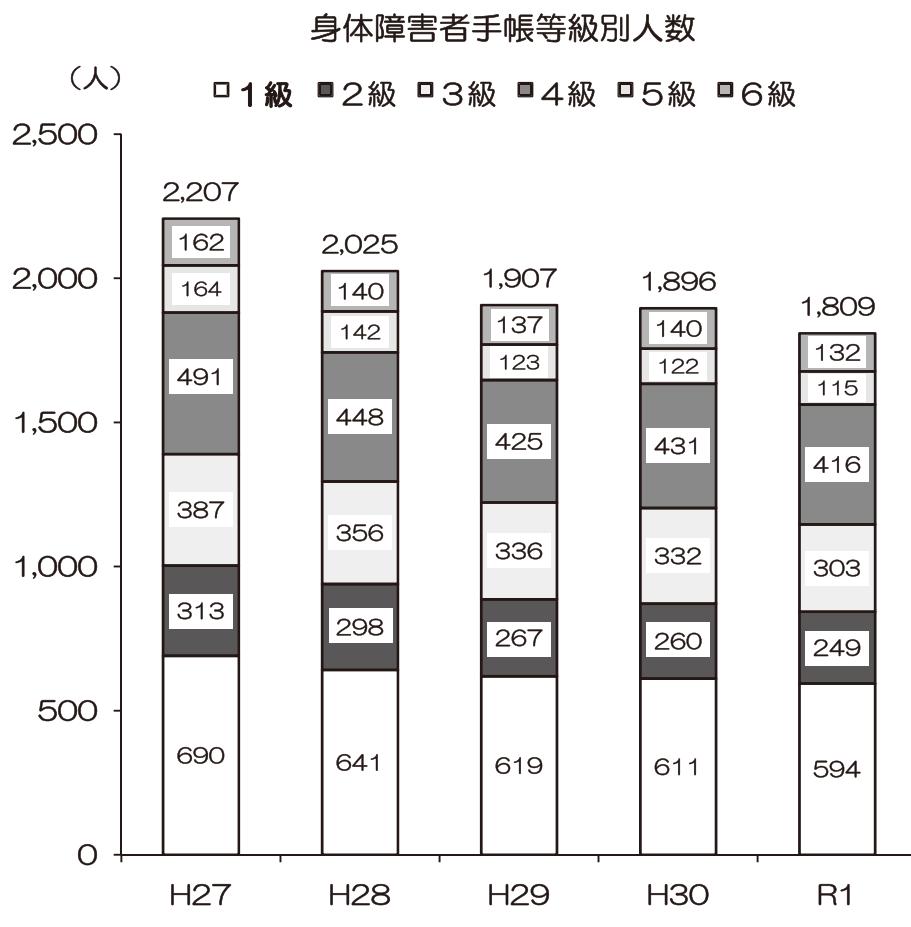
資料：大田市市民課（4月1日現在）

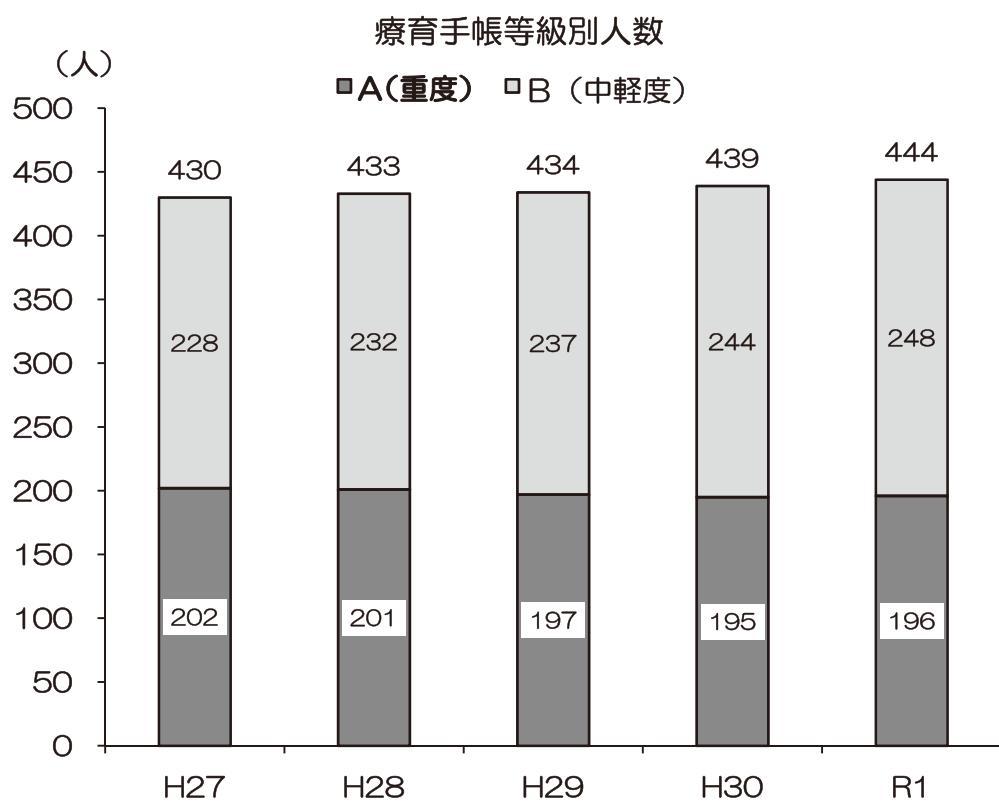
#### 4) 高齢者の要支援・要介護の状況



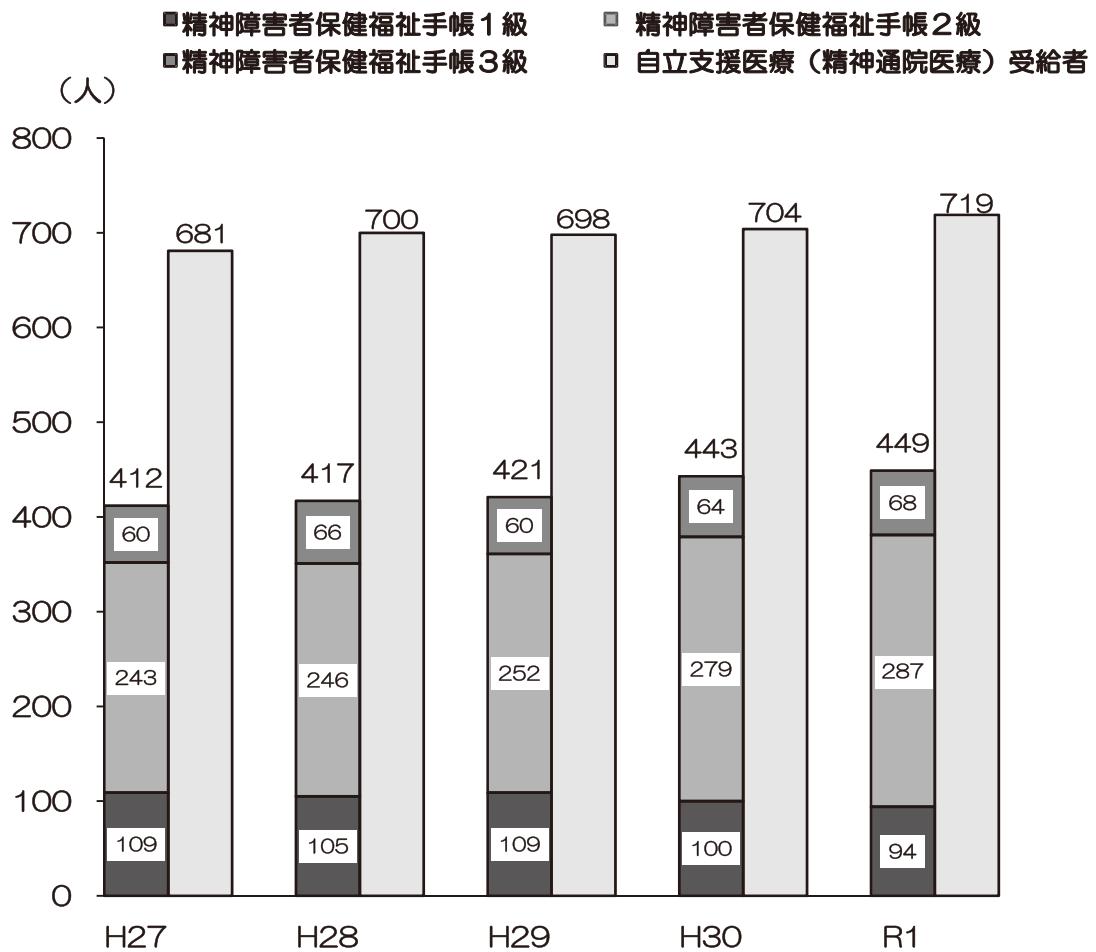
資料：介護保険事業状況報告（年度末現在）

#### 5) 障がい者手帳等級別人数



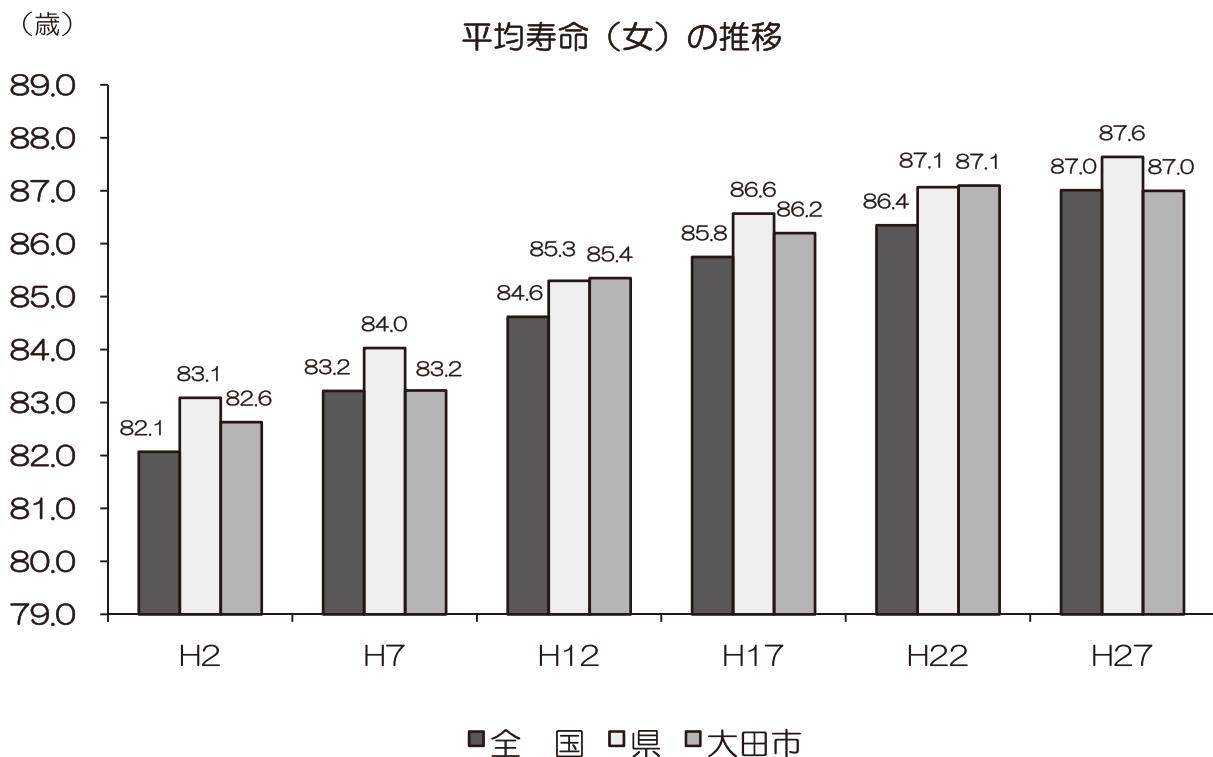
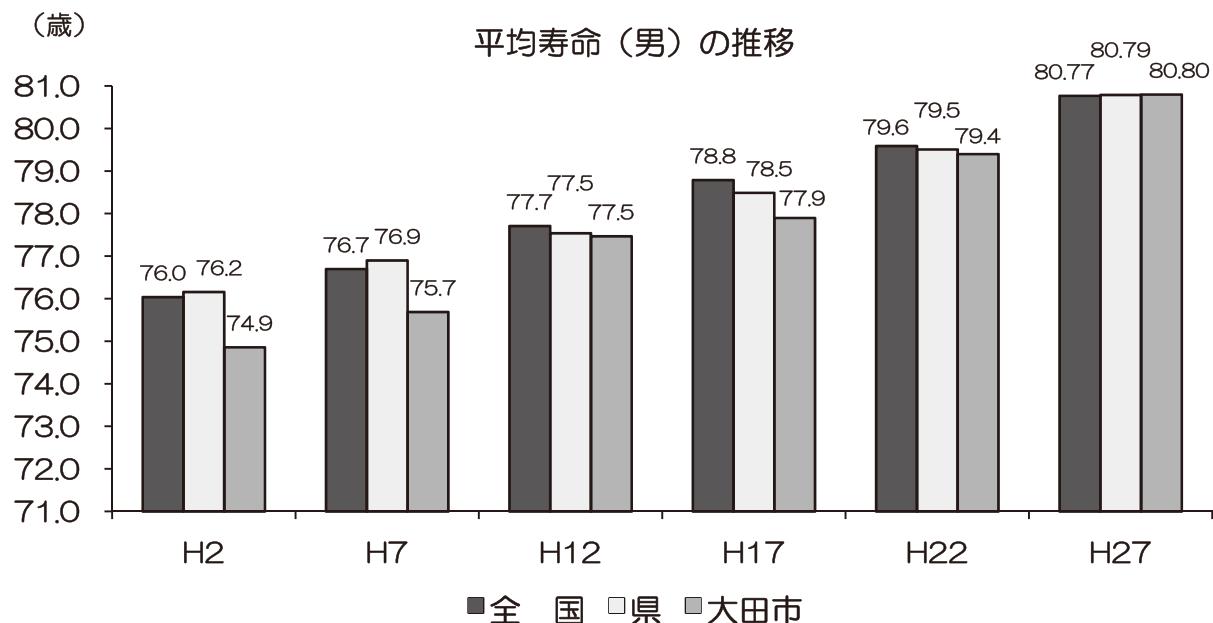


精神障害者保健福祉手帳  
・自立支援医療費（精神通院医療）受給者数



資料：島根県立心と体の相談センター（年度末現在）

## 6) 平均寿命の年次推移



資料：国勢調査

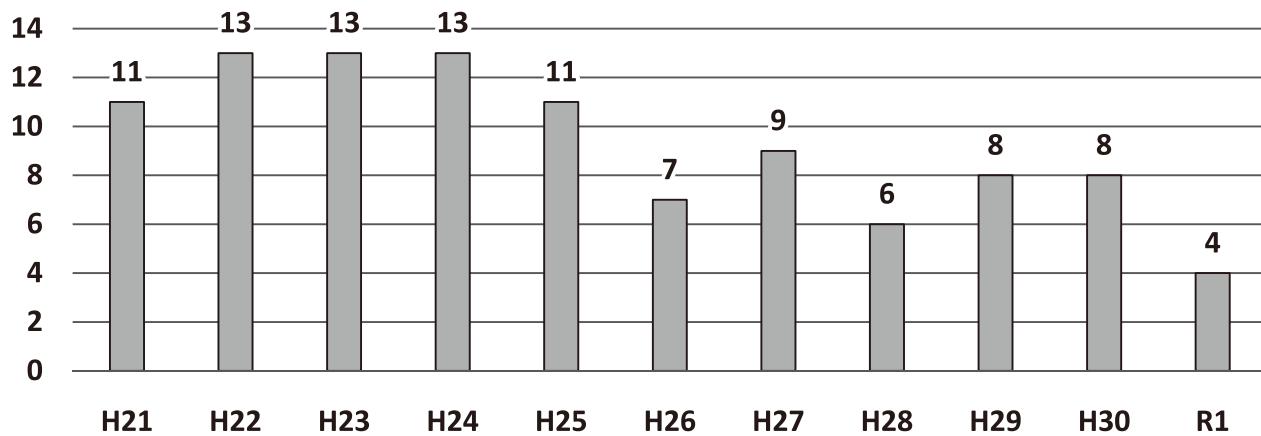
## 7) 主要死因別死亡数

単位：人

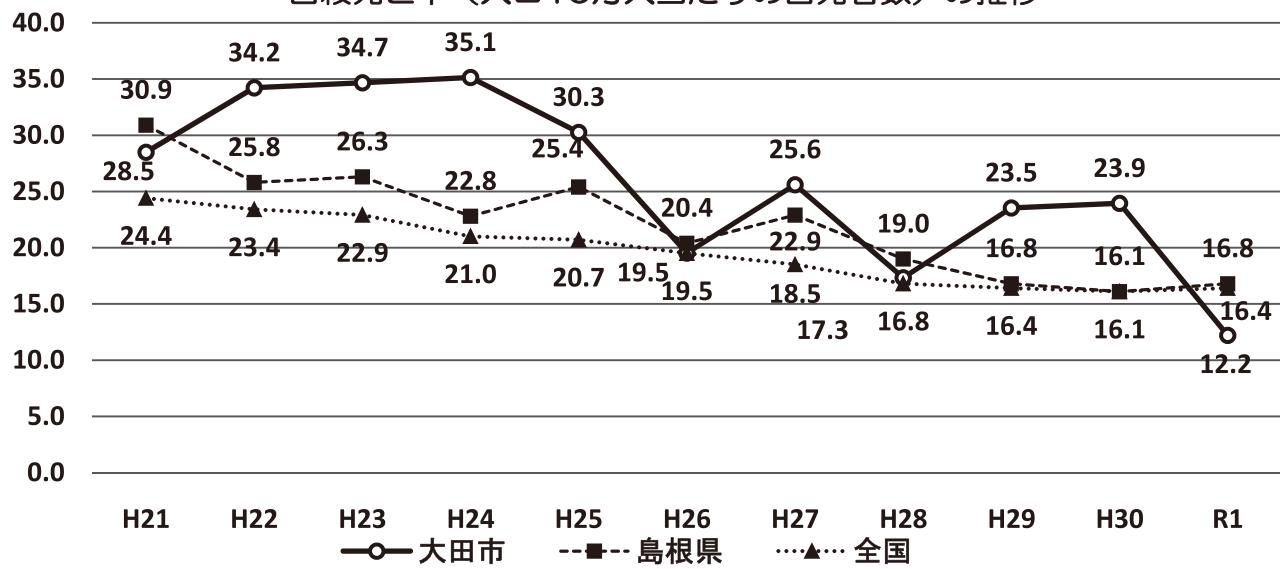
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
脳血管疾患	63	63	65	66	71	68	60	67	73	72	49
悪性新生物	171	161	178	153	148	158	170	148	146	145	167
心疾患	110	99	113	119	95	83	113	113	106	96	97
不慮の事故	20	16	18	24	13	20	15	22	11	21	10
肝疾患	5	7	4	7	5	7	9	7	11	8	6
肺 炎	52	46	62	69	96	69	45	53	35	20	21
自殺	11	13	13	13	11	7	9	6	8	8	4
糖尿病	6	5	9	5	7	9	3	3	8	8	8
大動脈瘤及び解離	5	14	7	8	4	4	9	9	11	6	6
老 衰	19	26	21	19	18	16	35	35	20	34	27
腎不全	7	10	11	15	7	14	10	10	9	17	15
その他	116	128	144	147	173	125	144	204	189	168	204
合 計	585	588	645	645	648	580	622	677	627	603	614

(人)

自死者数の推移

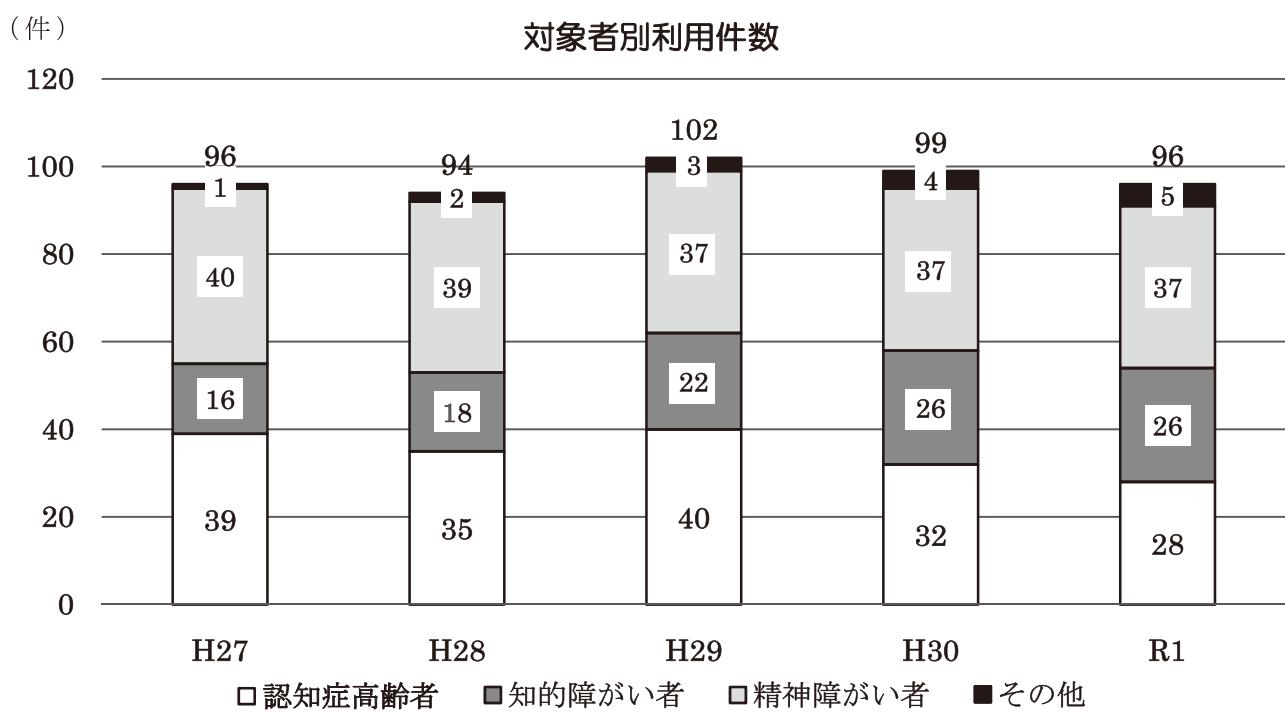
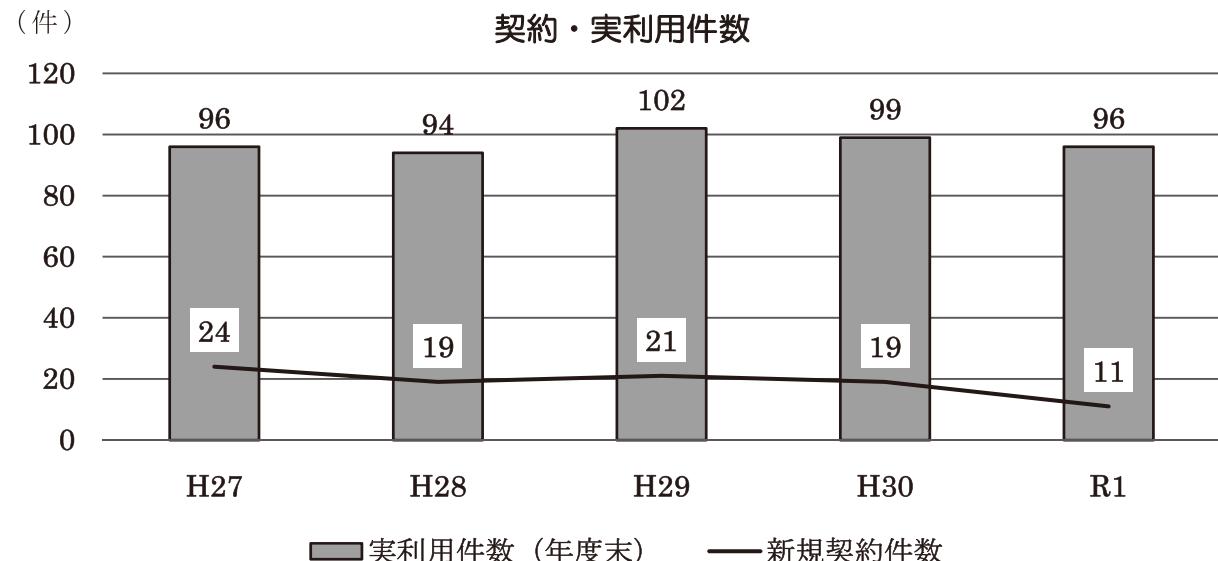


自殺死亡率（人口10万人当たりの自死者数）の推移



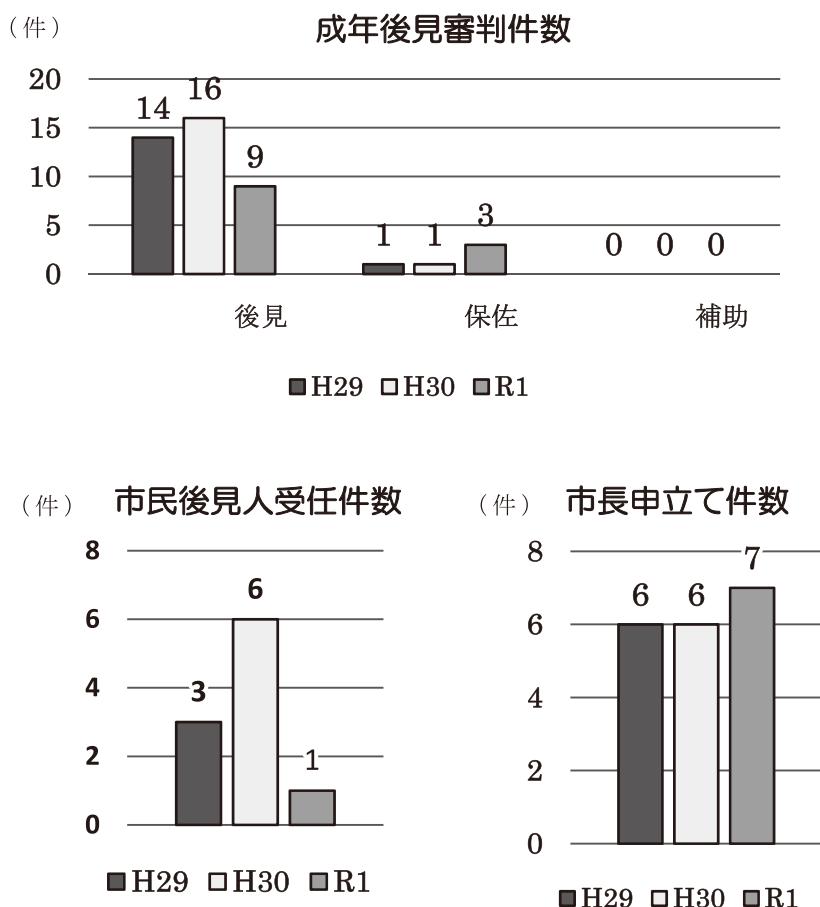
資料：人口動態統計

## 8) 日常生活自立支援事業



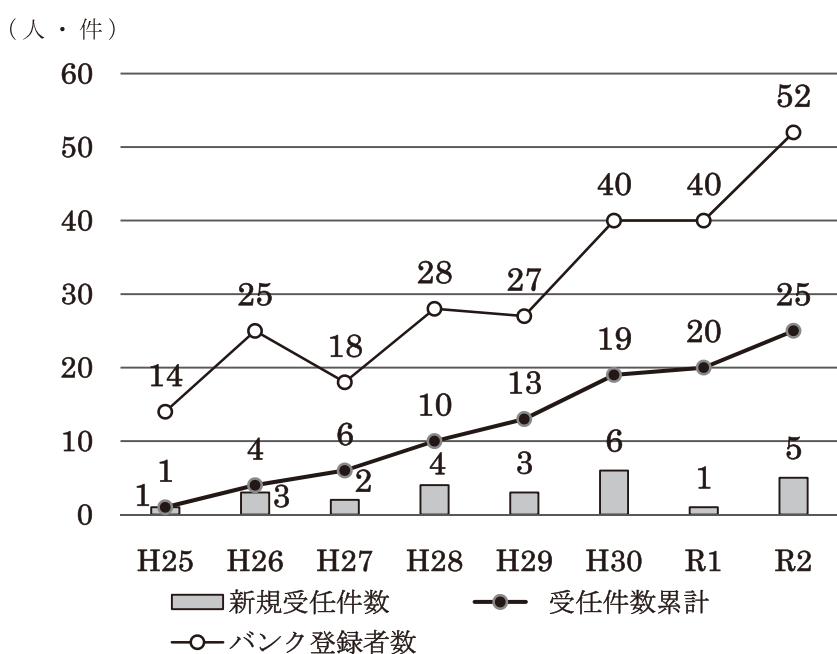
資料：大田市社会福祉協議会（年度末現在）

## 9) 成年後見の審判件数



資料：松江家庭裁判所（年度末現在）

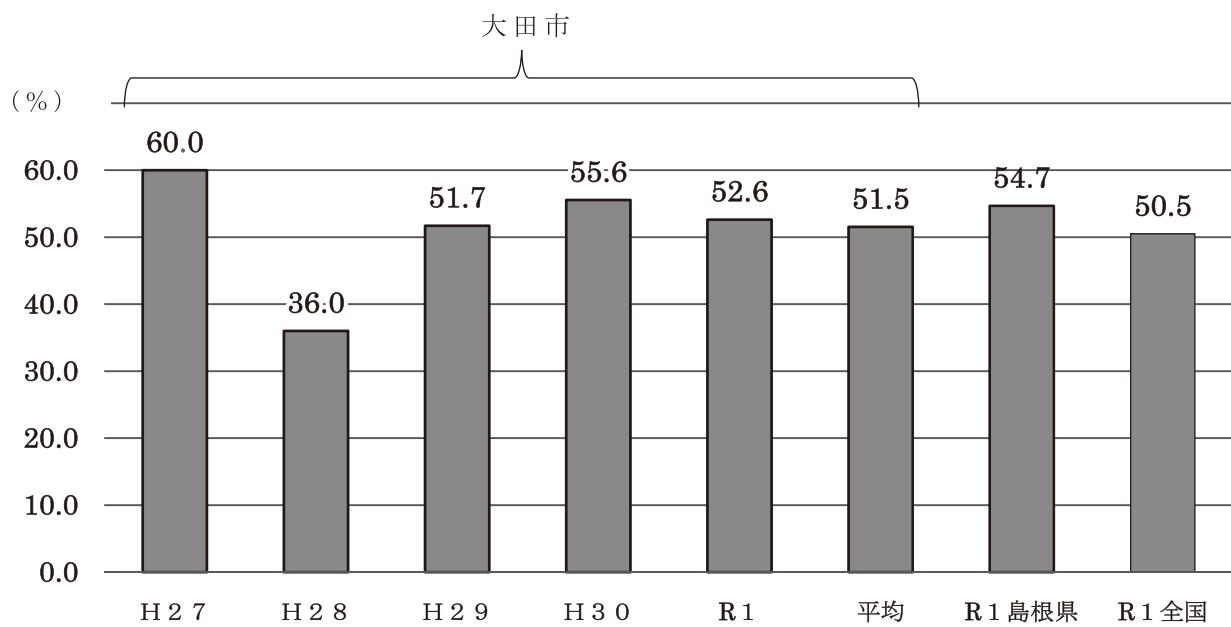
## 10) 市民後見人のバンク登録者及び受任状況



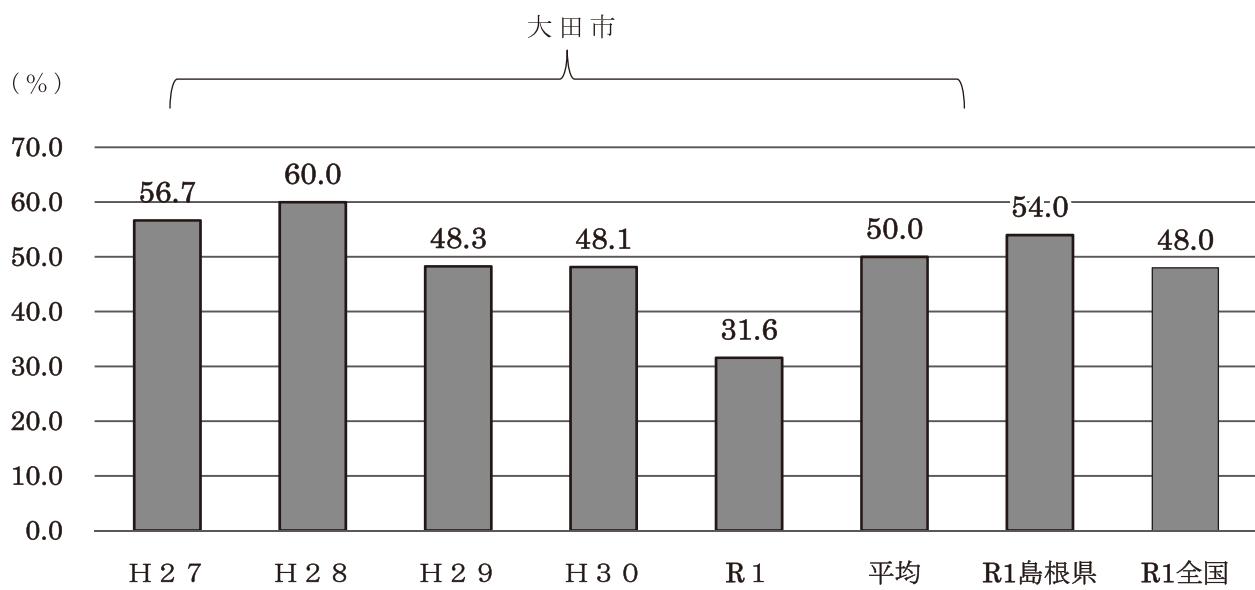
資料：大田市社会福祉協議会（年度末現在）  
※R2年については9月末

## 11) 犯罪統計（少年を除く）

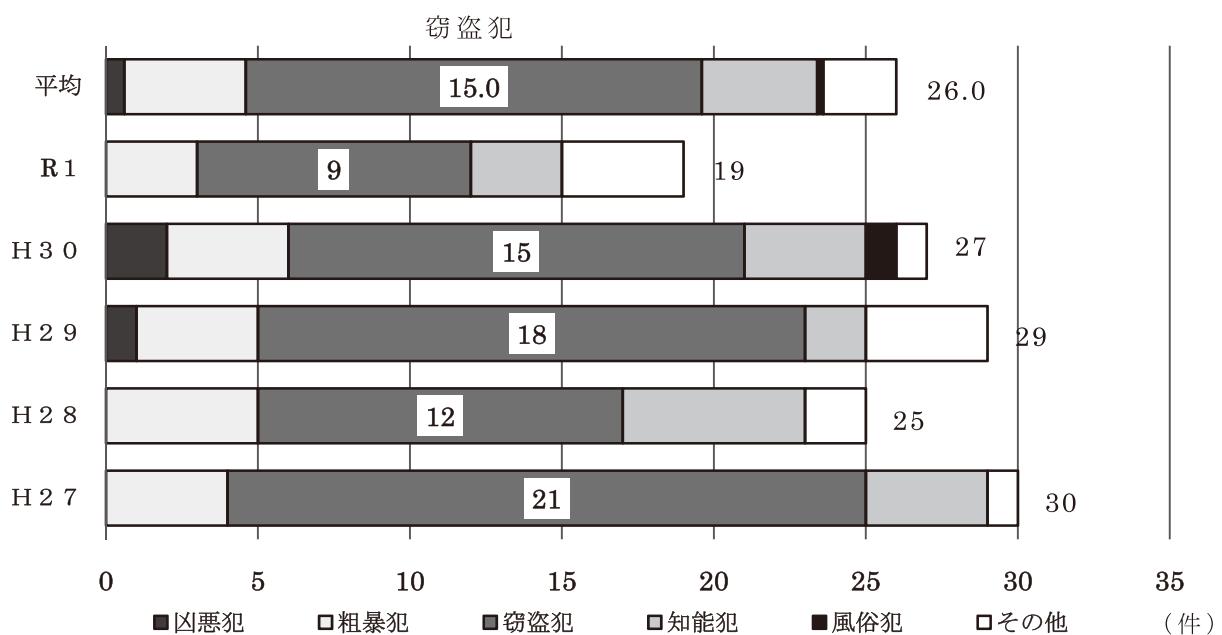
### ア 再犯率



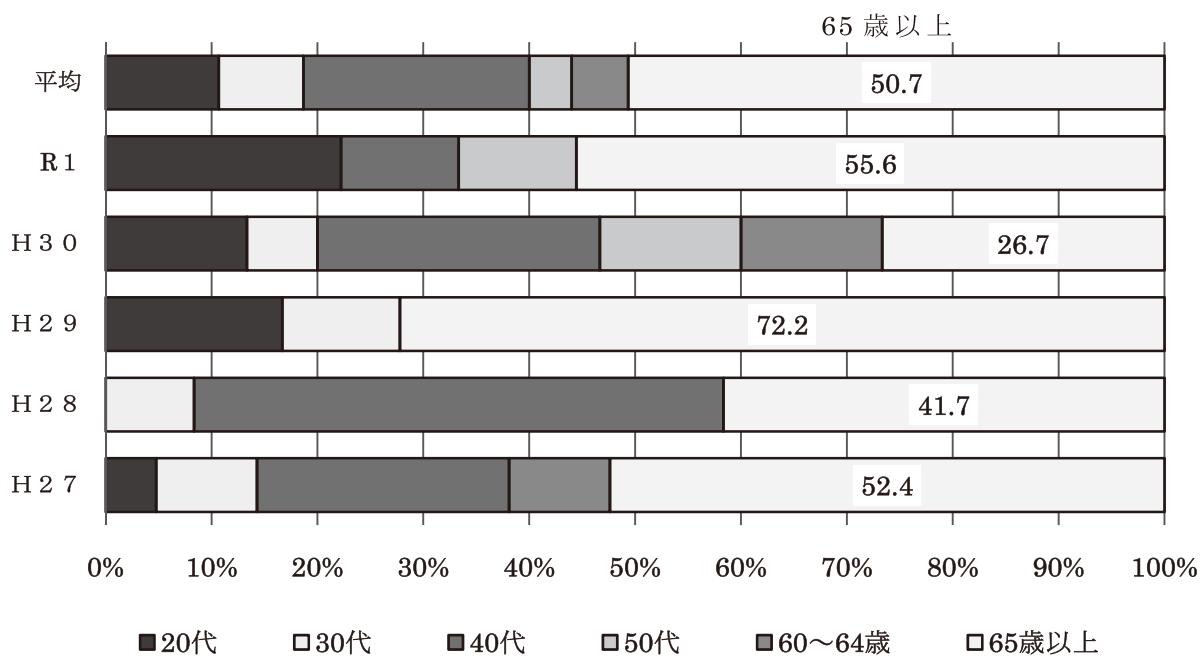
### イ 犯行時の職業の有無（無職者の割合）



## ウ 罪種別件数



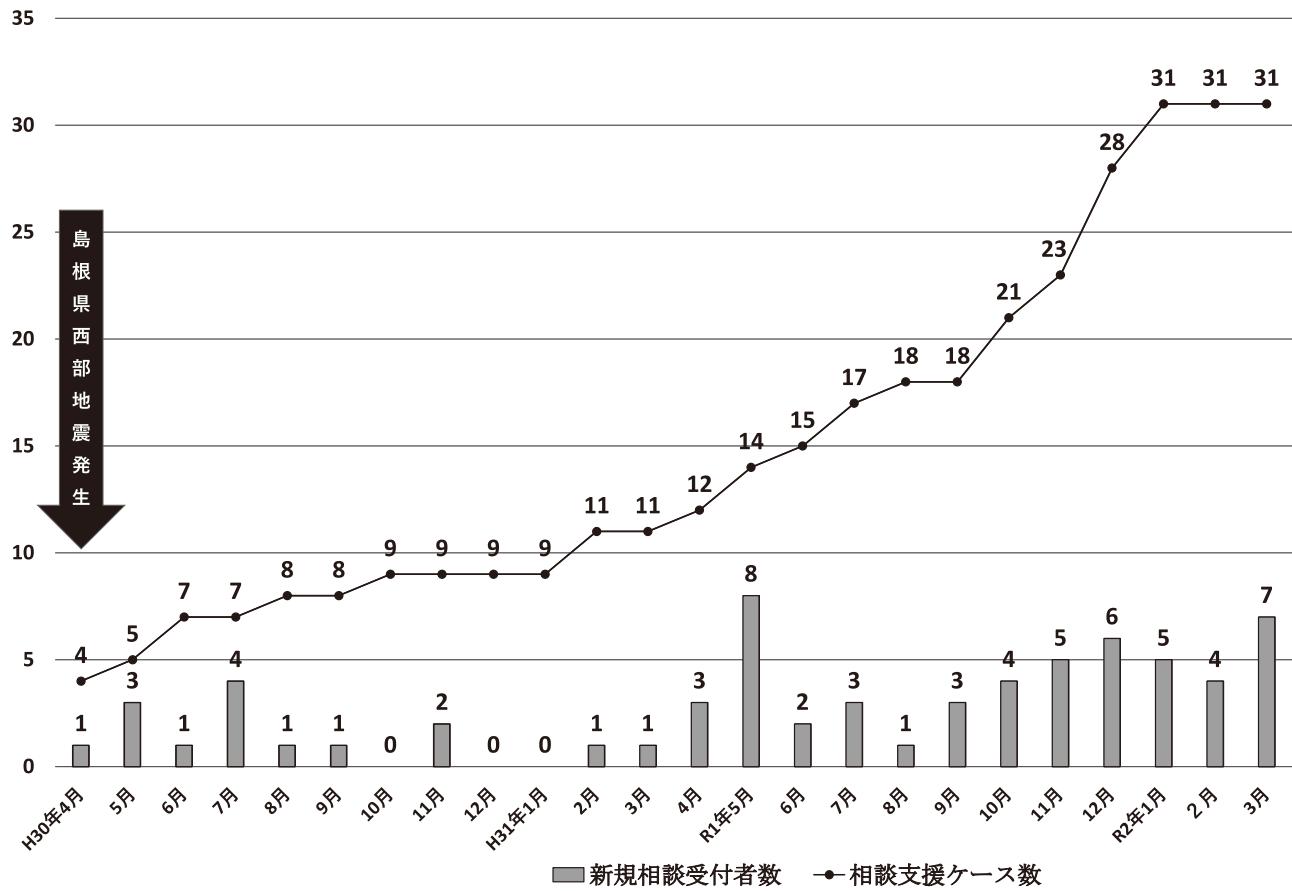
## エ 窃盜犯年齢別割合



資料：犯罪統計

## 12) 生活困窮者自立相談支援事業

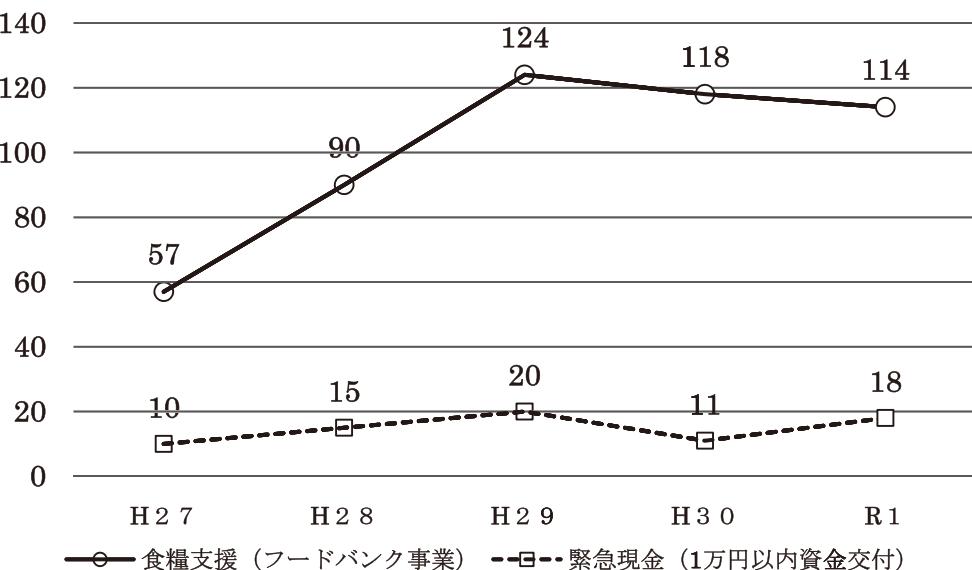
(件)



資料：生活困窮者自立支援統計システム

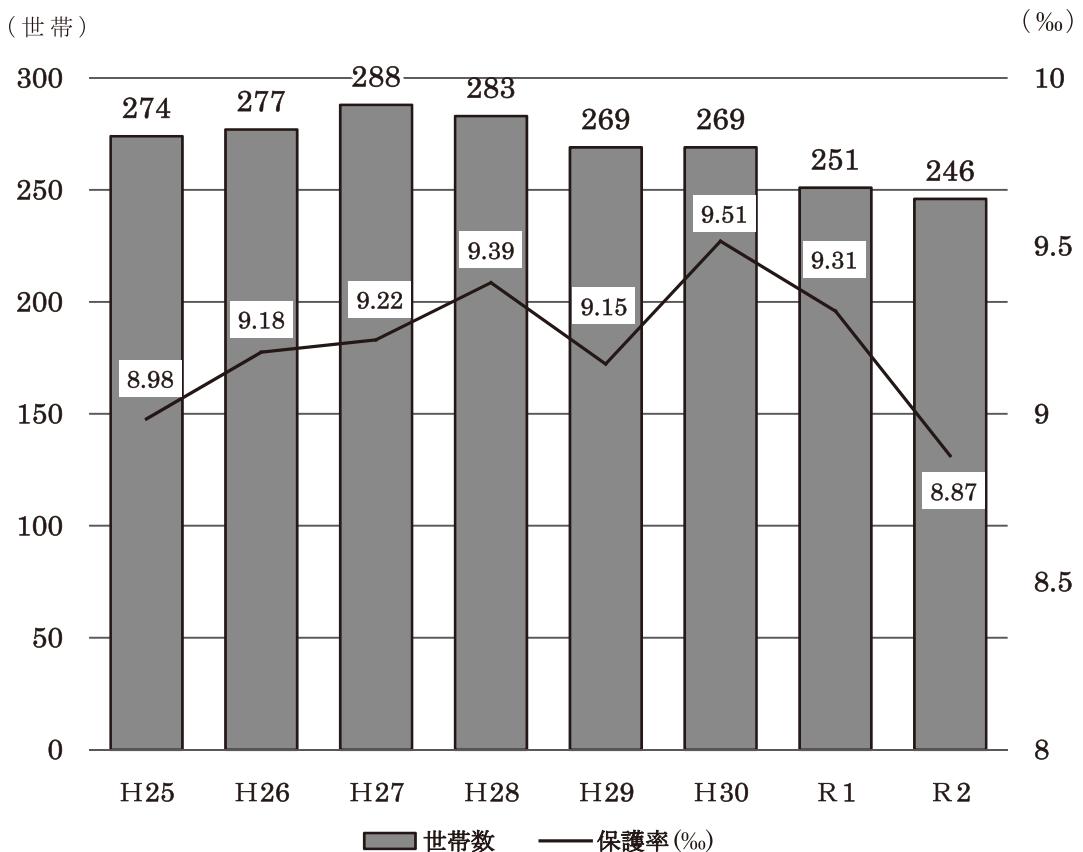
(件)

## 緊急支援



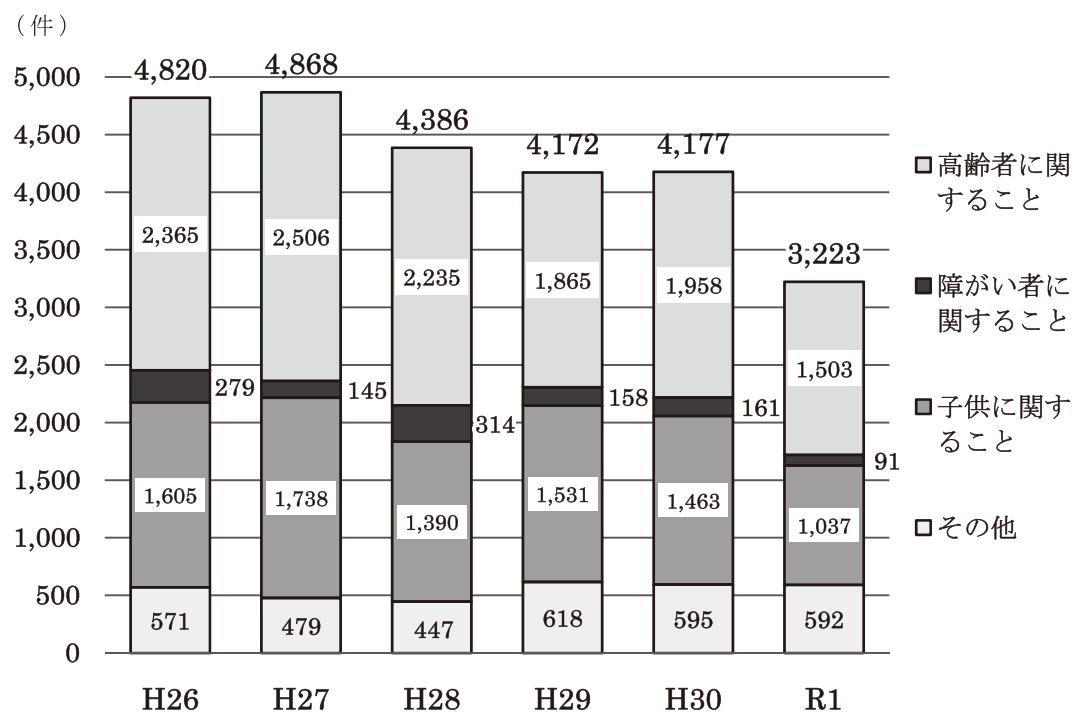
資料：大田市社会福祉協議会（年度末現在）

### 13) 生活保護受給世帯数及び保護率



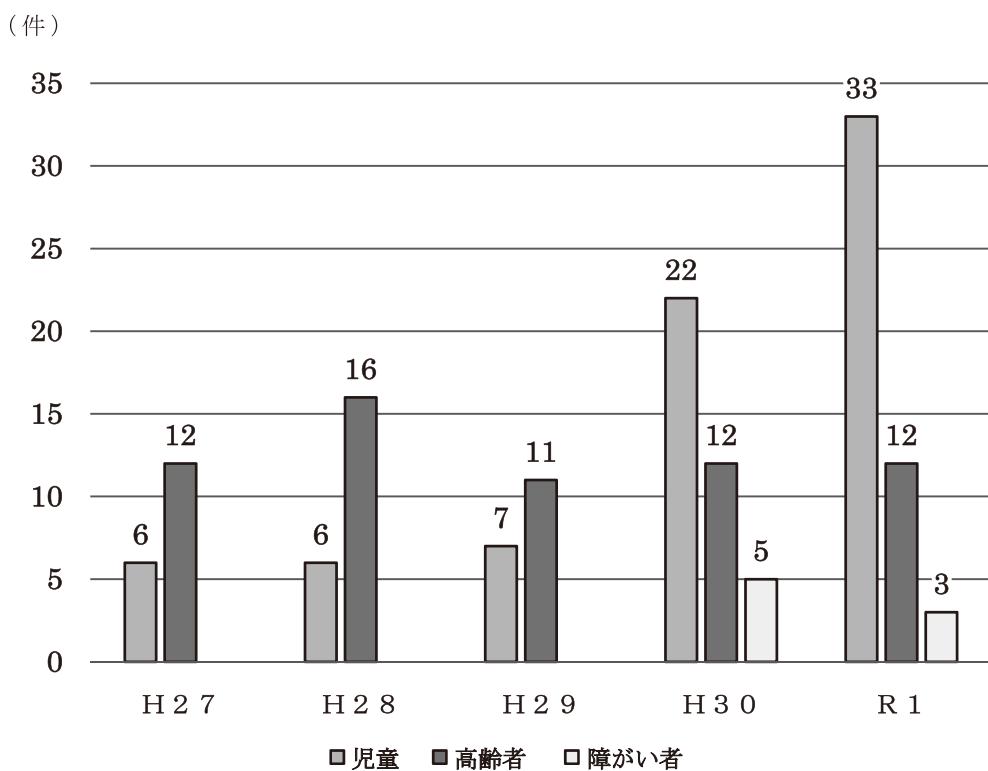
資料：大田市地域福祉課（4月1日現在）

### 14) 民生委員・児童委員、主任児童委員 相談・支援件数



資料：大田市地域福祉課（年度末現在）

## 15) 虐待相談等件数（児童・高齢者・障がい者）



資料：大田市（子ども家庭相談室・介護保険課・地域福祉課）

※障がい者のデータはH30年度から（年度末現在）

## ②市内事業所・団体へのヒアリング状況

高 齢 者	現在の取組み状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険・高齢者サービス           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム、ショートステイ</li> <li>・居宅介護支援</li> <li>・訪問介護・訪問入浴</li> <li>・デイサービス</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・空家の賃貸（法人の取組み、市外）</li> <li>・施設職員等による研究発表会の開催</li> </ul> </li> <li>(2) シニアクラブ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり（スポーツ大会、体力測定、健康教室、各種大会等）</li> <li>・友愛訪問～弁当の配達、見守り活動等</li> <li>・奉仕活動～環境美化活動、施設訪問等</li> <li>・生きがいづくり～福祉展、芸能大会、囲碁・将棋大会等</li> </ul> </li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域活動についての課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフが確保できない</li> <li>・男性参加者が少ない</li> <li>・バリアフリー環境のある会場が少ない</li> <li>・会員数が減少している</li> <li>・運転免許返納に伴い活動参加者が減少している</li> <li>・運営費が不足している</li> <li>・奉仕の精神が希薄化している</li> </ul> </li> <li>(2) 高齢者サービス事業所についての課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響による地域の交流事業への参加が難しくなっている</li> <li>・介護職員等の人材が不足している</li> </ul> </li> </ul>
障 が い (者)	現在の取組み状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談支援事業所           <ul style="list-style-type: none"> <li>・3障がい及び発達障がい児・者の相談対応</li> <li>・特定相談支援事業（サービス等利用計画作成、定期訪問）</li> </ul> </li> <li>(2) 精神障がい者の居場所支援（ひきこもり予防）</li> <li>(3) 高次脳機能障がい者支援拠点事業（圏域）</li> <li>(4) 就労継続支援B型作業所           <ul style="list-style-type: none"> <li>・パン工房部門（パン・ラスク製造、訪問販売）</li> <li>・縫製品部門（R2年はマスクも製造）</li> <li>・農芸部門（ハウス栽培、盆のお供え砂糖も製造）</li> </ul> </li> <li>(5) グループホーム</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい福祉サービスについての課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児が利用できるサービスが少ない</li> <li>・グループホームなど支援付きの住まいが少ない</li> <li>・高次脳機能障がいのリハビリ専門機関がない</li> <li>・ひきこもり支援を行うための人材が不足している</li> <li>・障がい特性がある場合、介護保険サービスに移行しにくい（65歳問題）</li> <li>・障がい者の健康増進・重症化予防のための取組みが少ない</li> </ul> </li> </ul>

子 ど も	現在の取組み状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子育てサロン           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園や小学校との交流</li> <li>・父親参加型の交流イベント</li> <li>・まちづくりセンターと連携した町民とのワークショップ</li> <li>・活動費は地区社協からの助成</li> </ul> </li> <li>(2) 子ども・若者の居場所「ほっとスペースゆきみーる」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・10代～39歳のひきこもり傾向の若者に居場所を提供</li> <li>・大田市適応指導教室「あすなろ教室」との連携</li> <li>・商品仕分けなどのアルバイト体験</li> </ul> </li> <li>(3) 多世代交流型こども食堂「みーる堂」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者と地域の大人が食事を通して交流できる場を月1回開催(第3土曜日、参加費300円 ※子ども・若者は無料)</li> </ul> </li> <li>(4) 保育園及び認定こども園           <ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児保育、延長保育</li> </ul> </li> <li>(5) 子育て支援センター(あゆみ保育園)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・8名登録(毎日利用する人もある)</li> </ul> </li> <li>(6) ファミリーサポートセンター           <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録制(150名)</li> </ul> </li> <li>(7) 放課後児童クラブ「スマイル」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアでスタートし、令和元年11月認可</li> </ul> </li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子育て情報についての課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する情報が、子育て中の親に伝わっていない</li> </ul> </li> <li>(2) 保育所の運営についての課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児数が減少している</li> <li>・保育士が不足している</li> </ul> </li> <li>(3) 子ども・若者の居場所づくりについての課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・家と学校以外の第3の「居場所」が少ない</li> <li>・学校内に「居場所」、専門スタッフ・ボランティアの配置が必要である</li> <li>・働くことができない若者の「居場所」の確保が必要である</li> <li>・中間的な就労(体験)の場がない</li> </ul> </li> <li>(4) その他の課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭の生活の変化により、協力が得られない家庭もある</li> <li>・地域との交流が少ない</li> <li>・子どもが遊べる公園が少ない</li> <li>・新型コロナ感染症の影響により外出できず、孤立している世帯がある</li> </ul> </li> </ul>
健 康	現在の取組み状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康づくりについて           <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ教室</li> <li>・高齢者体力アップ教室(市委託事業)</li> <li>・出張出前講座</li> </ul> </li> <li>(2) サロン活動について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の生きがいづくり</li> <li>・65歳以上の高齢者との会食(交流)</li> <li>・保健師や栄養士による健康・栄養講座</li> </ul> </li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康づくりについての課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康関連の情報共有の場が必要である</li> <li>・リハビリや民間事業所等の関連機関との連携が必要である</li> <li>・行政が持つ健康データを活かす取組みが必要である</li> <li>・地域での取組みは、現状の職員体制では困難である</li> </ul> </li> <li>(2) サロン活動についての課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者、スタッフの高齢化が進んでいる</li> <li>・コロナ対策の徹底が困難である</li> <li>・運営費が不足している</li> <li>・会場の環境整備が必要である</li> </ul> </li> </ul>

	現在の取組み状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域住民からの相談について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談等への対応及び関係機関へのつなぎ</li> </ul> </li> <li>(2) 地区社協の取組みについて           <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動外出支援に関する取組み・検討</li> <li>・世代間交流事業</li> <li>・配食事業</li> <li>・高齢者の安否確認</li> <li>・高齢者の健康づくり事業</li> </ul> </li> <li>(3) 防災について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災研修の開催</li> <li>・住民同士の交流や防災に関する親子学習</li> <li>・小学校にて防災クラブ立上げ</li> <li>・防災資機材の整備</li> <li>・地域住民と小学生による非常食づくり</li> <li>・要支援者台帳の作成</li> </ul> </li> </ul>
地域	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域福祉・生活課題についての課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり者の実態把握及び支援対策が必要である</li> <li>・高齢者への生活支援が行き届いていない (移動・外出支援、安否確認等)</li> <li>・空き家対策が必要である (倒壊の危険のある建物)</li> <li>・アパート居住者の状況把握が困難である</li> <li>・地域生活課題に対する認識が希薄化している (8050問題、ゴミ出し問題等)</li> <li>・自治会加入率が低下している</li> <li>・民生委員・児童委員のなり手が不足している</li> <li>・農作物等への鳥獣対策が必要である</li> </ul> </li> <li>(2) 組織運営についての課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード面、事務作業など、地区社協とまちづくりセンターの連携が必要</li> <li>・地区社協、自治会及びまちづくりセンターとの連携による地域福祉事業の推進が不足している</li> </ul> </li> <li>(3) 防災についての課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の活用が難しい</li> <li>・災害時対応の共有ができていない</li> <li>・活動予算が不足している</li> </ul> </li> </ul>
その他	現在の取組み状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保護司会（「大田市地方再犯防止推進計画」策定）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会を明るくする運動」などの広報活動</li> <li>・更生保護活動</li> <li>・更生保護サポートセンターを市より借用（無償、仁摩町）</li> </ul> </li> <li>(2) 成年後見支援センター           <ul style="list-style-type: none"> <li>（「大田市成年後見制度利用促進計画」策定）               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域連携ネットワーク・中核機関が担うべき機能の多くを有する</li> </ul> </li> <li>①広報機能 ②相談機能 ③成年後見制度利用促進機能               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人養成講座の開催、登録</li> <li>・受任者調整等の支援</li> <li>・任意での後見監督</li> </ul> </li> <li>(3) 後見フォーラムの開催、出前講座</li> </ul> </li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保護司会についての課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司（特に女性）及び女性会メンバーの確保が難しい</li> </ul> </li> <li>(2) 成年後見支援センターについての課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関として、さらなる機能の充実が必要である</li> <li>・親族後見人に対しての支援が必要である</li> </ul> </li> </ul>

### ③第2次計画の評価・分析

#### ◆第2次大田市地域福祉計画（大田市分）

基本施策	評価分析
基本方針1 「保健・福祉サービスの適切な利用の促進」	
く（ 伝え られ る情 報を 必要 とす る構 築する 人に 正し た）	<p>○利用できる福祉サービス等の情報をまとめた「高齢者べんり帳」「障がい者べんり帳」を作成・配布した。</p> <p>○妊婦・子育て世代に対しては、「子育てアプリおおだっこ」などスマートフォンやパソコンから必要なサービス情報を入手できるアプリを導入した。</p> <p>○広報おおだ、ぎんざんテレビ及び市ホームページに各種制度・窓口案内情報を掲載し市民に周知を図った。</p> <p>○視覚障がい者に市からの郵便物の内容を知らせるために、郵便物に点字シールを貼付して配布した。</p>
	<p>○各種会議・行事の場を活用して、関連する制度についての一層の周知</p> <p>○「子育てアプリおおだっこ」等WEBサイトの登録者の増加</p> <p>○見やすさ・読みやすさ・探しやすさに配慮した情報発信</p> <p>○外国人向け、障がい者に配慮した情報発信</p> <p>○情報の定期的な内容更新</p>
談（ 対応 体制 の構 築して よかつ た」と と思 える 相	<p>○子ども、障がい者、高齢者の分野ごとの相談支援機関の職員に対し、相談援助にかかる専門知識や技術の習得、個人情報保護の遵守徹底等について研修を実施した。</p> <p>○関係機関の職員が、対象者に関する情報を共有し協力して支援が行えるよう「生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議」等の各分野の会議を開催した。</p> <p>○制度の狭間の問題や複雑化・複合化した地域課題に対応するため、分野を超えて関係機関が集まり包括的支援を検討する実務者会議や代表者会議を開催した。</p> <p>○育児中の母親の悩みを解決するために「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施した。</p> <p>○民生委員・児童委員の相談に対応する相談専用ダイヤルを設置した。</p> <p>※「実務者会議」：大田市地域福祉推進支援機関実務者会議（毎月開催） 「代表者会議」：大田市地域福祉推進支援機関代表者会議（年1回開催）</p>
	<p>○子ども家庭総合支援拠点設置に向けた協議・体制整備（令和4年度までに）</p> <p>○府内連携体制の一層の推進</p> <p>○実務者会議、代表者会議を活用した包括的支援体制の構築</p> <p>○関係者、関係機関の顔の見える関係づくり</p> <p>○新型コロナウイルス感染症による新たな差別発生に伴う人権研修の実施</p> <p>○地域住民に対する民生委員・児童委員（活動）の理解・周知</p>
制（ 度の 利 用 促 進 成 年 後 見	<p>○大田市社会福祉協議会に「大田市成年後見支援センター」の運営を委託し、市民後見人を確保するため「市民後見人養成講座」を隔年で実施するとともに、成年後見制度の利用促進を図るため出前講座及び講演会を開催した。</p>
	<p>○市民・関係機関への成年後見制度の一層の周知</p> <p>○市民後見人登録者の増加</p> <p>○成年後見制度利用促進計画の策定</p>

基本方針2 「地域福祉を目的とした事業の推進」		
体感へ 制を4 の可 構能迅 築に速 すか るつ 情的 報確 共な 有対	取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関の職員が、対象者に関する情報を共有し協力して支援が行えるよう「生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議」等の各分野の会議を開催した。(再掲)</li> <li>○制度の狭間の問題や複雑化・複合化した地域課題に対応するため、分野を超えて関係機関が集まり包括的支援を検討する実務者会議や代表者会議を開催した。(再掲)</li> <li>○子どもの成長の過程や支援に必要な情報等をまとめた「相談支援ファイル」の見直しを行った。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府内連携体制の一層の推進(再掲)</li> <li>○実務者会議、代表者会議を活用した包括的支援体制の構築(再掲)</li> <li>○関係者、関係機関の顔の見える関係づくり(再掲)</li> <li>○「相談支援ファイル」の活用促進</li> </ul>
ス(一 ー5) の 推進 地域 福祉 を支 える 「小 さな ビジ ネ	取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民主体の活動を支援した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「放課後児童クラブ」の立ち上げを支援</li> <li>・市内20か所に生活支援コーディネーターを配置</li> </ul> </li> <li>○地域活動団体に対して委託・補助事業を実施した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域子育て支援拠点事業」、「ファミリーサポートセンター事業」(委託)</li> <li>・「放課後児童クラブ」(補助)、「子ども若者支援事業」(委託)</li> </ul> </li> <li>○大田市社会福祉協議会に対して委託・補助事業を実施した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉支え合い推進事業、生活困窮者自立相談支援事業等を委託</li> <li>・サロン活動や地域活動等、自主事業実施のための入会費等を補助</li> </ul> </li> <li>○大田市社会福祉協議会が中心になって、市内の法人等が協働で地域貢献活動が展開できるよう「社会福祉法人連絡会」を設立した。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民、社会福祉法人、NPO法人、地域活動団体及び生活支援コーディネーター等を中心に、地域生活課題を把握できる仕組みづくり</li> <li>○住民の主体的な活動を促す支援</li> <li>○社会福祉法人による「地域における公益的な取組(地域貢献活動)」の実施・展開に向け、地域生活課題を情報提供</li> <li>○市内NPO法人等が「子供の未来応援基金」を活用できるよう検討・助言</li> </ul>
を(未 然 に 防 ぐ か 支 れ 体 制 の 構 築 を 要 支 援 者 の 被 害	取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障がい者虐待防止センター」を設置し、関係者、関係機関からの通報相談により要支援者の早期発見・早期支援を行った。</li> <li>○妊娠期から子育て期にわたり安心して妊娠・出産・育児が行える支援体制づくりとして「母子健康包括支援センター」を設置した(令和元年度～)。</li> <li>○自死の危険性の高い人を早期に発見し関係機関につなぐため、ゲートキーパー養成研修修了者の拡充を図った。</li> <li>○各地区の民生児童委員協議会に出席し情報共有を図った。</li> <li>○「おおだふれあい会館」において、課題を有する人に寄り添った支援を行った。</li> <li>○自主防災組織の組織率 44.6% (令和2年3月末現在)</li> <li>○避難行動要支援者の名簿掲載同意率 47.1% (同)</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ボランティアから情報が寄せられる仕組みづくり(顔のみえる関係づくり)</li> <li>○「子ども家庭総合支援拠点」の機能充実(幅広い相談対応、ワンストップ窓口)のための体制整備</li> <li>○「SOSネット」の周知と活用しやすい仕組みの検討</li> <li>○自主防災組織の増加</li> <li>○避難行動要支援者の名簿掲載同意率の向上と支援体制の構築</li> </ul>
進(スケ ビ向 け7) のた 継行 満 足 改 度 善 祉 向 のサ 上 推 しに	取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各計画策定時に、ニーズ把握のためのアンケート調査を行った。</li> <li>○各分野の関係者会議において、現状と課題を共有し検証及び改善方法について検討した。</li> <li>○苦情の内容に応じて、関係機関につなぐ苦情解決体制を構築した。</li> <li>○大田市社会福祉協議会が中心になって、市内の法人等が協働で地域貢献活動が展開できるよう「社会福祉法人連絡会」を設立した。(再掲)</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他分野のニーズであっても、関係機関に確實につなげられる普段からの顔の見える関係づくり</li> <li>○現場レベルのニーズ把握から責任者レベルに制度提案ができる体制づくり</li> </ul>

**基本方針3 「地域福祉活動に対する住民参加の促進」**

地域（8） 福祉継続的 的な高参 度化を 推進す る	取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「高齢者通いの場」などにおいて、生きがい・健康づくり活動や介護予防運動などを行うとともに、閉じこもり予防のために友愛活動等を実施した。</li> <li>○大田市社会福祉協議会に「大田市成年後見支援センター」の運営を委託し、成年後見制度の普及啓発を図るとともに、隔年で「市民後見人養成講座」を開催、修了者をバンク登録し、市民後見人を含む成年後見人の受任調整を行った。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住み慣れた地域での活動や医療・介護等のサービスにつなげるための、医療関係等団体と連携した保健指導等の健康支援</li> <li>○先進的な活動を行っている地区社協等の団体に対して、県が実施する「しまね流福祉のまちづくり活動団体知事表彰」や「健康づくり活動団体表彰」等の表彰制度への積極的な推薦</li> </ul>
の動（育） （成前） 地域 な福 人社 材活	取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ゲートキーパー、健康づくり推進員、食育ボランティア、認知症サポーター等各種ボランティアの養成を行った。</li> <li>○20地区に生活支援コーディネーターを配置した。</li> <li>○アンケート調査の結果、「地域での支えあいの必要性」を感じている人は9割であった。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な広報手段（媒体）を活用して、ボランティア活動等の周知</li> <li>○保健・福祉活動の実践者への地域共生社会に向けた意識の醸成</li> </ul>

◆第2次大田市地域福祉活動計画（大田市社会福祉協議会）

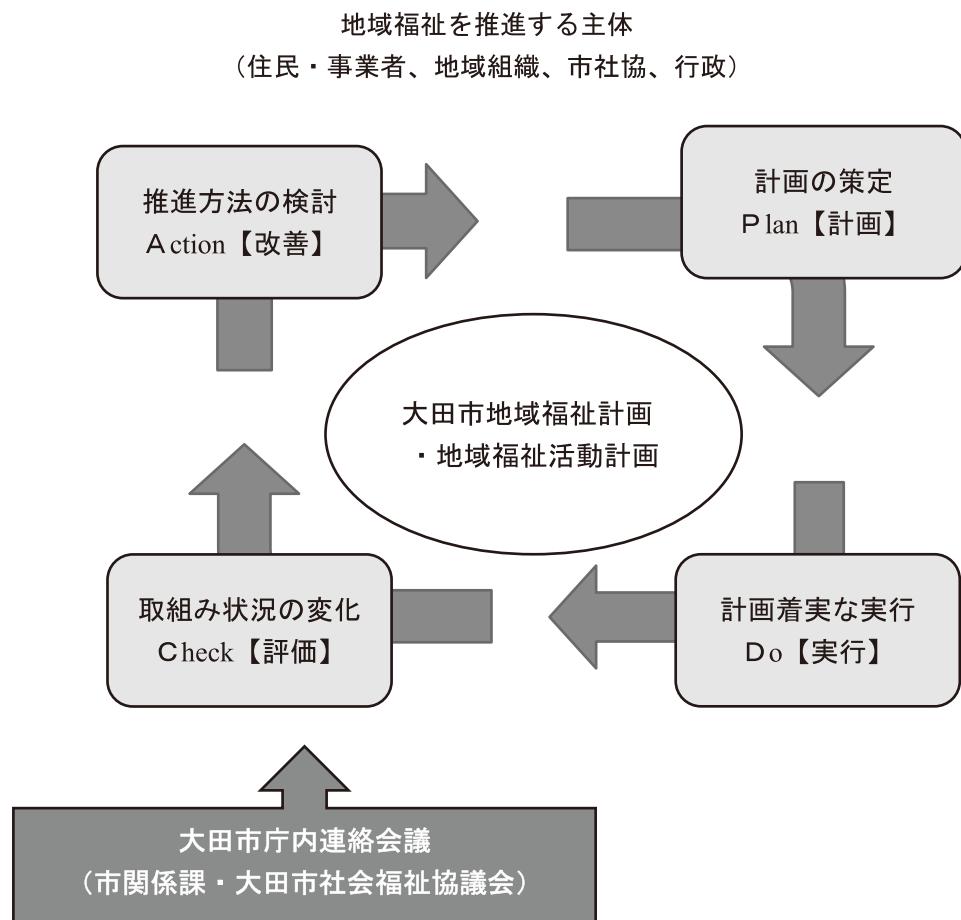
推進目標	評価分析	
1. 住民参加による地域福祉活動の推進	取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活課題への関心や解決へ向けた地域福祉力の向上を図るため、地区を担当するCSW（コミュニティーサーチャルワーカー）が地区社協を中心とした地域の活動団体と連携し、話し合いの場づくりや地域での研修会を開催した。</li> <li>○地域福祉支え合い推進事業、生活支援体制整備事業、地域介護予防活動支援事業を大田市より受託し、地域での体制づくりや新たな取組みへ向けた支援のほか、サロンなどの住民活動へのサポートを行った。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民同士の話し合いの場づくりにより地域生活課題への関心や意識啓発に成果は感じられるが、解決へ向けた住民参加による活動の実践へのアプローチや支援が必要。</li> <li>○地域での様々な団体の現状やニーズ把握を十分に行い、活動の継続や活性化への支援計画が必要。</li> <li>○地区社協の事務局体制の強化や安定した事業運営について行政と連携した支援が必要。</li> </ul>
	取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉支え合い推進事業の受託により、「ふくしょろず相談窓口」を開設し、相談を受けとめ関係機関が連携して解決へ向けて取り組む体制を整備したほか、地域でのつながりを深めるための場づくりを福祉委員や民生委員・児童委員との連携により進めた。</li> <li>○生活困窮者自立相談支援事業を受託し「生活サポートセンターおおだ」で包括的な支援により対応した。</li> <li>○「障がい者社会参加促進事業」の受託により障がい者の社会参加を促進する活動の場づくりを進めた。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関との連携体制は構築されたが、地域との連動性を持たせ、社会的な孤立の解消に向けた居場所づくり、支援プログラムづくりなど地域への参加を支援する体制や必要な社会資源の開発を進める必要がある。</li> <li>○多様化・複雑化する地域生活課題に対し、地域や関係機関との連携により早期発見と対応を進めることが必要。</li> </ul>
2. 在宅生活の自立を支える活動の推進	取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な広報媒体の活用によりボランティア活動に関する情報を発信し新たな活動につながった。</li> <li>○ボランティア団体の交流事業により活動状況の把握や団体相互のつながりづくりが図れた。</li> <li>○平成30年4月に発生した地震災害をきっかけとして、日ごろからの助け合いづくりの意識醸成を図った。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動への関心を高め参加しやすい環境づくりが必要。</li> <li>○一方的な情報発信だけでなく、問い合わせや要望に隨時対応していくために様々な媒体を効果的に活用していく必要がある。</li> <li>○災害時に必要な支えあい意識や日ごろからの見守り体制について関心を高めるため、継続した啓発と日常生活での見守りの体制づくりに取り組む必要がある。</li> </ul>
3. ボランティア活動の推進		

4. 福祉の心・人材の育成	取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○継続して実施した地域での研修事業による地域生活課題への関心の高まりから具体的な取組みへの協議へ進む地域が増加した。</li> <li>○サロン活動などの自主的な住民活動の支援としてプログラムや活動運営支援を積極的に実施し、活動の活性化を図った。</li> <li>○「あいサポート研修」や「福祉体験学習」により障がいや高齢者への理解を深めることができた。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活課題解決へ向けた取組みの実践へ向け、CSW が積極的なアプローチやきっかけづくりを行い推進する必要がある。</li> <li>○福祉教育活動においては地域の社会教育分野や福祉関係機関との連携により対象者に応じたプログラムづくりを行う必要がある。</li> <li>○実施事業だけでなく各地区の取組み状況などの情報を広報媒体を活用して提供し関心と理解を深めることも大切である。</li> </ul>
5. 権利擁護の推進	取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行や施設入所など、関係機関との連携により利用者支援に努めた。</li> <li>○成年後見制度利用支援事業の活用や受任者の増加により多様な事例の蓄積と人材バンクの交流が充実してきている。</li> <li>○総合的な相談支援体制の構築を目指し、支援者が抱える複合的課題の解決へ向けた体制づくりに取り組んだ。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○複合的な課題を抱えた事例や制度の狭間への対応の必要性が増加しており、関係機関の連携体制づくりと併せ、必要な支援やしくみづくりの検討及び実践が必要になっている。</li> <li>○成年後見制度の利用の促進と就労中の専門職の活動について職場での理解促進に向けた検討が必要。</li> </ul>
6. 組織体制の強化	取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページやフェイスブックなどの新たな広報媒体の活用により、市外・県外在住者に対しての情報発信が可能となった。</li> <li>○市社協各課の連携による問題や情報の共有と組織横断的な支援体制づくりに努めた。</li> <li>○地域福祉の推進に必要な取組みを実践するため積極的に事業を受託し推進体制の整備に努めた。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページの定期的な更新と様々な広報媒体による効果的な情報発信により事業推進を図る必要がある。</li> <li>○人口減少と自治会加入率の低下により自主財源が減収傾向にあり、対策が必要となっている。</li> </ul>

## (4) 計画の推進体制

本計画に基づく施策を進捗管理するため、市庁内関係課と大田市社会福祉協議会で構成する「庁内連絡会議」において、年度ごとに施策の実施状況等の検証・評価を行い、計画の推進を図ります。

図1-2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の継続的な推進イメージ



## **2. 基本的な考え方**

### **(1) 基本理念 『だれもが住みよい「暮らし」をつくる』** サブタイトル 「共に生き、共につながる大田市をめざして」

### **(2) 基本方針**

#### ○基本方針1 「人づくり・地域づくりの推進」

地域福祉活動の推進においては、住民の支えあい意識の醸成や参加促進、リーダーの育成など“人づくり”が重要です。地域で暮らす人々がお互いを尊重し、思いやりの心を育む福祉教育の取組みをライフステージに応じて推進します。

また、地域住民にとって最も身近な存在である「まちづくりセンター」を地域の拠点として、地区社協などの組織との連携強化により地域福祉活動の発展と充実を図り地域づくりに取り組みます。

さらに、民間企業や社会福祉法人等が協働し地域での取組みへの支援や社会（地域）貢献の推進を図ります。

#### ○基本方針2 「包括的な支援体制の構築」

地域の多様な人と資源が、世代や分野を超えてつながり、地域社会と共に創っていく「地域共生社会」の実現及び地域福祉の推進と地域生活課題に対する支援体制の構築に必要な環境づくりを一体的かつ重層的に整備を進める「包括的な支援体制づくり」に取り組みます。

#### ○基本方針3 「福祉サービスが利用しやすい環境づくり」

支援やサービスを必要とする人が安心して利用できる環境づくりを進めるとともに、権利擁護の取組みの充実や必要な情報を分かりやすく提供・発信し、気軽に相談できる体制を整備します。

#### ○基本方針4 「生活課題の解決に向けた取組みの推進」

子ども、障がい者、高齢者の生活課題の解決に必要な支援について、関係機関が連携して取り組む必要があります。必要な情報を効果的に発信しながら、孤立を防ぐための地域とのつながりや仲間づくりの充実を図ります。

また、生活困窮者への自立へ向けた支援や再犯防止対策、ひきこもりや自死対策など、個人の問題としてではなく社会的な取組みとして進めます。

さらに、誰もが生涯にわたって健康で生活が送れるよう健康づくりと介護予防などに取り組みます。

#### ○基本方針5 「安心して暮らし続けることができるまちづくり」

住環境の整備や、買物・通院などの移動手段の確保は安心して暮らすための生活の基本であり、住宅・市内交通担当部局との連携による福祉的な支援を必要とする方への住まいの確保や移動支援、交通機能の充実を図ります。

また、平成30年4月に発生した地震災害による生活への影響は未だ残っており、継続して支援を行う必要があります。地域の中で日頃から見守り合い支え合う地域づくりを推進するため、防災と防犯の体制づくりに取り組みます。

### (3) 第3次計画のめざすべき方向性

本市においては、少子高齢化と人口減少に併せて単身世帯の増加や生活様式の変化から、つながりの希薄化による様々な地域生活課題が生じ、地域や家庭が抱える課題はますます複雑化・多様化しています。

このような状況下において地域生活課題を解決するためには、これまでの制度や分野ごとの縦割りを超えて多機関が連携・協働し、併せて地域の多様な資源や人が世代を超えてつながり、参画する地域ぐるみの取組みが必要になっていきます。

さらに、第2次計画の取組みにおいて明らかになった分野別に設けられている複雑な相談窓口の現状について、多様な困りごとを抱える人の相談を包括的に受け止める体制づくりと併せ、地域生活課題を早期に発見し必要な支援につなげていく取組みが必要です。

これらの地域の状況や第2次計画の取組みにおける様々な課題を踏まえ、子ども、障がい者、高齢者など全ての人が地域での暮らしの中で自分らしく、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる住みよい大田市を創ることをめざし、本計画において次のような方向性をもって取り組みます。

地域共生社会を実現していくための重層的支援体制の整備を  
本計画での重点的取組みとして位置づけます。

#### <取組みの主な内容>

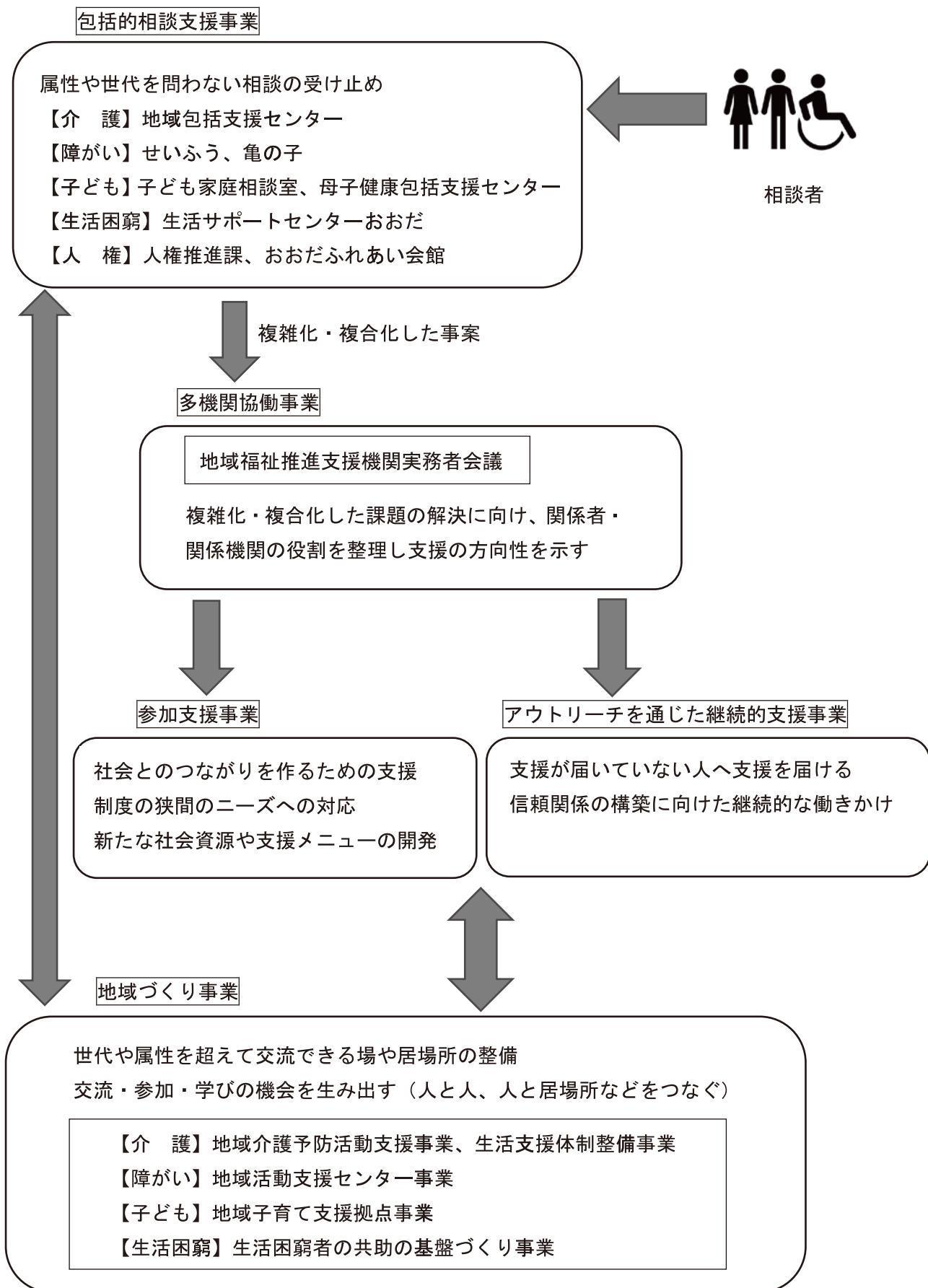
##### 1 ) 包括的な総合相談体制の構築

- ①属性や世代を問わない相談の受けとめ
- ②支援機関のネットワークによる対応
- ③複雑化・複合化した課題を多機関協働事業へつなぐ

##### 2 ) 地域生活課題の解決へ向けた支援体制の整備

- ①多機関協働による包括的な相談支援体制の構築
- ②住民が地域生活課題の解決に必要な資源や環境を整備する地域づくり
- ③支援を必要とする人が地域社会とのつながりを取り戻すための参加支援
- ④関係性の構築に向けたアウトリーチを通じた伴走型支援

図2-1 重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）



## (4) 計画の体系

基本理念 『だれもが住みよい「暮らし」をつくる』  
－ 共に生き、共につながる大田市をめざして －

### 基本方針 1 人づくり・地域づくりの推進

#### 進めるべき方策

1. 交流と参加による福祉教育・学習の推進
2. 支えあい意識の啓発とボランティアの育成・参加促進
3. まちづくりセンターを拠点とした地区社協などの地域組織活動の充実
4. 地域の居場所づくり
5. 地域づくりを進める人材の育成
6. 民間企業・団体や社会福祉法人との協働と地域貢献の促進
7. 寄附文化の醸成
8. 要配慮者支援へ向けた地域での体制づくり
9. 人権施策の推進
10. 多文化共生社会の実現

### 基本方針 2 包括的な支援体制の構築

#### 進めるべき方策

11. 分野を超えた相談支援体制の構築
12. 重層的な支援体制の整備
13. 制度の狭間にある生活課題の対応

### 基本方針 3 福祉サービスが利用しやすい環境づくり

#### 進めるべき方策

14. 権利擁護の取組みの充実
15. 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）
16. 相談しやすい窓口の充実と効果的な情報発信

### 基本方針 4 生活課題の解決に向けた取組みの推進

#### 進めるべき方策

17. 子育て・子育ち支援の充実
18. 障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現
19. 健康づくりと介護予防の推進、認知症対策
20. 生活困窮世帯への自立に向けた生活支援の充実
21. 再犯防止施策の推進（地方再犯防止推進計画）
22. 社会的取組みによる自死対策の推進

### 基本方針 5 安心して暮らし続けることができるまちづくり

#### 進めるべき方策

23. 住宅・生活環境の整備
24. 移動手段の確保
25. 防災・防犯体制の充実

## (5) 数値目標

### 【基本方針1】 人づくり・地域づくりの推進

項目	説明	現状値 (R元年度)	目標値(目標年度)	備考
介護職員の確保・育成に係る資格取得の助成件数	介護職員、介護支援専門員及び介護福祉士等の受験者・研修修了者への助成件数	22件	90件 (R8)	市総合計画
公民館事業における地域活動への住民の参加者数	公民館事業における地域活動への住民の延べ参加者数	4,060人	3,000人 (R8)	市総合計画
「おおだふれあい会館」の利用者数	「おおだふれあい会館」の延べ利用者数	7,068人	9,000人 (R8)	市総合計画
あいサポート研修の受講者数	あいサポート研修の修了者数	44人	100人 R6	
地域での研修会参加者数	地区社協が実施する地域研修会の参加者数	507人	700人 R6	
介護予防活動支援事業参加団体数	介護予防活動を実践するサロンや団体数	152団体	170団体 R6	
ボランティア登録者数	社協のボランティアセンター登録者数	61人	100人 R6	
福祉学習実施学校数	福祉学習を実施している小中学校数	9校	14校 R6	
赤い羽根共同募金目標額達成率	赤い羽根共同募金目標額の達成率	98.89%	100% R6	

### 【基本方針2】 包括的な支援体制の構築

項目	説明	現状値 (R元年度)	目標値(目標年度)※	備考
包括的相談窓口への相談件数	「ふくしよろず相談窓口」への新規相談延べ件数	255件	250件 (R8)	市総合計画
生活困窮相談窓口への相談件数	「生活サポートセンターおおだ」の新規相談件数	51件	100件 R6	

※目標値ではなく、対象者(相談者)の状況を確認するための数値として設定

### 【基本方針3】 福祉サービスが利用しやすい環境づくり

項目	説明	現状値 (R元年度)	目標値(目標年度)	備考
成年後見の審判件数	家庭裁判所における成年後見制度(成年後見・保佐・補助)の審判件数	12人	20人 R6	
市民後見人のバンク登録者数(累計)	市民後見人養成講座を修了し、バンク登録した延べ人数	52人 (R2年9月末※)	60人 (R8)	市総合計画
市民後見人受任者数	成年後見関係事件のうち市民後見人が受任した人数	10人	20人 R6	
日常生活自立支援事業支援員の稼働率	日常生活自立支援事業支援員のうち実際に活動している支援員の割合	62%	70% R6	

※R元年度の養成講座修了者のバンク登録がR2年度であるため

#### 【基本方針4】 生活課題の解決に向けた取組みの推進

項目	説明	現状値 (R元年度)	目標値(目標年度)	備考
保育所待機児童数	保育所に入所申込みするも入所できず待機している児童数	0人	0人 (R8)	市総合計画
放課後児童クラブ校区充足率	放課後児童クラブ実施小学校区／全小学校区	50%	69% (R8)	市総合計画
放課後子ども教室の実施か所数	市内の放課後子ども教室の実施か所数	14か所	20か所 (R8)	市総合計画
健康寿命	65歳の平均自立期間(あと何年自立した生活が期待できるかを示したもの)	(H26年～H30年の平均) 男性17.81年 女性21.29年	平均寿命の增加分を上回る増加 (R8)	市総合計画
高齢者通いの場づくり	高齢者通いの場づくり事業の実践地区数	19地区	27地区 (R8)	市総合計画
福祉就労から一般就労への移行者数(累計)	福祉就労から一般就労に移行した障がい(児)者の延べ人数	7人	10人 (R8)	市総合計画
再犯率	刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合	52. 6%	47%以下 R6	
自殺死亡率	人口10万人当たりの自死者数	(H27年を中間年とする5年平均:a) 23. 2	(aを20%減少) 18. 6以下 R6	

#### 【基本方針5】 安心して暮らし続けることができるまちづくり

項目	説明	現状値 (R元年度)	目標値(目標年度)	備考
自主防災組織の組織率	自主防災組織加入世帯／全世帯	44. 6%	60% (R8)	市総合計画
避難行動要支援者名簿掲載同意率	名簿掲載同意者数／対象者数	47. 1%	67% R6	
生活支援体制整備事業実践地区数	地域の生活支援体制の整備地区数	20地区	25地区 R6	
民生委員・児童委員、主任児童委員数	選任された民生委員・児童委員、主任児童委員の人数	156人	163人 (R元年度の定数) R6	

### **3. 進めるべき方策**

#### **(1) 基本方針1　人づくり・地域づくりの推進**

##### **<1. 交流と参加による福祉教育・学習の推進>**

###### **1. 現状と課題**

近年、地域社会におけるつながりや助け合い意識の希薄化が課題となっているなかで、住民同士が交流や集うことをきっかけとして互いを知り、地域の状況を理解し関心を高めていく取組みが必要となっています。

また、地域においては地域福祉活動を推進していくための人材が不足しており、このことは課題解決に向けた取組みを進めるうえでの大きな問題であり、新たな活動者の確保やリーダーの養成の取組みが求められています。

まずは自分たちの地域について知り、関心を高め、思いやりや互いに助け合う気持ちを育てる福祉教育を一人ひとりのライフステージに応じて段階的・継続的に実践していくことが大切です。学校のほか、企業・事業者や社会教育機関などと連携して福祉に関する理解や関心を醸成し地域全体の取組みとして福祉教育を進める必要があります。

## 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 地域住民が交流しつながりを深めることにより地域への参加と関心を高めるきっかけづくりを進めます。</p> <p>①あらゆる世代に思いやりの心を育むために、世代を超えて住民同士が交流する場づくりを進めます。</p> <p>②地域住民が地域活動へ関心を持ち、参加しやすい環境づくりを行います。</p>	行政 市社協 地域組織 住民
<p>(2) 学校や地域それぞれのライフステージに合わせて地域で共に生きる力を育む学びの場づくりを行います。</p> <p>①すべての住民が地域を知り、学びあう機会や地域について話し合う場づくりに取り組みます。</p> <p>②社会教育機関との連携により、ライフステージに応じた福祉教育を段階的・継続的に進めます。</p> <p>③学校と連携して目的に応じた学習プログラムづくりを行い、総合的な学習の時間での児童・生徒を対象とした福祉教育に取り組みます。</p> <p>④地域の「ひと・もの・こと」などの地域資源を活かした「ふるさと教育」を実施します。</p> <p>⑤職場体験学習などをとおして、福祉に関する理解や関心を醸成します。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
<p>(3) 地域生活課題や高齢者・障がいについて学びと理解を深め支えあう地域づくりへ向けて話し合う場づくりや人材の育成に取り組みます。</p> <p>①認知症に対する正しい理解を深めるため、地域や企業、学校などにおいて認知症サポーター養成に取り組みます。</p> <p>②地域及び学校、企業や行政機関などにおいて障がいに対する理解を深めるため、「あいサポート運動」の周知を図るとともに、研修の機会を積極的に設けます。</p> <p>③身近な地域の中で支援を必要とする方への理解や課題意識を高める取組みを進めます。</p> <p>④地域生活課題を地域全体の問題としてとらえ、必要な支援や仕組みについて意見を出し合える場づくりに取り組みます。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者 住民

## <2. 支えあい意識の啓発とボランティアの育成・参加促進>

### 1. 現状と課題

誰もが住み慣れた地域でこれまでの暮らしぶりや自分らしさを大切に、安心して生活していくために、ボランティアによる支え合いの力が必要となっています。

また、既存の制度やサービスだけでは課題解決が難しい事例が数多くある状況のなか、自分たちの地域での支え合い意識とボランティア活動への関心を高める啓発と参加しやすい環境や仕組みづくりの必要性が高まっています。

ボランティアに関する情報を必要とする人への情報発信については、十分に伝わっていない現状があり、効果的な情報発信や活動を希望する人と支援を求める人とを結ぶボランティアセンターのコーディネート機能の強化・充実が求められます。

さらに、活動者が安心して活動を継続するためには、ボランティア活動者相互の情報交換や地域でのつながりを促すための交流の場づくりなどが求められており、ボランティアの育成と支援の取組みが必要です。

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1)ボランティア活動者のつながりづくりや新たな参加を促進する取組みを進めます。 ①ボランティア活動者同士がつながることで情報を共有し、新たな活動や参加に結び付けていくよう交流を深める取組みを進めます。	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
(2)つながりや支えあい意識の醸成によりボランティア活動者の育成を図ります。 ①ボランティア活動の必要性への理解や、活動をとおしたつながりと支え合いの意識を育む取組みを進めます。 ②ボランティア活動を通じた人と人のつながりや、より豊かな生活への実現と支え合い意識の醸成を目指します。	行政 市社協 地域組織 住民

### **<3. まちづくりセンターを拠点とした地区社協などの地域組織活動の充実>**

#### **1. 現状と課題**

市内 27 地区に設置されている「まちづくりセンター」は、地域住民・団体が連携し、それぞれの地域の特性や地域資源を活かしながら地域の活性化へ向けた活動を展開するうえでの拠点として、また地域住民の拠り所として位置付けられています。

一方、地域においては少子高齢化が進み、これまで住民が主体となって取り組んできた活動や団体活動などの運営の継続・維持が困難になってきています。このような地域活動に対して、運営支援や地域内のコーディネート機能などの支援が必要となってきています。

地域において福祉のまちづくりを進める地区社協をはじめとして、地域の活性化や様々な地域課題の解決に取り組む各種団体が活動を安心して継続することができるよう、これらの地域団体・組織とまちづくりセンターが連携し、一体となった取組みや体制づくりが求められています。また、地域活動を進めるうえで自治会機能の充実が重要であり、自治会の活性化に向けた支援が必要です。

そのほか、近年全国各地で災害が発生しているなか、まちづくりセンターを地域の避難所としてさらに整備を進める必要があります。そのためには、地域内の様々な団体や組織の活動の充実・活性化、また災害時における対応など、地域の拠点であるまちづくりセンターを中心とした地域づくりを関係機関・団体と連携し進めることが必要となります。

## 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1)まちづくりセンターを拠点として地区社協などの地域団体が連携し地域活動を推進します。</p> <p>①地域や利用者のニーズに応えた活動を企画することで、さまざまな世代の地域住民が学びや交流する機会を増やします。</p> <p>②地域づくりの推進へ向けて自治会をはじめ、地域内の組織・団体が一体となって話し合い、実践するための推進体制を整え、強化を図ります。</p> <p>③まちづくりセンターと「おおだふれあい会館」の連携を図り、移動隣保館事業により福祉と人権尊重のまちづくりを進めます。</p> <p>④地域の協議体やサロンなどの組織・団体が安定的な運営ができるよう、体制の強化や安定した活動の継続へ向けた支援を行います。</p> <p>⑤自治会単位での住民による自主的な活動の活性化を図り元気な地域づくりを目指します。</p>	行政 市社協 地域組織 住民
<p>(2)災害時に活動拠点として活用します。</p> <p>①災害対策支部として、災害時の一時的な避難所としての活用や、食料や資機材の備蓄を行うとともに、地域の被害状況の把握や必要な支援の窓口として、地域の誰もが拠り所となるよう、福祉団体ほか関係機関と意見交換を行いながら、災害時の活用を進めます。</p>	行政 事業者 地域組織
<p>(3)地区社協の組織体制の強化と地域活動の取組みへの支援を行います。</p> <p>①地区社協の体制基盤の強化を図り、活動の活性化へ向けた支援に取り組みます。</p> <p>②地域生活課題の解決に向け、取組みへの積極的なアプローチを行うことと併せて、状況の把握や必要な情報提供など事業運営支援に取り組みます。併せて、地区社協などの取組みに対して関係機関が連携して支援を行う体制づくりを進めます。</p>	行政 市社協 地域組織

## <4. 地域の居場所づくり>

### 1. 現状と課題

近年、様々な問題が複雑に絡み合う複合的な課題を抱える相談が増加するなか、これらの問題を抱える世帯においては地域でのつながりや居場所がなく、孤立し、その生活のしづらさを誰にも相談できずに抱え込んでしまう「社会的孤立」が増加傾向にあります。

このような地域でのつながりや支え合いの希薄化は、閉じこもりや生活困窮、虐待などの要因につながることから、誰もが気軽に集い、つながることができ、情報交換の場としての地域での居場所づくりが重要となっています。

そのためにも、地域住民・組織と、民間の事業者や企業、地域組織・団体が連携・協力し合うことが必要です。

## 2. 推進方策

活動の推進方策	事業主体
<p>(1) 高齢者の社会参加や地域の様々な人が役割を持ち集う、居場所づくりを進めます。</p> <p>① 地域の中でその人らしい生活を送ることができるよう、様々な社会参加の場・機会の提供を行います。</p> <p>② 自治会や地域組織が行っているサロンなどの集いの場が持つ役割や必要性の理解を深め、必要な人が気軽に参加できるよう活動を推進します。</p> <p>③ 高齢者の意欲や能力を活かし、就労やサロン、通いの場などの運営への参加によって、やりがいや生きがいを感じながら社会でのつながりを深める取組みを進めます。</p> <p>④ 高齢者の生活を支援する地域活動を進めるため、各地域に協議体を設置し生活支援コーディネーターを配置するなどの地域体制の整備に取り組みます。</p> <p>⑤ 生涯学習活動や生涯スポーツ活動への支援及びシニアクラブ活動への支援により地域での社会交流を促進します。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
<p>(2) 悩みや不安を抱える人が地域の中でつながるための居場所づくりを進めます。</p> <p>① 不登校やひきこもり傾向の子ども・若者に対する居場所の提供を行っているN P O 法人等と連携し、居場所づくりに取り組みます。</p> <p>② 障がいのある方や家族が地域で孤立することのないよう、地域活動支援センターの充実に努めます。</p> <p>③ 様々な人が気軽に集い、つながることができる居場所づくりを進めます。</p> <p>④ 悩みや不安を抱えた人が地域の中で孤立を防ぐため、地域とのつながりづくりを推進します。</p> <p>⑤ 社会的孤立を防ぐため、必要な情報を効果的に発信します</p>	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
<p>(3) 子どもたちへ居場所を提供するとともに、学習支援について取り組みます。</p> <p>① 放課後に居場所のない子どもたちへ居場所を提供するとともに、地域のボランティアなどの人材を活用して学習支援に取り組みます。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者 住民

## <5. 地域づくりを進める人材の育成>

### 1. 現状と課題

地域生活課題の解決や地域住民が主体となって実施する活動の実践において、取組みを進める人材の確保・育成が重要な課題となっています。

また、地域の特性や地域資源を活かし、地域の実情に沿った取組みを進めるうえでは、地域を理解し関わりを持つ地域住民が取組みに積極的に関わることができるように環境やきっかけづくりが必要です。

そのためには、多様な世代が地域活動へ参加することで、地域住民の一人ひとりが持つ経験や知識を活かし、新たなつながりや地域活動の活性化が期待されることから、地域住民主体の様々な集いの場とまちづくりセンターや公民館などの公的機関が連携し、人づくりへ向けた取組みを進める必要があります。

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 地域への关心や問題意識を高めるためのきっかけづくりとして、地域活動への参加や学びの場づくりを進めます。</p> <p>① 地域団体やまちづくりに関心のある人を対象とした研修会を開催するなど、まちづくりへの住民の参画を図り、地域活動者やリーダーとなる人材の育成を図ります。</p> <p>② 持続可能なまちづくりに関する研修会などを開催し、地域住民のまちづくりへの关心や機運の醸成を図ります。</p> <p>③ 地域で気軽に参加できるような学びの場づくりに取り組み、地域への关心や問題意識の高揚を図ります。</p> <p>④ 福祉分野に限らず、様々な分野の地域関係者がそれぞれの立場で出来るることを考える場づくりに取り組みます。</p>	行政 市社協 地域組織 住民
<p>(2) 地域での取組みを進めていくための人づくりを推進します。</p> <p>① 地域づくりに関する活動への关心を高めるための情報の提供や活動のきっかけづくりを積極的に行い、地区社協をはじめとする組織・団体と連携して新たな担い手の育成・確保に取り組みます。</p> <p>② 地域活動に参加している人がやりがいを持って安心して活動を継続できるよう、地域組織・団体と連携して支援を行います。</p>	行政 市社協 地域組織 住民

## <6. 民間企業・団体や社会福祉法人との協働と地域貢献の促進>

### 1. 現状と課題

地域生活課題の複雑化・多様化から、既存の公的なサービスや制度では対応が困難な「制度の狭間」にある事例が増加してきています。地域生活課題について、地域でも様々な取組みに向けて協議・検討が行われていますが、地域組織だけでの解決や対応は困難であり、地域内の民間企業・団体や社会福祉法人などの施設からの協力や支援に期待が高まっています。

平成28年の社会福祉法の改正により、すべての社会福祉法人の責務として地域貢献活動などの公益的な取組みが求められており、社会福祉法人連絡会の組織化により、これらの地域課題の解決へ向けて関係機関と連携し取組みを進めしていく必要があります。

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1)社会福祉法人の地域公益活動を促進し、相互の協働から新たな地域貢献事業を進めます。 ①「大田市社会福祉法人連絡会」を組織し、各分野の特色を活かした地域生活課題の解決へ向けた取組みを推進します。	行政 市社協 事業者
(2)社会貢献を行う企業が、評価される仕組みの活用と充実を図ります。 ①入札参加資格審査において、地域での社会貢献活動を行う事業所を評価する「地域貢献活動評価項目」を導入し、企業と地域それが恩恵を受ける仕組みづくりへ向けて取り組みます。	行政 事業者
(3)民間企業や様々な分野の団体・組織が地域と協働した取組みを推進します。 ①地域の企業等に対して、障がい者（児）に対する理解と就労につながる「働く体験事業」への協力について、意識調査の実施などにより働きかけを行います。 ②地域貢献について、協力企業の開拓にさらに努めます。 ③地域の公益的な取組みにおいて必要な支援を民間企業や組織・団体が連携し活動につなげていけるよう、コーディネートを行います。	行政 市社協 地域組織 事業者
(4)地域にある高齢者の見守りネットワークを推進します。 ①高齢者の一人世帯への見守りについて、「高齢者見守り活動協定」により地域での日常生活において地域住民だけでなく、企業や関係団体などが協働して取り組む体制の充実を図ります。	行政 市社協 地域組織 事業者 住民

## <7. 寄附文化の醸成>

### 1. 現状と課題

地域において地域生活課題の解決に向けた取組みを進めるうえで、活動に必要な財源を確保するためには、地域活動への助成を行う「赤い羽根共同募金運動」などの寄附金による活動支援の輪を拡充する取組みが必要です。

しかし、人口・世帯の減少などから、活動に必要な財源を安定的に確保することが困難な状況となっています。

地域の様々な生活課題を自分たちの身近な問題として感じ、自分にできる社会貢献行動として、また、寄附を行う先の団体などの活動や理念に共感し行う寄附は、共に支え合い、助け合うという共助の精神によるところが大きく、このような寄附の拡がりは、地域共生社会の実現にも重要な役割を果たすものと考えます。

地域で取り組まれる様々な活動に対する安定的な財源確保の1つの方法として、国や地方公共団体、社会福祉法人等の特定公益増進法人、認定NPO法人などに寄附をした場合に受けとることのできる寄附金控除の仕組みなども広く周知しながら、寄附という形で様々な地域活動に参加、支援するという寄附文化の醸成への取組みが求められています。

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 地域福祉活動を支える赤い羽根共同募金運動などの寄附文化を推進します。	行政
① 「じぶんの町を良くするしくみ」として、赤い羽根共同募金運動を推進し、地域福祉活動への助成を行います。	市社協
② 地域福祉活動を推進している団体等の活動状況を広報・周知することにより、団体等への寄附活動を促す取組みを行います。	地域組織 事業者 住民

## <8. 要配慮者支援へ向けた地域での体制づくり>

### 1. 現状と課題

少子高齢化、核家族化及び過疎化の急激な進行に並行して、地域でのつながりが希薄化しており、高齢者や障がいのある方などの見守りが必要な方への支援が求められています。

地域の日常生活の中での地域住民相互の見守りを進め、「気になる」ことを「放っておけない」気持ちの醸成や支援者がつながる仕組みづくり、そしてその必要性についての理解を深めることと併せて、誰もが「自分ごと」として地域を見守る体制を構築することが必要です。

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1)社会からの孤立を防ぎ地域でのつながりの回復に向けた支援に取り組みます。 ①避難行動要支援者名簿について、災害時だけでなく平常時の見守りにも活用できるよう、個人情報の取扱いに留意した適切な活用制度の構築に取り組みます。 ②必要な支援としてサービスや制度だけではなく、社会性の回復と居場所づくりにより孤立を防ぐ取組みを進めます。	行政 市社協 地域組織 住民
(2)地域での見守りを進め、必要な支援へ早期に対応できる体制づくりを推進します。 ①郵便局等民間事業者と連携・協力し、日常生活の中で早い段階での異変に気付ける仕組みづくりを推進します。 ②地域の中でいち早く孤立を発見し、つながりや必要な支援に結びつけることが出来るよう、地域における日頃からの見守りの意識啓発や体制づくりに努めます。	行政 市社協 地域組織 事業者 住民

## <9. 人権施策の推進>

### 1. 現状と課題

人権とは、「人が人らしく生きていくために、社会によって認められている権利」であり、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的権利です。

人権教育・啓発に併せて人権尊重のための様々な取組みが進むなか、人権尊重の精神は高まってきています。その一方で、同和問題、女性への暴力、学校におけるいじめ、児童や障がい者、高齢者への虐待、さらには、高度情報化の進展に伴い、インターネットやSNSが急速に普及するなか、匿名性が高いことから他人を誹謗中傷・差別を助長する表現など多くの人権問題が依然として存在しています。

人は、それぞれに個性や価値観も違い背負っている歴史も違います。地域住民同士が人権問題について、正しく学び正しく理解することで、様々な文化や多様性を認め、互いの価値観や人権を尊重する意識を育て「共生の社会」を築いていくことが大切です。

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 人権課題に対する正しい理解と認識を深め、その解決に向けた取組みを行います。 ①様々な人権課題に対して住民一人ひとりが正しい知識を持ち、理解し、意識しながら行動する取組みを行います。 ②地域住民一人ひとりの人権が尊重されるよう、人権課題についての研修・講演会などを開催します。	行政 市社協 住民
(2) 「おおだふれあい会館」において、様々な生活問題で悩んでいる方の相談に対応します。 ①地域組織・団体、民間企業・事業所と連携し、人権課題の早期解決を図ります。	行政 事業者 地域組織

## <10. 多文化共生社会の実現>

### 1. 現状と課題

近年大田市内の企業において、外国人の従業員・技能実習生の受入れが進み、市内に居住する外国人の数は年々増加しています。

このような状況のなか、様々な手続きや制度・サービス等の情報の収集など、日常生活の全般にわたり、文化・慣習・言葉の違いに向き合いながら生活を送っています。

しかし、平成30年に発生した島根県西部地震においては災害に関する情報が十分に発信されず、不安を抱えた避難生活を送られた方も多いという課題も現れています。

のことから、大田市内に居住する外国人が地域で安心して日常生活を送れるよう、市内関係機関・団体が連携し、多文化共生の実現に向けた取組みが求められています。令和2年3月に策定した「大田市多文化共生推進計画」に掲げている居住外国人が日常生活に必要な情報の発信、相談窓口の案内など、生活の様々な場面において多言語化による環境の整備を進める必要があります。

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1)多文化共生の意識を高めるため、広報啓発に努めます。 ①広報紙やホームページ、講演会等で多文化共生のまちづくりについて啓発活動に取り組みます。	行政 市社協
(2)市内の在住外国人に必要な情報が伝わり安心して生活できるよう、各種案内や情報の多言語化を進めます。 ①相談窓口において、国際交流員による通訳または「やさしい日本語」での対応、翻訳機を活用した対応に取り組みます。 ②各種制度やサービスに関する情報を多言語で発信します。	行政 市社協 事業者

## (2) 基本方針2　包括的な支援体制の構築

### <11. 分野を超えた相談支援体制の構築>

#### 1. 現状と課題

個人や世帯が抱える複雑化・多様化してきている課題を制度の狭間に落とすことなく、多機関が連携して支援していくために、分野を超えた連携を図り相互理解を深める必要があります。

そのためには、目指す方向性や情報を共有し、役割分担等を調整するための環境整備が重要となります。

また、アンケートの結果から、日常生活での不安や福祉サービス利用などの相談先について、「家族・親戚」が最も多く、次いで「友人・知人」となっており、さらには、相談先が分からないという回答もありました。相談窓口が分野ごとに分かれるのではなく、総合相談窓口によりどのような相談でも受けることができる体制を整備する必要があります。

本市においては、子ども、障がい、介護（高齢者）、困窮等の相談支援機関が連携及び包括的な相談支援体制を整備することで、課題解決に向けた支援を行っています。さらに社会福祉協議会においては、「ふくしよろず相談窓口」の開設により、様々な分野の相談を“受けとめる”体制を整備してきました。今後は、人権相談をはじめ、行政相談・法律相談など、関係機関・専門職とつながることで、分野を超えた一層の相談支援体制の推進が求められています。

#### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める体制を整備します。</p> <p>① 庁内連携を強化し、子ども、障がい、介護（高齢者）、困窮などのあらゆる生活課題に対応するための仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>② 人権問題を含め行政相談、法律相談等各種の相談については、人権尊重の視点で受けるとともに、関係機関、関係課などとの連携を深めることにより、相談支援体制の構築を図ります。</p> <p>③ 全ての方が安心して相談することができるよう、アウトリーチも含めた相談支援体制の強化を図ります。</p> <p>④ 「ふくしよろず相談窓口」において様々な分野の相談を“受けとめる”体制をより一層充実させ、併せて情報の周知・発信を効果的に行います。</p> <p>⑤ 市及び社会福祉協議会において、社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワーカー専門職の配置、養成に努めます。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者

<p><b>(2) 地域包括ケアシステムの深化、推進を図ります。</b></p> <p>①高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会資源の把握に努め、地域課題の解決に取り組みます。</p> <p>②高齢者の自立支援と地域に共通する課題を明らかにし、社会資源や政策を検討するための地域ケア会議の充実に努めます。</p> <p>③高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活が送れるよう自立支援型のケアマネジメントに取り組みます。</p> <p>④精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉関係者による協働の場を設置し、長期入院患者の退院後の支援、地域定着の推進を図ります。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
<p><b>(3) 医療・介護の連携による支援体制の構築と専門職の質の向上を図ります。</b></p> <p>①高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの構築に向けて、市、保健所、病院、診療所、介護サービス事業者、地域包括支援センターなどの関係者と協力をしながら取り組んでいきます。</p> <p>②ケアマネジャーと病院（医療）が協働して退院支援ができるよう、連携の仕組みづくりに取り組みます。特に、高齢者情報を在宅サービスの核であるケアマネジャーから病院へ早期に提供することで、退院後の高齢者の良質な在宅生活を支援します。</p> <p>③在宅生活を継続する上で身近なかかりつけ医の存在は重要であり、かかりつけ医とケアマネジャーとの連携の支援を行います。</p> <p>④医療関係者、介護関係者を対象とした研修やグループワークを定期的に行い、質の向上を図ります。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者
<p><b>(4) 断らない分野横断的な相談支援体制の構築を進めます。</b></p> <p>①子ども、障がい、介護（高齢者）、困窮等の相談支援機関が世帯全体の視点で課題を共有化することにより、解決に向けた支援を行います。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者
<p><b>(5) 要支援者の自立に向けた包括的な支援体制づくりに取り組みます。</b></p> <p>①社会のつながりや参加支援を含めた包括的な支援体制づくりを進めます。</p> <p>②居住、就労など生活の自立に向けた支援を関係機関と連携して進めます。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者

## <12. 重層的な支援体制の整備>

### 1. 現状と課題

本市では、平成30年度から厚生労働省のモデル事業に取り組み、地域共生社会の実現を目指す、地域力強化推進事業、多機関協働による包括的支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託して取り組んできました。

地域住民の複雑化・多様化した地域生活課題の解決に向けては、包括的な相談支援体制を構築する必要があります。属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、多機関協働事業により、単独の支援機関では対応が困難な事例の調整機能を担い、支援関係機関の連携や役割分担、支援の方向性を定めることができます。

また、地域の中には支援が届いていない人、自ら支援を求めることができない人も存在しています。このような人々に支援を届けるためには、つながり続ける伴走型の支援や社会とのつながりの再構築を目指す居場所づくりなどに取り組む必要があります。

さらに、これらの取組みを地域の中で完結できるよう、人と人、人と居場所などをつなぎ合わせるコーディネート機能を担う人材の確保も求められています。

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。(参加支援) ①子ども、障がい、介護(高齢者)、困窮等の既存制度について、既存の取組みでは対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりの回復を支援します。	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
(2) 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します。(地域づくり) ①地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を推進します。 ②住民同士が出合い参加することができる場や居場所の確保を推進します。 ③住民同士のケア・支え合う関係性を拡げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能の整備に努めます。	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
(3) 重層的支援体制整備事業を実施します。 ①相談支援にかかる事業を一体的に実施し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める、包括的な相談支援体制を構築します。 ②複合課題を抱える相談者に係る支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を推進します。 ③必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的な支援を推進します。	行政 市社協 地域組織 事業者

## <13. 制度の狭間にある生活課題の対応>

### 1. 現状と課題

近年、孤立や生活困窮等の地域生活課題が複合化・複雑化してきており、多機関による連携と支援が急務となっています。そのため、地域住民一人ひとりが抱える課題や悩みについて、状況に応じた支援の仕組みづくりに向け柔軟に対応し取組みを進めています。

一方、民間事業者や民生委員・児童委員、福祉委員等の関係機関と連携し、高齢者の見守りなど、様々な地域課題の早期発見、課題解決に向けた取組みをさらに推進するために、「大田市地域福祉推進支援機関代表者会議」を活用しながら、支援に関わる様々な団体や機関が持つそれぞれの特性を活かし、社会資源の開発や新たな仕組みづくりを行っていく必要があります。

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1)高齢者の孤独・孤立の防止に努めます。 ①民生委員・児童委員、福祉委員等による一人暮らしの高齢者等に対する日頃の見守り活動等により、孤独死の防止に努めます。 ②郵便配達等民間事業者と連携・協力し、日常生活の中で早い段階での異変に気付ける仕組みづくりを推進します。	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
(2)安心・安全な消費生活への支援を行います。 ①高齢者などが悪質商法などのトラブルに遭わないよう、広報やぎんぎんテレビによる告知放送で周知します。 ②出前講座などにより啓発を行い、安心・安全な消費生活ができるよう支援していきます。	行政 市社協 地域組織
(3)多様な団体・機関の特性を活かしたサービスの提供や仕組みづくりに向けた協議を進めます。 ①大田市地域福祉推進支援機関代表者会議及び実務者会議において、支援に関わる様々な団体や機関が持つそれぞれの特性を活かし、社会資源の開発や新たな仕組みづくりに向け協議を進めます。	行政 市社協 地域組織 事業者
(4)相談者の状況に即した支援の仕組みづくりに取り組みます。 ①複合的な課題を抱える世帯への支援について、相談者自身やその世帯状況に応じて、必要な支援や仕組みづくりに柔軟に対応し取組みを進めます。	行政 市社協 地域組織 事業者

### (3) 基本方針3 福祉サービスが利用しやすい環境づくり

#### <14. 権利擁護の取組みの充実>

##### 1. 現状と課題

本市では、平成27年度より虐待相談等の件数が増加傾向にあり、児童に対する虐待相談等の件数は、平成27年度から令和元年度までの間で5倍以上に増加しています。本市では、児童、障がい者、高齢者への虐待及び相談に対し、子ども家庭相談室、障がい者虐待防止センター、地域包括支援センターを設置し、虐待の早期発見、防止へ向けた取組みを行うとともに、地域住民への正しい理解の普及及び啓発が求められています。

認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対しては、地域で安心して生活を送ることができるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を活用し、サービスの利用援助や金銭管理等を行っています。

さらには、大田市障がい者自立支援協議会権利擁護部会においては、障がい者等への支援体制の整備を図るため、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用の関係者により、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報共有を行っています。

地域住民が安心安全に生活していくための基盤を整備していくためにも、関係機関等の連携の緊密化をさらに図るとともに、地域の実情に応じた体制整備が求められています。

##### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 虐待防止への取組みを進めます。</p> <p>(子ども)</p> <p>①児童虐待（疑いを含む）について、各関係機関（府内関係部局、教育委員会、児童相談所、警察署、社会福祉協議会等）と連携しながら児童虐待防止の啓発、早期発見に努め、再発防止を図ります。</p> <p>②子育ての上で支援を必要とする家庭には、「母子健康包括支援センターおおだっこ」をはじめ、関係機関と連携・協力しながら適切に支援していきます。</p> <p>③子ども等に関する相談全般、ソーシャルワーク業務を行う機関として「大田市子ども家庭総合支援拠点」を令和4年4月までに設置し、児童及び保護者支援に努めます。</p> <p>(障がい者)</p> <p>④障がい者虐待については、地域住民や関係者に対し、虐待に関する正しい理解の普及を図りながら、発生予防と早期発見に努めます。また、虐待が発生した場合には、障がい者虐待防止センターにおいて、迅速かつ適切な対応を行います。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者 住民

<p>⑤大田市障がい者自立支援協議会権利擁護部会と連携し、事例検討等を行いながら、障がい者虐待防止に努めます。</p> <p>(高齢者)</p> <p>⑥高齢者虐待に関しては、地域住民や介護従事者等を対象とした研修会を開催し、虐待が疑われる段階から相談に応じができるよう、早期相談・通報や対応窓口の周知などの啓発活動を継続していきます。</p> <p>⑦地域包括支援センターを中心に、関係機関や弁護士等の専門職との連携を強化し、多様な事例に対応できるよう高齢者虐待対応検討会を開催し、高齢者虐待への迅速かつ適切な対応や課題解決につなげていきます。</p>	
<p><b>(2)日常生活自立支援事業によるサービス利用者の権利と利益の保護に取り組みます。</b></p> <p>①軽度の認知症、精神障がい者、知的障がい者を対象とした金銭管理を行う日常生活自立支援事業を実施し、権利を守り日常生活を支援していきます。</p> <p>②認知症や障がい等により、判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるよう、サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。</p> <p>③支援においては関係機関と連携し様々な課題に対応できる体制の充実を図ります。</p> <p>④成年後見制度への移行が必要な方に対し、スムーズな移行ができるよう、中核機関と連携し支援を行います。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者
<p><b>(3)障がいに対する相互理解と合理的配慮の取組みを促進していきます。</b></p> <p>①障がいに対する相互理解と合理的配慮の取組みを推進することにより、共生社会の実現を図ります。</p> <p>②外見では分からず障がいや疾患等により、援助や配慮が必要な方が身に着けるヘルプマークの認知度向上を図ります。</p> <p>③福祉学習や出前講座、あいサポーター研修等を通じて、より多くの市民に、特に子どもの頃から障がいについて考え方理解する場を設けていきます。</p> <p>④障がいについての理解を深めるために、「あいサポート運動」の啓発に取り組みます。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者 住民

## <15. 成年後見制度の利用促進（大田市成年後見制度利用促進計画）>

### 1. 現状と課題

本市では、平成24年度より社会福祉協議会へ成年後見支援センター事業を委託し、成年後見制度の周知や利用に関する相談支援、市民後見人の養成及び後見受任した際の活動の支援に取り組んできました。

成年後見受任に関わる専門職が少ない本市において、第三者後見人の受け皿としての市民後見人に対する期待は大きいと言えます。

令和2年12月現在、市民後見人が活動中の後見受任件数は13件、これまでの累計は26件となっており、県内市町村では最も多い件数となっています。

今後は、権利擁護支援の必要な人が、本人らしい生活を守るために制度として成年後見制度の利用ができるよう、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3つの役割を果たすことを念頭に、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とした地域連携ネットワークの構築が求められています。

#### 【地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備の方針】

##### (1) チーム

権利擁護支援が必要な人を協力して日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

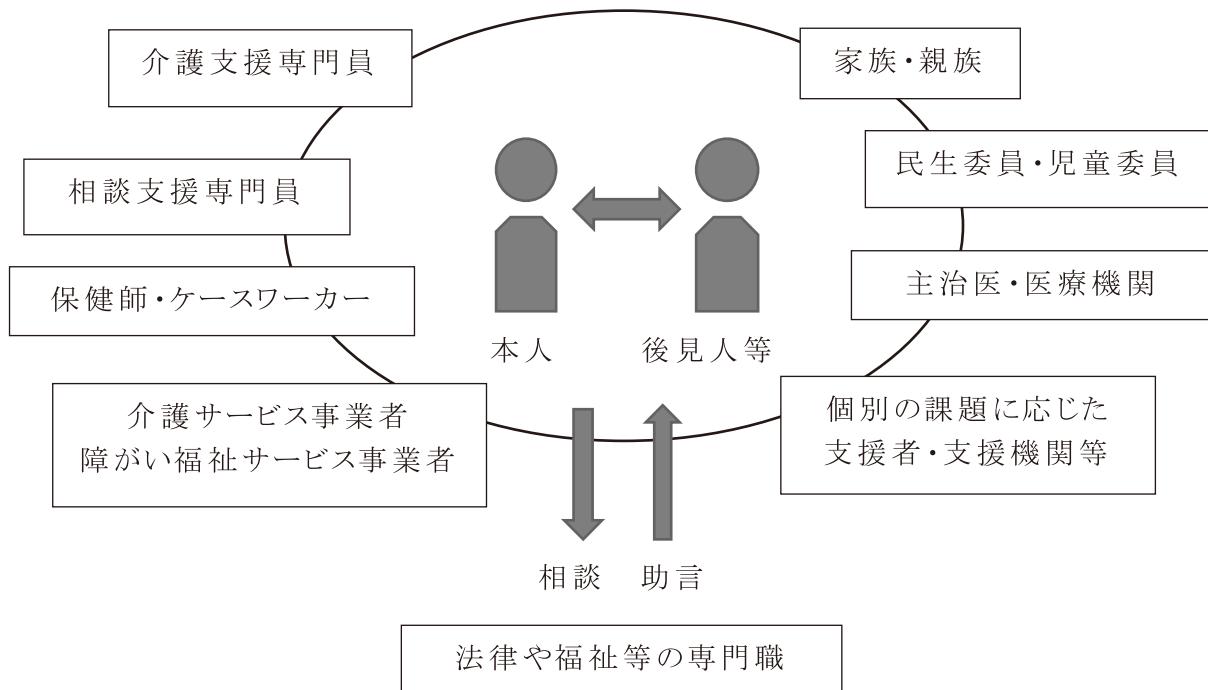
介護保険制度のサービス担当者会議、障がい福祉サービスの個別支援会議、福祉や医療の分野で日常的に行われるケース会議等の既存の仕組みを活用することとし、それぞれの会議等の構成メンバーが、必要に応じて法律・福祉の専門職から権利擁護支援に関する助言を受けられるように、相談できる体制を整備します。

##### (2) 協議会

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化について、中核機関のイメージ図に示す既存の会議等を活用しながら協議を行い、協議会としての役割を果たしていきます。

図3-1 大田市における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ

【チームのイメージ】



### (3) 中核機関

本市における権利擁護支援や成年後見制度の利用促進をさらに推進するためのコーディネート等を担う「司令塔機能」、地域における「協議会」を運営する「事務局機能」、専門職等による専門的助言等の支援の確保を担保する「進行管理機能」を果たす中核機関を設置します。

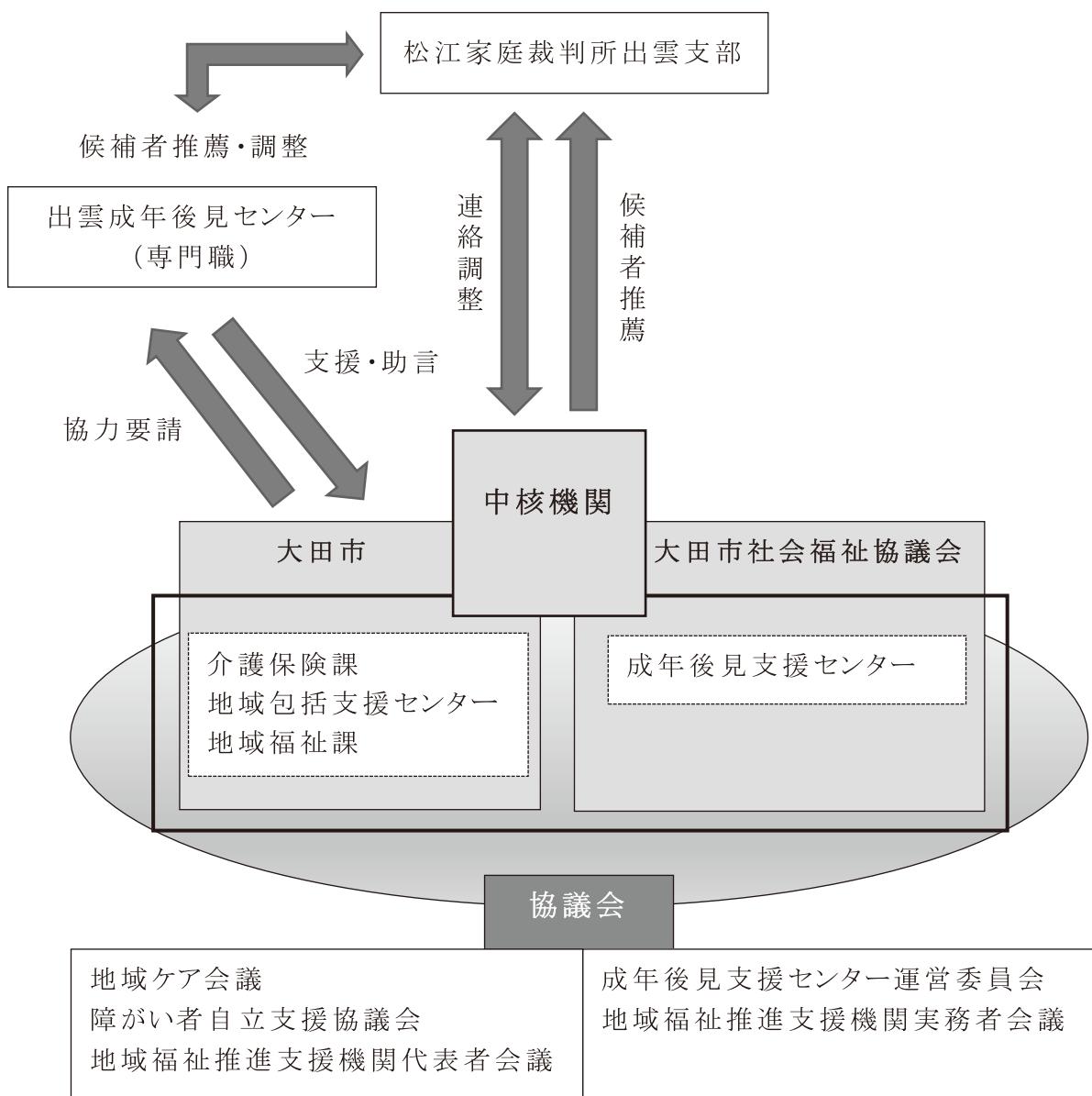
中核機関の運営は、大田市（介護保険課・地域包括支援センター・地域福祉課）が社会福祉協議会（成年後見支援センター）に一部業務委託を行い協働して行います。

これに併せて市と社会福祉協議会は、出雲成年後見センターへ参画し、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職に対し、中核機関の業務運営に積極的な協力を依頼します。

さらに市と社会福祉協議会による中核機関の事務局会議を定例で行い、円滑な業務運営に努めることとします。

また、家庭裁判所との連絡調整や後見人候補者の推薦など、成年後見制度の利用促進に向けた連携に努めます。

図3-2 中核機関・協議会のイメージ



## 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の整備を進めます。</p> <p>①既存のケース会議等の仕組みを活用し、権利擁護支援が必要な人を後見人等とともに支援するチームづくりを進めます。</p> <p>②権利擁護支援が必要な人を支えるチームが必要に応じて法律、福祉等の専門職へ相談し、助言を受ける体制を整備します。</p> <p>③後見開始の前後を問わず、チームに対し必要な支援が行えるよう、既存の権利擁護支援に関わりのある会議を活用し、地域連携ネットワーク体制の整備について協議していきます。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
<p>(2) 地域連携ネットワークの中核機関の整備に取り組みます。</p> <p>①大田市が社会福祉協議会に一部業務委託を行い、協働して中核機関を運営します。</p> <p>②中核機関では、広報機能、相談機能、成年後見利用促進機能、後見人支援機能を担うこととし、計画的に整備していきます。</p> <p>③中核機関では、家庭裁判所、出雲成年後見センター及び専門職団体等との連携強化に継続的に取り組みます。</p>	行政 市社協 事業者
<p>(3) 成年後見利用支援制度の充実と利用促進を図ります。</p> <p>①制度の利用が困難な方に対し、市長申立制度の活用や後見人等の報酬を助成することで制度利用につなげます。</p> <p>②市民後見人の養成を行うとともに、社会福祉協議会による法人後見活動を支援し、後見人等の担い手を増やします。</p> <p>③様々な相談窓口において権利擁護支援が必要な人の把握に努め制度の利用につなげます。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者 住民

### ◆用語解説（「成年後見制度利用促進計画」編）

#### ○成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度のこと。家庭裁判所が成年後見人等（成年後見人・補佐人・補助人）を選任する「法定後見」と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」の2つの制度がある。

#### ○権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のこと。成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度がある。

#### ○市民後見人

大田市成年後見支援センターが行う養成講座を受講し市民後見人として登録された人。令和2年9月末時点の登録者数は52人、うち市民後見人として活動している人は12人。

## <16. 相談しやすい窓口の充実と効果的な情報発信>

### 1. 現状と課題

地域住民が抱える課題や悩みが適切な相談窓口につながるよう、広報おおだ・社協だより、ケーブルテレビ網、音声告知端末、ホームページ等を活用し情報提供を行うとともに、「高齢者べんり帳」「障がい者べんり帳」「すくすく子育てガイド」等を活用し、関連するサービスや制度を分かりやすくまとめることや、スマートフォンを活用し必要な情報をいつでも誰でも知ることができますように、様々な情報媒体を活用し情報格差が生じないようにすることが求められています。

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1)相談窓口の情報をぎんざんテレビやインターネットの活用により効果的に発信します。</p> <p>①全市に普及してきたぎんざんテレビ網を活用し、効果的な情報提供を行います。</p> <p>②各家庭に設置してある音声告知端末等を利用し、健診日程など保健・福祉情報を積極的にお知らせします。</p> <p>③大田市ホームページや防災メールなどを活用し、タイムリーな情報の発信を行います。</p> <p>④様々な媒体を活用し、全ての方に情報が届くよう努めます。</p>	行政 市社協
<p>(2)各分野のサービスや制度などの情報を必要な方へ分かりやすく提供します。</p> <p>①「高齢者べんり帳」「障がい者べんり帳」「すくすく子育てガイド」などを活用し、市民に対し分かりやすく情報提供します。</p> <p>②市内の妊婦、子育て世代がスマートフォンなどで必要な情報が得られる「すこやかおおだっこ すくすく子育てガイド（電子書籍）」「子育てアプリおおだっこ（電子母子健康手帳）」「Facebook（おおだ子育てブック）」などの一層の充実を図ります。</p> <p>③関連するサービスや制度を分かりやすくまとるとともに、必要な方が利用・相談しやすい窓口を目指します。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者

## (4) 基本方針4 生活課題の解決に向けた取組みの推進

### <17. 子育て・子育ち支援の充実>

#### 1. 現状と課題

本市では、人口減少、少子高齢化が進行し、将来推計人口においても子どもの数はさらに減少すると推計されています（P3参照）。

また、近年の少子化、核家族化の進行及び共働き世帯の増加等により、子どもが親以外の大人との関わりを持つ機会が減少しただけでなく、近所で子ども同士が遊びなどを通じて育ちあう環境も激減しています。

子どもを産み育てたいという個人の夢や希望がかなうような社会を実現するためにも、行政をはじめ、家庭や地域がそれぞれの役割を持ちながら、連携・協力し、社会全体で子ども・子育て支援の取組みを推進していく必要があります。

本市では、妊娠期から子育て期にわたる総合相談・支援機関として、令和元年度に庁舎内に『母子健康包括支援センター「おおだっこ」』を設置しています。

#### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 子育て支援の一層の充実を図ります。</p> <p>①「第2期大田市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、子どものための教育・保育の充実や子育て家庭を支えるための子育て支援の推進及び環境整備等に係る各種施策を展開することにより、子育て世帯への支援等を計画的に推進していきます。</p> <p>②行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を持ちながら、連携・協力することにより、社会全体で子ども・子育てを支援する取組みを継続して実施するとともに、地域の実情に合わせた支援を行っていきます。</p>	行政 地域組織 住民
<p>(2) 母子健康包括支援センターにおいて相談支援の充実を図ります。</p> <p>①母子健康包括支援センター「おおだっこ」において、妊娠期から子育て期にわたる総合相談及び支援を実施し、専用相談室では妊娠屆時から経済的不安、育児不安等を詳細に把握し、必要に応じて関係機関と連携を図り支援します。</p>	行政 地域組織
<p>(3) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに取り組みます。</p> <p>①安心して子どもを産み育て、健やかに育つよう地域での子育て支援ネットワークづくりを推進します。</p> <p>②安心して仕事と子育てが両立できる環境づくり（ワーク・ライフ・バランス）の推進を目指し、企業などに対し両立支援に向けた働きかけを行います。</p>	行政 地域組織 事業者 住民

## <18. 障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現>

### 1. 現状と課題

本市では、身体障がい者は近年減少傾向にありますが、知的障がい者及び精神障がい者については微増傾向にあります（P 6 参照）。

障がいのあるなしに関わらず、地域社会の一員として、積極的に社会活動に参加し、生きがいを持ちながら生活できる共生社会の実現が求められているなか、障がいのある人も地域で自立して暮らすことができる環境を整備するとともに、障がいに対する地域の人たちの理解を深めていくことが重要です。

地域の理解を深めるため、社会福祉協議会において「あいサポート運動」の普及を図っているほか、様々な行事での啓発活動を実施しています。

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 障がいのある人の社会参加を支援します。 ①能力や可能性を最大限に伸ばす、きめ細やかな教育に取り組みます。 ②適性に応じた就労を促進します。 ③障がいのある人が、地域で生きがいやつながりを感じながら生活することができるよう、学びや体験など、様々な社会参加の機会を提供します。	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
(2) 地域における共生社会の実現に努めます。 ①障がいのある人に対する理解の普及・啓発に取り組みます。 ②全ての人がともに生きる福祉教育を推進します。 ③公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化・防災対策を推進します。 ④誰もが支え合う地域活動を推進するため、「あいサポート運動」の推進により障がいへの理解を深める意識啓発に努めます。	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
(3) 障がいのある人が生活に必要な支援の提供や体制づくりに取り組みます。 ①自立した生活を支援するための福祉サービスを推進します。 ②医療・リハビリテーションの充実を図ります。 ③相談支援体制の強化に努めます。 ④保健・福祉活動を支える人材確保と育成に努めます。	行政 事業者

## <19. 健康づくりと介護予防の推進、認知症対策>

### 1. 現状と課題

本市の平均寿命は、男女とも全国平均とほぼ同じ状況であります（P 7 参照）、65歳時点の平均自立期間は、男性は県平均より短いものの、要介護期間は男女ともに県平均より短くなっています。

65歳の平均自立期間と要介護期間

単位：年

区分		大田市		島根県	
		H24年	H28年	H24年	H28年
男性	平均余命	18.59	19.38	18.97	19.60
	平均自立期間	17.07	17.81	17.28	17.86
	要介護期間	1.52	1.57	1.68	1.74
女性	平均余命	23.93	24.52	24.16	24.60
	平均自立期間	20.92	21.29	20.82	21.17
	要介護期間	3.01	3.23	3.34	3.43

資料：SHIDS（島根県健康指標データベースシステム）

※ H24年：H24年を中心とした5年間（H22～26年平均）

H28年：H28年を中心とした5年間（H26～30年平均）

のことから、平均自立期間の一層の延伸を図るため、生涯を通じた生活習慣病予防の取組みや食育の取組みを行っています。

一方で、高齢者が健康で生きがいを持って暮らし続けられるよう、通いの場やサロン活動などを通じて自立支援及び介護予防・重度化予防の推進を図っています。

高齢化の進行とともに増加する認知症高齢者に対しては、地域包括支援センターを中心に、予防対策、早期発見・早期対応による重症化予防、家族支援等の取組みを推進するとともに、認知症に対する地域の理解を醸成するための「認知症サポーター」の養成を進めています。

ただ、これまででは、高齢者の健康づくりと自立支援・介護予防施策が別分野の取組みとして実施されてきたため、今後はさらに健康寿命の延伸をめざし、一体的に取り組む必要があります。

## 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 民間団体や関係機関が地域と連携し健康づくりに取組みます。</p> <p>①生活習慣病の発生予防のために重要な「身体活動・運動」「栄養・食生活」「たばこ・アルコール」「休養・心の健康」「歯と口腔の健康」「健康管理」の6つの分野について、妊娠期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた健康づくりの取組みを地域の関係団体と連携して推進します。</p> <p>②市民が自分自身の健康に関心を持ち継続して健康づくりに取り組むことができるよう、地域全体で支援する体制づくりを推進します。</p>	行政 市社協 事業者 住民
<p>(2) 各種の健康診断について受診の必要性などの啓発を行い、受診率を向上させる取組みを推進します。</p> <p>①定期的に健（検）診を受け、自分の健康状態を把握し生活習慣の改善に活かせるよう受診しやすい体制整備や健康情報を提供します。</p> <p>②複数のがん検診を同時実施できるようにするなど、受診者の利便性を高め、低所得者等への自己負担額の減免を行い、誰もが受診しやすい体制を整備します。</p> <p>③がん検診に関する正しい知識の普及や啓発活動を行います。</p>	行政 市社協 住民
<p>(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。</p> <p>①地域ごとの健康課題を分析し、高齢者通いの場等において、フレイル予防等の普及啓発や健康教育・健康相談を行います。</p> <p>②フレイル等のおそれのある高齢者に対して、個別的支援を行います。</p>	行政 市社協 事業者 住民
<p>(4) 食育の取組みを進めます。</p> <p>①食育ボランティアの養成及び活動を支援します。</p> <p>②食に関する学習会の場の提供や食の安全・安心に関する情報発信に取り組みます。</p> <p>③親子で参加できる農業体験事業や生産過程の見学、農業体験や漁業体験、調理実習等の様々な体験活動を通じて、食の循環や環境を意識した食育に取り組みます。</p> <p>④食育ボランティア活動や「大田市食育の日（毎月19日）、食育月間等を通じて食文化の伝承に向けて食育に取り組みます。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
<p>(5) 自立支援及び介護予防・重度化防止を推進します。</p> <p>①全ての高齢者が健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、あらゆる機会を通して、市民一人ひとりの健康及び介護予防に対する意識を高め、高齢者の豊かな経験や知識を活かし、地域の中で様々な分野で活躍したり交流することができる場等を提供し、生きがいづくりを推進します。</p> <p>②できる限り要介護状態とならないための効果的な介護予防の取組みや自立支援を目指したサービス提供により、介護予防及び重度化予防の推進を図ります。</p>	行政 地域組織 事業者 住民

<p><b>(6)認知症施策を推進します。</b></p> <p>①認知症高齢者の相談窓口となる地域包括支援センターの周知を継続して行います。</p> <p>②専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」による早期発見、早期対応に向けた支援を引き続き行なっていきます。</p> <p>③地域包括支援センター内に「認知症地域支援推進員」を継続配置し、地域における支援体制の構築や認知症家族の負担軽減のため、「認知症カフェ」の周知や交流支援等を行なっていきます。</p> <p>④認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域での理解者を増やし、本人・家族の応援者を増やすため、企業・学校・金融機関などで「認知症サポーター養成講座」を引き続き実施していきます。</p>	行政 地域組織 事業者 住民
<p><b>(7)地域での自主的な活動への支援と意識啓発に取り組みます。</b></p> <p>①地域住民が主体的に取り組むサロン活動や介護予防活動団体の活動が継続的に安心して実施できるようスタッフの知識向上やプログラム支援、団体の運営支援などを訪問により積極的に取り組みます。</p> <p>②新たな活動の立ち上げや事業運営に関する相談への対応・支援を行い、地域活動の活性化を図ります。</p>	行政 地域組織 事業者 住民

## <20. 生活困窮世帯への自立に向けた生活支援の充実>

### 1. 現状と課題

「生活困窮者」は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と定義され、生活困窮者自立支援制度は、最後の砦と言われる生活保護制度の一つ前のセーフティネットです。

本市では、社会福祉協議会内に相談窓口「生活サポートセンターおおだ」を設置し、失業・病気など様々な問題で生活に困っている方の相談に応じ、必要な人に対しては、自立支援計画（プラン）を作成し、専門支援員による自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援等の支援を行うとともに、再就職等のために居住の確保が必要な人に対しては「住居確保給付金」を支給しています。

また、低所得世帯等に対しては生活福祉資金の貸付けを行うとともに、緊急支援が必要な人に対し民生融金の貸付けや食糧支援（フードバンク事業）を行っています。

相談対応だけでなく、平成30年4月に大田市を震源として発生した島根県西部地震をきっかけに生活困窮状況が顕在化した世帯もあり、近年自立相談支援の対象世帯が増加しています（P13参照）。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、離職や廃業又は収入が減少した世帯が急増したため、生活福祉資金の特例貸付において、緊急小口資金特例貸付を受けた方及び住居確保給付金を支給決定した方に対し市独自の給付金を設け対応しました。

この他、近年、何らかの理由により自宅に引きこもる人が顕在化し、いわゆる「8050世帯」の問題など、ひきこもり者を抱える世帯が生活困窮に陥る事例が増加しており、ひきこもり者の社会参加への支援に併せ、日常生活も含めた世帯全体への支援が求められます。

※令和元年7月に島根県が行った「ひきこもり等に関する実態調査」によると、島根県全体で1,089人、大田圏域で140の方がひきこもり状態にあるとされ、年齢別にみると40歳代以上が66.0%となっています。

## 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1)相談から解決への包括的な支援体制による取組みを行います。 ①8050世帯など無就労である方への就労支援について、職場体験の活用など効果的な支援方法について検討します。 ②様々な産業・企業・団体等と連携して就労体験の場や居場所の確保を検討します。 ③「生活サポートセンターおおだ」の機能・役割について一層の周知を図り、相談しやすい体制づくりに努めます。 ④生活困窮者が抱える経済的困窮や社会的孤立等の課題に寄り添いながら、関係機関と連携し包括的な支援に努めます。	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
(2)無就労やひきこもり世帯への社会参加に向けた支援に取り組みます。 ①ひきこもり支援に関する広報啓発や情報提供により、地域全体の理解・協力を促します。 ②保健・福祉・医療・雇用・司法等の関係機関で構成する「大田市地域福祉推進支援機関代表者会議」において、ひきこもり者への対応について検討します。 ③働くことや社会とのつながりに困難さを抱えている方に対して、関係機関や企業と連携して個々の状況に応じた幅広い活動プログラムを提供します。	行政 市社協 地域組織 事業者
(3)ひとり親世帯の支援を充実させていきます。 ①関係機関等と連携しながら、各世帯の状況に応じた適切な支援を行っていきます。	行政 市社協 地域組織 事業者
(4)貧困の連鎖の防止に向けた取組みを行います。 ①生活困窮世帯の小学生を中心に学習支援を行い、高等教育への進学率を高め、将来の自立促進を支援します。	行政 市社協 地域組織 事業者

## <21. 再犯防止施策の推進(大田市地方再犯防止推進計画)>

### 1. 現状と課題 (P11~12参照)

刑法犯検挙者数は近年減少していますが、再犯者の占める割合は約5割と高止まり状態が続いている（少年を除く）。

罪種別に見ると、窃盗犯が6割近くを占め、その半数は65歳以上の高齢者となっています。

また、犯行時において、無職の人の割合は約半数となっています。

年度により差はありますが、覚せい剤取締法違反者も見られます。

犯罪をした人等の中には、高齢、障がい、依存症など様々な特性を抱え、自力で更生することが困難で、何らかの支援がなければ再び犯罪に至る可能性のある人もいます。

こうした人の再犯を防止し地域社会に復帰してもらうことは、地域福祉の目的でもあるため、本計画（大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画）は、「大田市地方再犯防止推進計画」を包含する計画として策定することとします。

#### （1）就労・住居の確保等のための取組み

##### ①就労の確保

犯罪白書によると、刑務所に再び入所した者のうち、約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない者の再犯率は仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍となっており、不安定な就労が再犯に至る要因の一つと考えられます。

##### ②住居の確保

犯罪をした者等については、親族と疎遠になっているなどの事情により連帯保証人や緊急連絡先の確保が困難であり、また矯正施設出所時はほとんど収入がない状況にあり、公営住宅への入居のほか、住居の確保にあたっては一定の配慮が必要です。

#### （2）保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組み

##### ①障がい者又は高齢者等への支援等

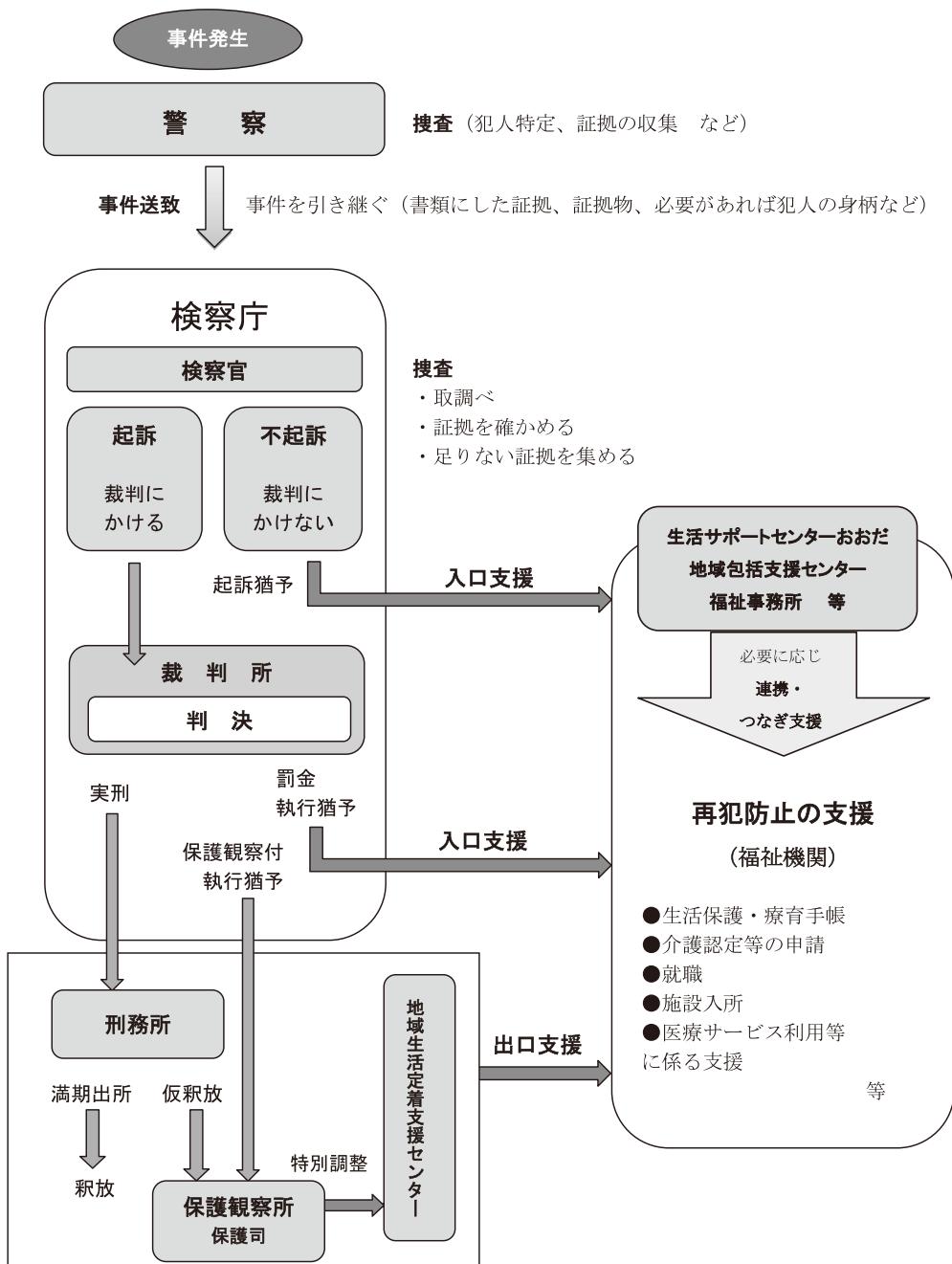
高齢者（65才以上）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は全世代の中で最も高く、また知的障がいのある受刑者についても全般的に再犯に至る期間が短くなっています。

障がい又は高齢等により刑務所出所後福祉的な支援が必要な者に対しては、島根県地域生活定着支援センターが出所後の福祉サービス利用に係る調整を行っています。

また、松江地方検察庁（刑事政策推進班）が、起訴を猶予された者や保護観察に付されていない者等のうち、障がい、高齢、生活困窮等のため、福祉的な支援が必要な者に対し、関係機関へのつなぎ支援や松江保護観察所と連携し、更生緊急保護制度による支援を実施しています。

支援の対象になるにも関わらず、利用できる制度やサービスなどの情報がないこと等により、支援が行き届かず再犯が繰り返されており、そうした方に寄り添った支援や関係機関等の相互連携、支援体制の充実強化が求められます。

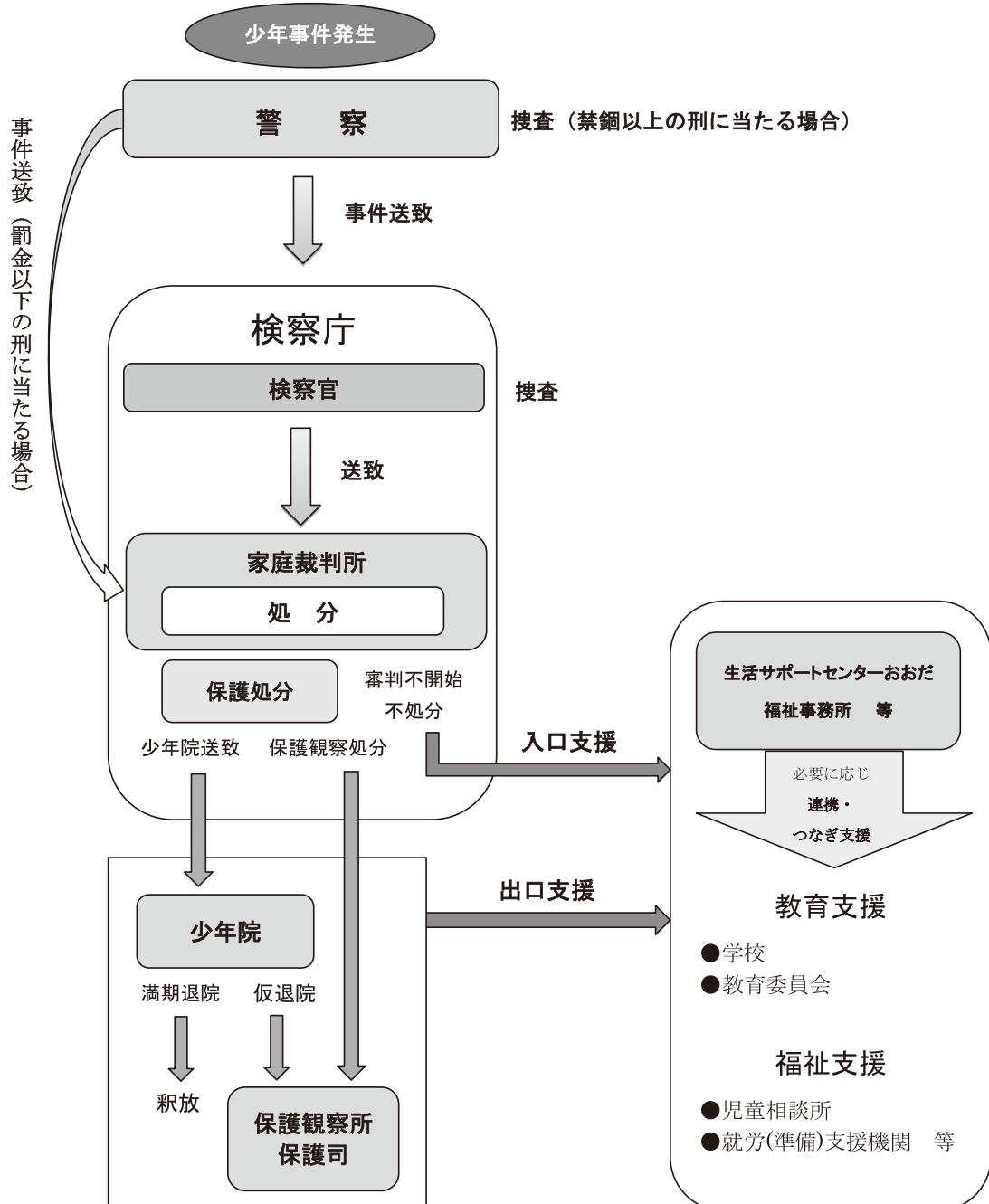
図3－3 刑事司法手続きの概略と再犯防止(典型的な例)



## ②薬物依存を有する者への支援等

新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反者であり、依存症に対する支援体制が整備されていないこと等が課題です。

図3-4 少年事件の場合（典型的な例）



## (3) 子どもの非行の防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組み

児童生徒の非行、問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると言われています。

近年は、社会環境の変化に伴い、児童生徒の抱える問題が多様化・複雑化し

ていることや、事件・事故、災害等の被害者である児童生徒や保護者のケア、貧困家庭の相談窓口などの対応も求められる等、学校における対応は多岐にわたっており、教育現場と福祉、警察等各関係機関と連携しながら子どもを取り巻く環境を支え、社会性や自己肯定感を醸成することがますます重要となっています。

非行少年の補導数は減少傾向にありますが、未来を担う子ども・若者が社会の一員として生き生きと活躍できるよう、引き続き子ども・若者の健全育成に取り組むことが必要です。

#### （4）犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組み

再犯防止のための支援等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者の年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等を適切に把握した上で、適切な支援を行っていくことが重要です。

#### （5）民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組み

##### ①民間協力者の活動の促進等

再犯防止に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司をはじめ、更生保護女性会、BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会等の更生保護ボランティアや立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア等により支えられています。

令和2年10月1日現在、大田地区における保護司は30人（定員31人）ですが、近年保護司候補者の選定に苦慮していること、女性会員が2名しかいないこと（県平均の女性就任率は25.0%）、また更生保護女性会などの民間ボランティア組織がないことが課題です。

##### ②広報・啓発活動の推進等

大田地区保護司会を中心に、「社会を明るくする運動」における街頭啓発活動を実施するとともに、更生保護サポートセンターを中心に、保護司による犯罪予防についての啓発活動が実施されています。

市民アンケート調査の結果では、保護司の制度や活動について「知っている」人は23.7%、「聞いたことがあるが内容までは知らない」が40.7%、「知らない」が29.2%であり、保護司（会）の活動について一層の周知が必要です。

#### （6）国・民間団体等との連携強化等のための取組み

行政や地域の保健医療福祉関係機関及び民間団体等において、再犯防止に係る情報が不足していることや刑事司法関係機関との連携体制が十分ではないことが課題です。

## 2. 推進方策

本計画に基づく再犯防止施策の対象者は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。

計画の推進方策	事業主体
(1)保護司及び更生保護ボランティアの確保と活動を支援します。 ①保護司活動に意欲のある市の職員が保護司に就任することを促進するとともに、就任後は保護司として活動しやすい環境づくりに配慮します。 ②民間ボランティアが活動を円滑に行うために必要となる各種情報の収集及び提供に努めます。 ③地域の安全・安心に貢献した保護司等の民間ボランティアを顕彰し、その活動や意義が広く市民に共有されるよう努めます。 ④更生保護サポートセンターの建物については、引き続き無償貸与します。	行政 市社協 地域組織
(2)広報・啓発活動を推進します。 ①市ホームページや広報紙において、保護司及び更生保護ボランティアの活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。 ②“社会を明るくする運動”を保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と連携して推進します。 ③7月の再犯防止月間において、各種会議や広報紙、インターネット上の情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。	行政 地域組織
(3)就労に向けた相談・支援等の充実を図ります。 ①障がい者就業・生活支援センターや、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業などを活用して、犯罪をした者等の年齢、障がい種別、障がいの程度などの特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。 ②本市の建設工事等競争入札参加資格審査において、犯罪をした者等を実際に雇用した協力雇用主に加点する制度の導入について研究します。	行政 市社協 地域組織 事業者
(4)住居等の確保を支援します。 ①犯罪をした者等を含め、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居喪失のおそれのある者からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。	行政 市社協

<p>(5)特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。</p> <p>①「生活サポートセンターおおだ」や地域包括支援センター、福祉事務所において相談を受け付け、福祉的支援が必要な人に対しては関係機関と調整を行います。</p> <p>②社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が出席する会議・研修等で、大田市地方再犯防止推進計画を周知するとともに、犯罪をした者等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする者についての課題を共有します。</p> <p>③地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会と検察庁、弁護士、保護観察所、地域生活定着支援センター、矯正施設等との連携を強化し、犯罪をした者等のうち高齢者・障がい者・生活に困窮する者等の福祉的支援が必要な者に対して、必要に応じ「大田市地域福祉推進支援機関実務者会議」等を活用しながら、円滑に必要な福祉サービスを提供するよう努めます。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者
<p>(6)学校等と連携し児童生徒の立ち直りを支援します。</p> <p>①学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校と保護司、保護観察所等が緊密に連携して立ち直りを支援します。</p>	行政 地域組織

#### ◆用語解説（「地方再犯防止推進計画」編）

##### ○執行猶予

一定の期間（執行猶予期間）刑の執行を猶予し、その期間を無事に経過した場合は刑の言い渡しを失効させ、また、条件に違反した場合は、執行猶予を取り消して刑を執行しようという制度。

##### ○審判不開始

家庭裁判所が、調査の結果、非行事实が極めて軽微で、要保護性が解消されている場合などの理由で、審判の必要性がない場合などになされる決定。

##### ○矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年鑑別所、少年院、婦人補導院の総称。

##### ○仮釈放

矯正施設に収容されている人を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付されること。

##### ○仮退院

保護処分の執行のため、少年院に収容されている者を、その収容期間満了前に仮退院させるものであり、仮退院の期間中（20歳に達するまで又は定められた収容期間が満了するまで）保護観察に付されること。

##### ○保護観察

犯罪をした人や少年に対し、社会内において改善更正を図ることを目的として、遵守事項を守るよう指導・監督し、自立した生活を営むことができるよう、必要な補導・援護を行うこと。

##### ○特別調整

高齢又は障がい等により特に自立が困難で福祉の支援を必要とする矯正施設に収容されている者に対し、保護観察所が矯正施設や地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し、必要な調整を行うもの。

##### ○社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した者の改善更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動。法務省が主唱し、中央、都道府県及び市区町村等を単位として、各地域の実情に応じた活動を実施している。毎年7月を強調月間としている（7月は再犯防止啓発月間）。

## <22. 社会的取組みによる自死対策の推進>

### 1. 現状と課題

自死は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、うつ病など精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があると言われています。

自死者数は、自殺対策基本法が制定され国を挙げての対策の推進により減少傾向にありますが、本市の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自死者数）は、単年度では増減はあるものの、島根県や全国平均に比べるとやや高い傾向にあります（P 8 参照）。

年齢別に見ると、男性は働き盛りの 40～50 代、女性は 80 代以上の高齢者が高い傾向にあります。

また、令和 2 年の新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退、失業、就労収入の減少等により、全国的に自死者数が増加傾向にあり、本市への影響が懸念されます。

本市においては、「こころの健康相談」窓口を設置し相談対応を行うほか、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期に“気づき”、傾聴などを行う「ゲートキーパー」の養成研修を開催しています。

また、関係機関で構成する「大田市自死対策専門部会（自死対策ネットワーク会議）」や「大田市自死総合対策庁内連絡会議」を設置開催し、自死の要因となる複合的な問題の解決に向け協議・検討を行っています。

## 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) こころの健康と相談窓口の周知、啓発を図ります。</p> <p>①「大田市自死対策計画」に基づき、庁内各課や関係機関と連携し、周知啓発を行います。</p> <p>②市ホームページや広報紙、ぎんざんテレビ等で、自死対策に関する情報をお伝えします。</p> <p>③こころの相談・福祉総合相談、各種相談窓口の一覧を作成し全戸配布します。</p> <p>④自死に対する誤った認識や偏見を払拭し、誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進するための啓発を行います。</p>	行政 市社協 事業者 住民
<p>(2) 自死対策を支える人材を育成します。</p> <p>①市職員や教職員及び民生委員・児童委員、相談窓口従事者等に対しがートキーパー養成研修を実施します。</p> <p>②市民向けにゲートキーパー養成研修を実施します。</p>	行政 地域組織 事業者 住民
<p>(3) 子ども・若者の自死対策を推進します。</p> <p>①若者の居場所づくりを推進します。</p> <p>②生きていく上で直面する問題に対処する力や対処方法を身に付けるための教育や学校内の相談体制を充実させます。</p> <p>③教職員を含め子どもに関わる大人が、児童生徒のSOSに気づく感度を高めるための研修を行います。</p>	行政 事業者 住民
<p>(4) 高齢者の自死対策を推進します。</p> <p>①高齢者の生活に関し、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等関係機関と連携して、相談支援を実施します。</p> <p>②シニアクラブ、自治会連合会、地域のボランティア等による見守り活動や高齢者サロン、高齢者通いの場など地域での生きがいづくりを行います。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
<p>(5) 失業・無職・生活に困窮している人への支援を強化します。</p> <p>①多様な問題を複合的に抱えている人に対して、関係機関が連携して包括的に生きる支援を行います。</p> <p>②「生活サポートセンターおおだ」を中心に関係機関が連携し、生活困窮者への支援に取り組みます。</p>	行政 市社協 事業者 住民

## (5) 基本方針5 安心して暮らし続けることができるまちづくり

### <23. 住宅・生活環境の整備>

#### 1. 現状と課題

「住まい」は、全ての人にとって地域で安心して住み続けていくための大切な生活の基盤です。

本市においては、市内の派遣社員が解雇等に伴い社宅を出なくてはならないなど居住場所を失う事例が生じており、特に災害や失業などの緊急時においては、一時的な宿泊場所の確保が必要となっています。その他、賃貸住宅への入居の際に保証人が必要な場合において、保証人の確保が困難な方への対応など様々な状況において居住支援ができるよう検討を進める必要があります。

また、高齢社会を迎え、ごみ出しが困難でありながら必要な支援が受けられない高齢者等が今後ますます増えていくことが懸念されており、誰もが快適に生活できる住環境を目指し、地域が連携して支援体制を整備することが必要となっています。

#### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 住居確保要配慮者の居住支援に向けた検討を行います。</p> <p>① 災害のほか、失業などにより緊急的な住居の必要性に対応するため、シェルター確保へ向けた協議を進めます。</p> <p>② 不動産業者との連携により、入居及び居住の継続が困難な方へ安定的に住居の提供ができるような体制整備に取り組みます。</p>	行政 市社協 事業者
<p>(2) 高齢者等のごみ出し支援について、実態の把握と支援体制づくりに取り組みます。</p> <p>① ごみ出しが困難な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるように、自治会等の住民組織、ボランティアを中心とした支援体制づくりに取り組みます。</p> <p>② 支援を受けることが難しい世帯については、実態を把握した上で、必要に応じ収集方法の検討を進めます。</p> <p>③ ごみ出しが生活の一部であるため、公的サービスのメニューとして位置付けられるよう、国に対し制度改革を要望していきます。</p>	行政 市社協 地域組織 住民

## <24. 移動手段の確保>

### 1. 現状と課題

本市において、公共交通機関は、急速な少子高齢化、人口減少などのため利用者は減少傾向にあり、路線バスの運行を維持・確保するための市の負担は年々増加の傾向にあります。また、山間部などでは、商店や医療機関、金融機関の閉鎖や撤退などが進み、日常生活に必要な施設やサービスを地域内で利用することが難しい地域が生じてきています。

このような状況下において、高齢者が地域で生活するためには自家用車は暮らしに欠かせない移動手段となっており、高齢になっても免許の返納という決断は容易なことではありません。

市内では、地区社協を中心として買い物支援を含む移動支援を地域の課題として協議や検討が行われており、地域の実情に即した取組みを実践している地区もありますが、輸送に関する様々な法的な問題や車両の問題など、地域だけでは解決が難しい状況が生じており、取組みには公的な支援やサポートが必要となっています。

高齢者等移動手段のない方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公共交通の活用のほか、地域での支え合いにより、地域住民のニーズにあった交通手段の確保が早急に求められており、行政や関係機関が一体となって取組みを進めが必要です。

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1)持続可能な地域交通手段の確保の実現に向けて検討します。 ①地域住民の生活維持に必要な移動手段の確保を目指し、公共交通の利便性向上に向けて検討します。 ②地域組織などの諸団体等と連携しながら、地域の実情に合わせた移動支援の実現に向けて検討します。	行政 市社協 地域組織 事業者

## <25. 防災・防犯体制の充実>

### 1. 現状と課題

平成30年4月9日に発生した島根県西部地震では、建物など多数の被害が発生し、生活や産業活動などに深刻な影響を及ぼしました。近年の自然災害が頻発する状況において、この度の地震の教訓を生かした防災対策を進める必要があります。高齢者や障がい者などの災害時要配慮者を支援する自主防災組織の組織率については半数に満たず、地域防災体制の拡充が課題となっています。

また、大規模な災害にも対応するために、ハード・ソフトの両面において防災と減災対策を進めるとともに、緊急事態にも的確に対応ができるように、災害時の本部機能確保などの危機管理体制の充実強化に取り組む必要があり、住民や地域が連携して被害を最小に止める社会をつくることが重要となっています。

さらに、災害時だけでなく、平常時から関係機関が連携し、地域の要配慮者への見守り活動等に取り組んでいく必要があります。

(参考)

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ・自主防災組織の組織率      | 44.6% (R2年3月末現在) |
| ・避難行動要支援者名簿掲載同意率 | 47.1% (R2年3月末現在) |

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 地域での見守りや支え合いの仕組みづくりを推進します。 ①避難行動要支援者名簿について、災害時だけでなく平常時の見守りにも活用できるよう、個人情報の取扱いに留意した適切な活用制度の構築に取り組みます。	行政 市社協 地域組織
(2) 自主防災組織の活動を促進します。 ①災害時に重要な「自助・共助・公助」の役割分担の中で、自らの地域は自らで守るという理念を念頭に、高齢者や障がい者などの災害時要配慮者を支援する地域の共助を担う重要な存在として、自治会を中心とした自主防災組織の活動を促進します。	行政 市社協 地域組織 住民
(3) 多様な発信方法の活用により、災害関連情報を迅速に周知します。 ①防災メールや防災行政無線などを活用し、災害時の注意喚起や避難指示などの情報を迅速に周知します。 ②ぎんざんテレビや音声告知放送、インターネットなど聴覚・視覚情報を利用した多様な方法での発信を行います。 ③日本語を母国語としない市民でも理解しやすいやさしく定型的な日本語の使用や多言語対応の取組みを進めます。	行政 市社協 地域組織

<p><b>(4) 各地域との連携を強め、防災力を強化します。</b></p> <p>①災害時の地域での対応力を高めるため、各家庭や地域レベルでの防災の啓発を進め、地域での防災の取組みを支援します。</p> <p>②災害時には、各まちづくりセンターに災害対策支部を設け、地域の被害の集約や必要な支援の窓口など、市と地域の連携拠点とします。</p>	行政 市社協 地域組織 住民
<p><b>(5) 防災知識に関する普及啓発を行います。</b></p> <p>①市ホームページでの周知や地域への出前講座、総合訓練の実施による、防災意識の啓発に努めます。</p> <p>②ハザードマップを各家庭やまちづくりセンターに配布し、市ホームページに掲載することで、地域における危険か所や避難場所などの周知に努めます。</p>	行政 市社協 地域組織 住民
<p><b>(6) 地域の防犯組織と連携を図ります。</b></p> <p>①地域の防犯力を高めるため、地域の防犯組織と連携し、子どもや高齢者の見守り活動の充実を図ります。</p> <p>②地域の安全向上のため、地域の要望を踏まえて防犯灯の設置管理や設置支援に取り組みます。</p>	行政 市社協 地域組織 住民
<p><b>(7) 地域組織と連携した交通安全に取り組みます。</b></p> <p>①警察や地区交通対策協議会などと連携し、交通安全週間などの取組みを通じた交通ルールの啓発や反射たすきなど交通安全用品の使用普及などを通じて、交通事故を減らし、子どもや高齢者など誰もが安全に暮らせる環境を作ります。</p>	行政 市社協 地域組織 住民



# 資料編

用語解説	75
策定委員会名簿	77
策定の経緯	78
ワークショップまとめ	80
アンケート結果	82

## ＜用語解説＞

<b>あいサポートー (障がい者) (サポートー)</b>	障がいの特性や必要な配慮などを理解して、障がいのある方を手助けする人。特別な技術などを習得して支援するのではなく、日常生活のなかで障がいのある方が困っている時などに、ちょっとした手助けを行う意欲のある方なら誰でもなることができる。「あいサポートー研修」を修了すると「あいサポートバッジ」が交付される。
<b>アウトリーチ</b>	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届けること。
<b>NPO</b>	Non Profit Organizationの略で、民間や一般の市民により自主的に構成された営利を目的としない活動を行う民間の組織のこと。特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき設立された組織を「NPO法人」という。
<b>グループワーク</b>	参加者を数人ずつのグループに分け、あらかじめ設けられたテーマに沿ったディスカッションをした上で最終的な結論や成果物を発表させるという形式で行う。採用選考や研修で実施される。
<b>介護支援専門員 (ケアマネジャー)</b>	介護保険サービスの利用者やその家族からの相談に応じ、その心身の状況やニーズを適切に把握し、利用者にふさわしい介護サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、介護保険サービスが的確に利用できるように調整を行い、要介護者などが自立した日常生活を営むうえで必要な援助を行う専門職。
<b>ゲートキーパー</b>	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人(命の門番)。悩みを抱えている人は、混乱して自ら助けを求めることが難しい状況に陥ることがあるので、そのような時に話を聴き、相談窓口や医療機関につなげ、自死に傾くことにストップをかけるゲートキーパーの役割は重要。
<b>CSW (コミュニティ ソーシャル ワーカー)</b>	地域において支援を必要とする人の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけ、また、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門職。
<b>シェルター</b>	災害のほか、失業などにより緊急的な住居の必要性に対応するため、ホテルなどを活用した一時避難所のこと。また、暴力から逃れた女性のための緊急一時避難場所や虐待などにより家庭にいられない子どもの一時避難所のこと。
<b>持続可能な まちづくり</b>	経済的な発展と、福祉などの生活の質、良好な生活環境などをあわせて維持していくことを目指すまちづくり。
<b>重層的支援体制</b>	地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制。「相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、参加支援及び地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する仕組みを重層的支援体制整備事業といふ。
<b>生活支援 コーディネーター (地域支え合い推進員)</b>	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を担う人。

<b>セーフティネット</b>	生活上の困難や貧困な状況となった時に生活を支える仕組みや制度のことを意味する。第一のセーフティーネットとして社会保険制度が、第二のセーフティーネットとして低所得者対策が、そして生活保護制度は最後（第三）のセーフティーネットとして位置づけられている。
<b>ソーシャルワーク</b>	社会福祉の制度などのもとで、人々が社会生活上の課題を自ら解決し、豊かな暮らしを可能にすることを目指すために、福祉の専門技術や知識をもつソーシャルワーカーによって展開される実践活動及び援助技術の総称。
<b>地域共生社会</b>	地域の多様な人と資源が、世代や分野を超えてつながり、全ての人が共に創っていく地域社会のこと。
<b>地域包括ケアシステム</b>	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。
<b>認知症カフェ</b>	認知症の人やその家族、専門職や地域の人など誰でも参加でき、相互に情報を共有し、お互いを理解し合う集いの場。和やかな雰囲気のなか、参加者同士で茶話会や体操、創作活動等のレクリエーションなどを行っている。
<b>認知症サポーター</b>	市町村を中心に実施されている認知症サポート養成講座の受講者で、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域において（できる範囲で）認知症の人や家族を支援する人。
<b>ハザードマップ</b>	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。土地の地形や地盤の特徴をもとに、被害想定区域、避難経路や避難場所、防災関係施設の位置などの防災地理情報が地図上に図示されている。
<b>8050世帯</b>	ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを、80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といったことが問題視されている。
<b>避難行動要支援者名簿</b>	災害時に自ら避難することが困難な、避難行動要支援者（要介護者、障がい者、ひとり暮らし高齢者等）を掲載した名簿。過去の大災害により、多くの高齢者や障がい者が犠牲となった教訓を今後に生かすため、災害対策基本法が改正され、災害時の避難支援や安否確認のための基礎とする名簿を作成することが市町村に義務付けられている。
<b>フレイル</b>	加齢により心身が老い衰えた状態のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。早く介入して対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性があるが、高齢者のフレイルは、生活の質を落とすだけでなく、様々な合併症を引き起こす危険がある。
<b>ヘルプマーク</b>	内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など。援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が身に付けることで、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるためのマーク。
<b>ライフステージ</b>	人の一生のうち、年代にともない変化していく段階の事をいい、乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に分けられる。
<b>ワークショップ</b>	参加者全員で共同作業をしながら課題をクリアしていくため、自主的に参加する主体性を重視した参加・体験型講習会。

## 第3次 大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（策定委員）

### ◆策定委員会

区分	所属機関	役職	氏名
学識経験者	島根大学	准教授	加川 充浩
医療関係	大田市医師会	理事	生越 英二
保健関係	島根県県央保健所	総務保健部長	竹森 順子
福祉（高齢者）関係	大田市介護サービス事業者協議会	監事	田辺 智子
福祉（障がい者）関係	障がい者地域生活支援センターせいふう	センター長	木挽 直美
	大田市障がい者関係団体連絡協議会	会長	馬庭 英士
福祉（子育て）関係	大田市保育研究会	副会長	吉村 久美
地域福祉関係	大田市社会福祉協議会	会長	西村 俊二
	大田市社会福祉協議会	理事	泉原 省三
	大田市社会福祉協議会	理事	寺本 功子
	大田市民生児童委員協議会	副会長	宇谷 裕子
市長が認める者	大田市シニアクラブ連合会	事務局員	三代 郁子
	大田市自治会連合会	事務局長	安藤 彰浩
	大田市PTA連合会	副会長	谷口 志保
	大田市青年協議会	会長	安藤 孝文
	おおだふれあい会館	事務職員	高野 明日菜
	ほっとスペース ゆきみーる	室長	高橋 賢史
	島根県大田地区保護司会	副会長	岡田 三史
	大田市成年後見支援センター	運営委員長	中井 洋輔

### ◆オブザーバー

	松江保護観察所 処遇部門	統括保護観察官	笹岡 省三
--	--------------	---------	-------

### ◆庁内検討会議

大田市健康福祉部	地域福祉課
	子育て支援課
	子ども家庭相談室
	健康増進課
	介護保険課
	地域包括支援センター
大田市社会福祉協議会	

### ◆事務局（作業部会）

大田市健康福祉部	地域福祉課
大田市社会福祉協議会	

## ■「第3次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の経緯

### ◎策定スケジュール（令和2年度）

実施日	実施項目	内 容
令和2年 5月 27 日 (水)	第1回府内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の概要と策定体制及びスケジュールについて</li> <li>・現行計画の検証について</li> </ul>
7月 2 日 (木)	第2回府内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画の検証結果について</li> <li>・アンケート調査の内容について</li> <li>・第1回計画策定委員会の開催について</li> </ul>
7月 17 日 (金)	第1回計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画・地域福祉活動計画について</li> <li>・第3次計画策定にかかる年間計画について</li> <li>・現行計画の効果検証について</li> <li>・アンケート内容について</li> </ul>
8月 1 日～31 日	市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送による配布・回収</li> </ul>
8月 25 日 ～9月 28 日	事業者・地域団体ヒアリング (ヒアリング先は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の取組み状況</li> <li>・課題</li> </ul>
9月 25 日 (金) 10月 2 日 (金)	ワークショップ開催 (大田会場、仁摩会場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区での取組み状況と課題について</li> <li>・第2次計画における市社協の実施事業への意見</li> </ul>
10月 12 日 (月)	第3回府内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次計画の評価と分析について</li> <li>・市民アンケートについて</li> <li>・事業者ヒアリングについて</li> <li>・ワークショップについて</li> <li>・計画体系（案）について</li> <li>・計画全体の構成（案）について</li> <li>・第2回計画策定委員会の開催について</li> </ul>
10月 27 日 (火)	第2回計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次計画の評価と分析について</li> <li>・市民アンケートについて</li> <li>・事業者ヒアリングについて</li> <li>・ワークショップについて</li> <li>・計画体系（案）について</li> <li>・計画全体の構成（案）について</li> <li>・アンケート結果について</li> </ul>
12月 8 日 (火)	第4回府内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次計画の素案について</li> <li>・第3回計画策定委員会の開催について</li> </ul>
12月 22 日 (火)	第3回計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回策定委員会からの変更・修正点</li> <li>・第3次計画のめざすべき方向性</li> <li>・大田市成年後見制度利用促進計画について</li> <li>・大田市地方再犯防止推進計画について</li> <li>・今後の予定について</li> </ul>
令和3年 2月 12 日～26 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次計画（案）</li> </ul>
3月 9 日 (火)	関係者研修会 (14:00～16:00、 市民センター4階)	<p>内容：重層的支援体制整備事業と総合相談支援体制の構築について 講師：島根大学人間科学部 准教授 加川充浩氏</p>

(別紙) 事業者・地域団体ヒアリング先一覧

分類	機関・団体名	訪問日
子ども	■大田市子育て支援団体連絡会 ○長久ほっとな会 ○久手子育て育てられサロン ○五十猛ポケットクラブ ○森のどんぐりクラブ	令和2年9月11日
	ゆきみーる	令和2年9月16日
	あゆみ保育園	令和2年9月17日
	五十猛保育園	令和2年9月17日
障がい	亀の子サポートセンター	令和2年9月18日
	地域活動支援センターのほほん	令和2年9月18日
	はとぽっぽ	令和2年9月18日
	大田市身体障がい者福祉協会	令和2年10月21日
高齢	大田市シニアクラブ連合会	令和2年9月17日
	サンデイズ双葉園	令和2年9月17日
	大田市社会福祉事業団	令和2年9月 4日
地域	大田市民生児童委員協議会	令和2年9月 7日
	川合町自主防災会協議会	令和2年9月11日
	波根地区社会福祉協議会	令和2年9月 9日
	大屋地区社会福祉協議会	令和2年9月29日
健康	大田市総合体育館	令和2年9月10日
	大代町 きずなグループ	令和2年9月15日
その他	大田地区保護司会	令和2年8月31日
	大田市成年後見支援センター	令和2年8月25日

## ■地区社会福祉協議会ワークショップにより出された意見

### ◎令和2年度地区社協連絡会議

- <大田会場①> 令和2年9月25日（金）10:00 大田市民センター4階
- <大田会場②> 令和2年9月25日（金）14:00 大田市民センター4階
- <仁摩会場> 令和2年10月2日（金）13:30 仁万まちづくりセンター2階

#### 1. 各地区での状況について

##### <地区社協の取組み状況>

地域の行事に地域住民が積極的に参加し、取組みへの関心の高まりを感じる。新たな協議体などの体制づくりが少しずつ進んでおり、地区社協も支援や協力を実行している。

生活支援に関する取組みでは移動支援に関する取組みや検討が進んでいる。

##### <課題や要望>

◇地域での取組みを進めるうえで特定の人に負担が集中している。地域内の組織団体も後継者不足で活動の継続が困難になってきている。リーダーや人材の確保・育成が今後の大きな課題である。

◇新たな取組みには計画の段階から情報提供など一緒に協議参加して欲しい。

◇世帯減少により会費や寄付金の収入が減少しており、事業実施への財源確保に影響が生じてきている。

◇移動支援の取組みは地域だけでなく、市や関係機関などが一緒になって、市全体の問題として考えていく必要がある。

#### 2. 第2次計画における市社協の実施事業へのご意見

##### ①研修事業について

##### <成果と感じること>

◇地域福祉を推進していく立場にある住民との関わりが深まり「やらされている」意識から取組みへの理解へ変わってきていると感じる。

◇地域生活課題についての協議や他地区での取組みを知るなど、学ぶ機会、協議の場としての役割を果たしており、今後も継続した実施が必要。

◇単発開催ではなく年間を通して複数回の実施も必要になってくる。

##### <課題や要望>

◇人づくり、人材の確保の問題に結びつくような研修が必要。身近な生活での課題を基にステップアップしていくような内容が良い。

◇肩書のある者のみを対象とした研修だけではなく広く住民が参加できるような研修プログラムが必要。

## ②助成事業について

### <成果と感じるところ>

◇新規事業に取り組むには財源の確保が必要になり、特に移動支援事業は助成事業があり助かる。

◇地区社協への助成金は地区の裁量で執行でき、加算方式の導入など使いやすい助成事業である。

### <課題や要望>

◇新しい取組みには情報不足や事務量の負担感、人的な問題などの課題もあり、申請まで至らない。

◇予算段階で計画していなかった事業に年度途中で取り組む必要が出た場合に対応してもらえる助成金があると心強い。

## 3. その他意見など

◇地区社協事務量について平常時は特に影響や負担感はないが新規事業などには負担を感じる。事務局人材確保の意味ではある程度の事務局費確保の必要がある。

◇まちづくりセンター内に事務局があることで、自主財源を確保できる地区社協とまちづくりセンターが協力し、一体的に地域の取組みを実施することができる。

◇市社協職員の地区担当制は地区の様子をよく知ってもらっており相談がしやすいので良いと感じている。

◇様々な事業や制度があるがチラシも別々にあり窓口の違いなども分かりにくく、情報を整理して周知方法も検討が必要と感じる。

# 市民アンケート結果

## 1. 調査の実施概要

調査対象	・大田市民（住民基本台帳から抽出）を対象に実施 ・年代別、男女別、地区別にそれぞれ人口の割合から人数を算出し、無作為に抽出
実施期間	令和2（2020）年8月
調査方法	郵送による調査票配布、郵送による回収
調査数	2,500件
有効回答数	979件
有効回答率	39.2%

### 【調査対象内訳】

#### ・年代別

年 代	人 数
10～29	211
30～39	260
40～49	294
50～59	302
60～69	479
70～79	462
80～89	353
90～	139
計	2,500

#### ・男女別

	人 数
男	1,135
女	1,365
計	2,500

#### ・地区（ブロック）別

ブロック	人 数
中央（大田、川合、久利、大屋）	826
西部（長久、鳥井、静間、五十猛）	507
東部（久手、波根、朝山、富山）	457
三瓶（三瓶、山口）	123
高山（大森、水上、祖式、大代）	110
温泉津	200
仁 摩	277
計	2,500

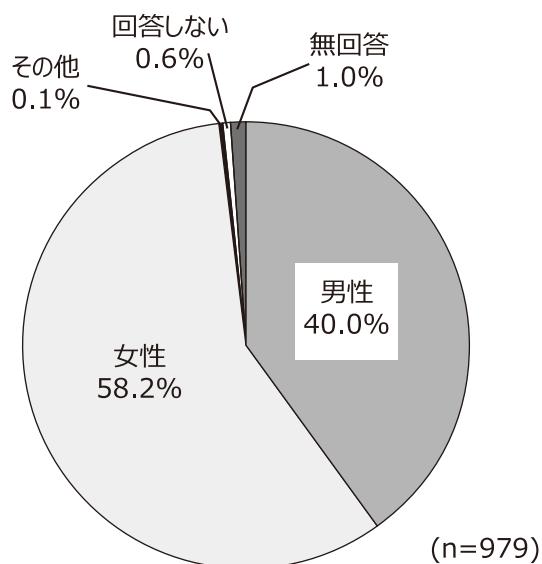
## 2. 報告書記載の留意点

- ・S A（シングルアンサー）での問い合わせの場合、割合を合計すると100%にならない場合があります。これは小数点第2位を四捨五入しているためです。
- ・年代別でのクロス集計を実施していますが、30代・20代・10代はそれぞれ回答数が100に満たないため、クロス集計の信頼度が低くなります。そのため、「30代以下」としてまとめてクロス集計を行っています。

## 3. 調査結果

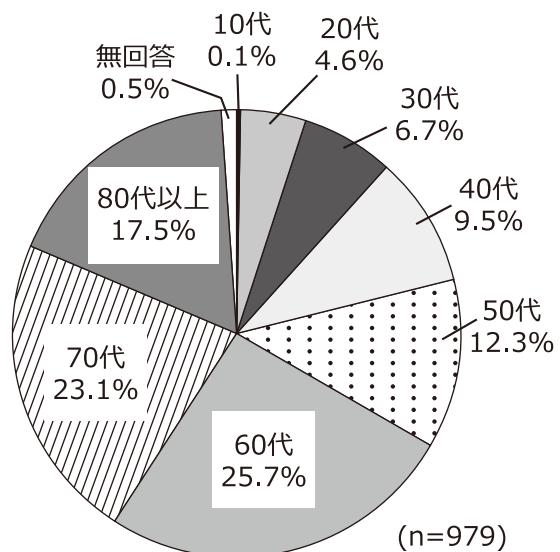
### 問1. 性別

・「女性」が58.2%で半数以上を占めている。



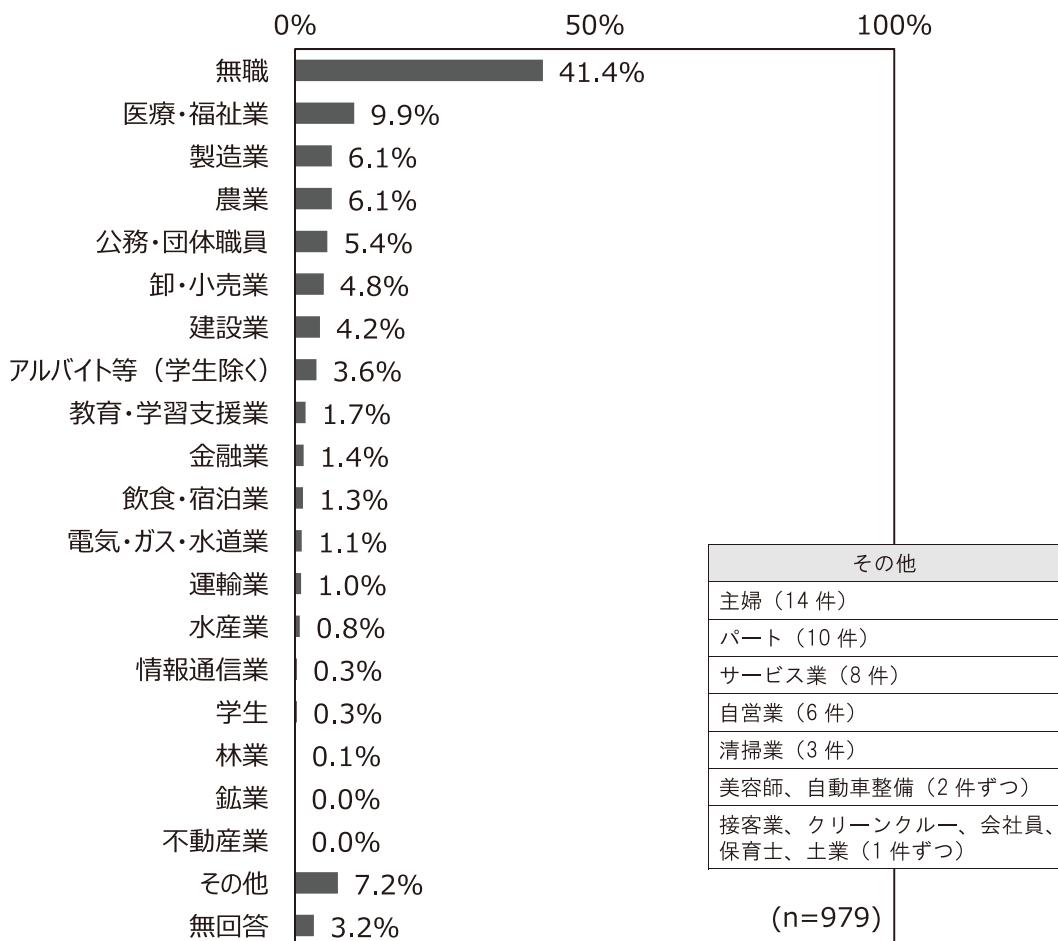
### 問2. 年代

・「60代」が25.7%で最も多く、次いで「70代」が23.1%、「80代以上」が17.5%となり、この世代で66.3%を占めている。「10代、20代」は4.7%に留まっている。



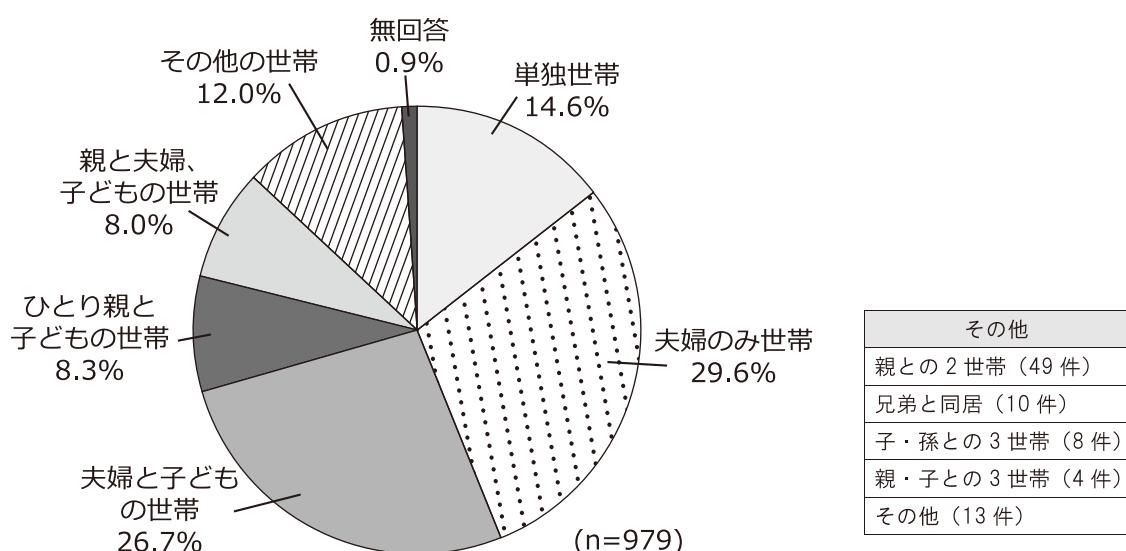
### 問3. 職業

・「無職」が41.4%で最も多く、次いで「医療・福祉業」が9.9%、「製造業」、「農業」が6.1%などとなっている。



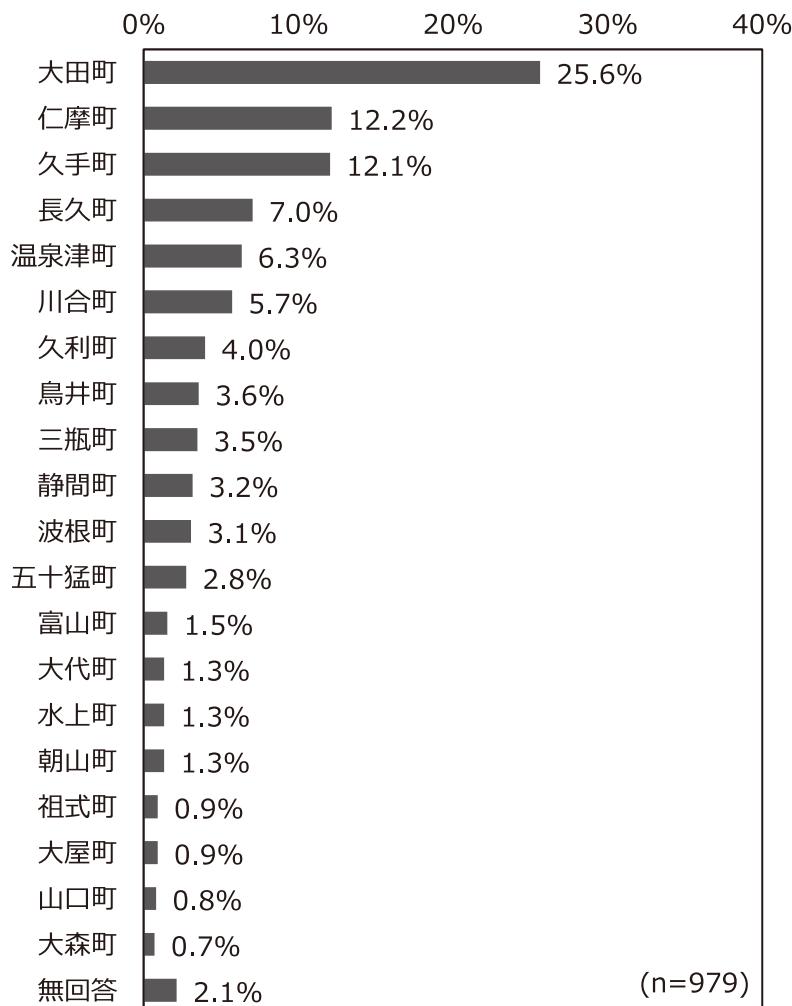
### 問4. 世帯構成

・「夫婦のみ世帯」が29.6%で最も多く、次いで「夫婦と子どもの世帯」が26.7%、「単独世帯」が14.6%などとなっている。



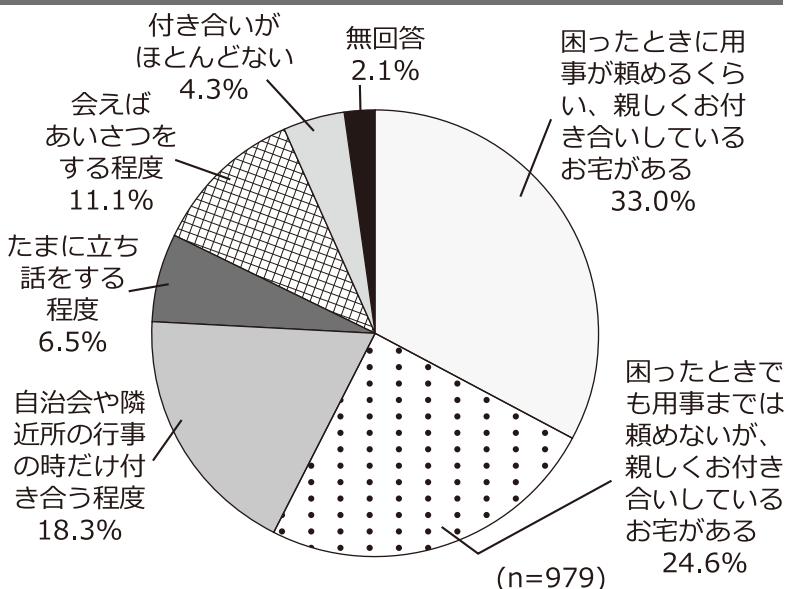
## 問5. 居住地

・「大田町」が25.6%で最も多く、次いで「仁摩町」が12.2%、「久手町」が12.1%などとなっている。



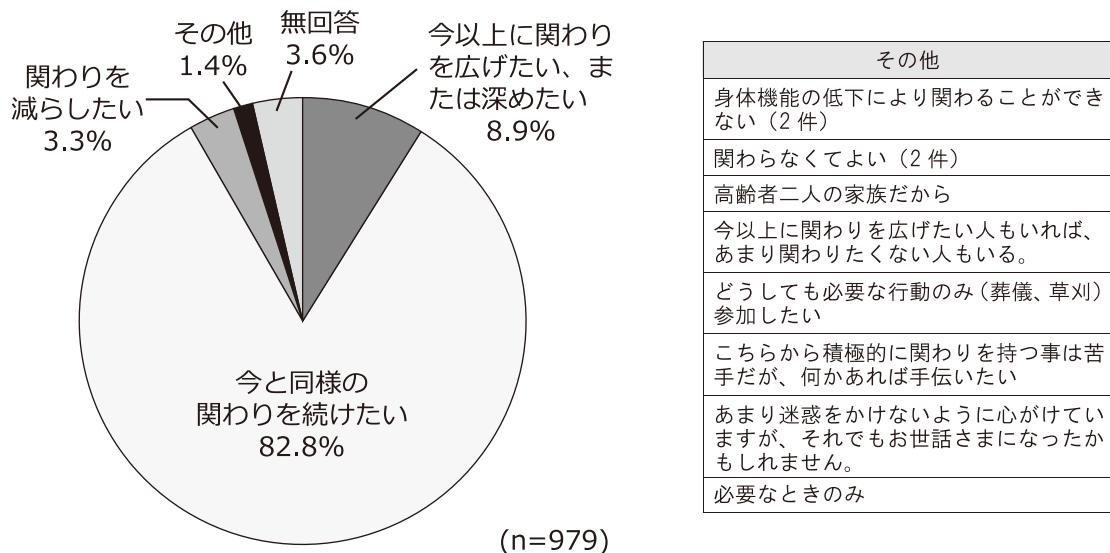
## 問6. あなたは、近所の方々とどの程度のお付き合いをしていますか。(単数回答)

・「困ったときに用事が頼めるくらい、親しくお付き合いしているお宅がある」が33.0%で最も多く、次いで「困ったときでも用事までは頼めないが、親しくお付き合いしているお宅がある」が24.6%、「自治会や隣近所の行事の時だけ付き合う程度」が18.3%などとなっている。



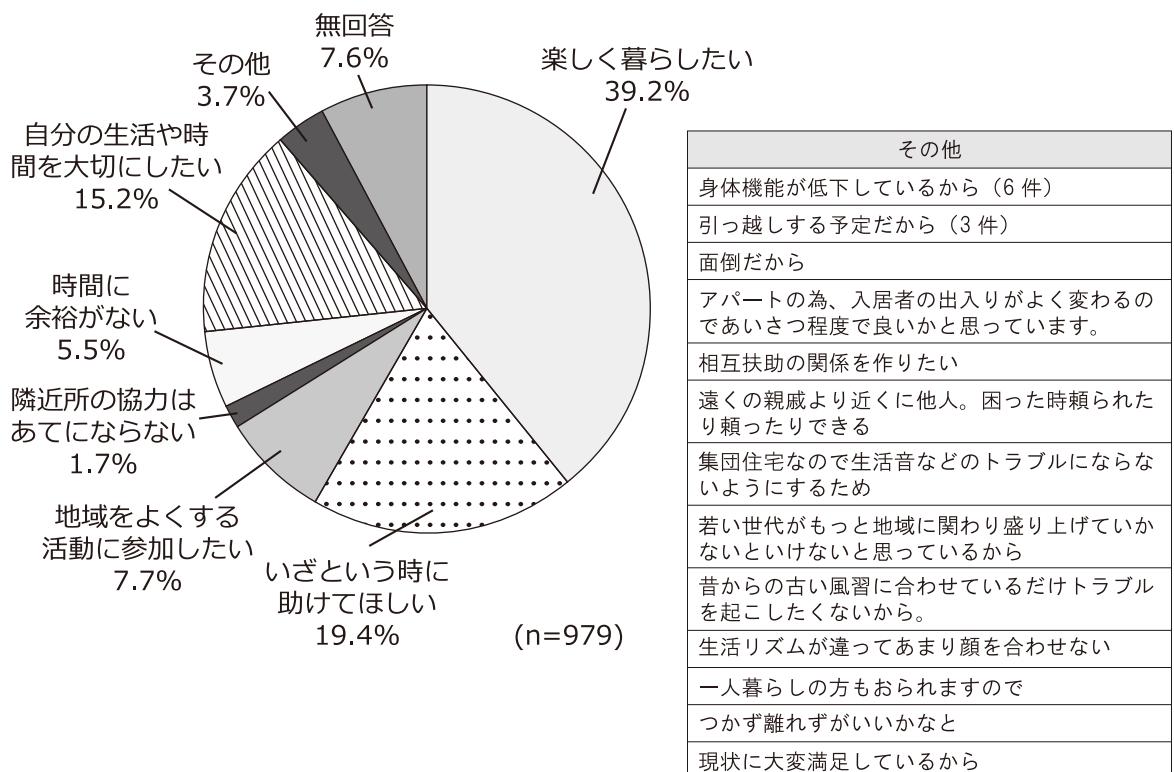
## 問7．あなたは、これからの方々との関わりについてどうお考えですか。(単数回答)

- ・「今と同様の関わりを続けたい」が82.8%で最も多く、次いで「今以上に関わりを広げたい、または深めたい」が8.9%、「関わりを減らしたい」が3.3%などとなっている。



## 問8．問7でそれぞれの選択肢を選ばれた理由はなんですか。(単数回答)

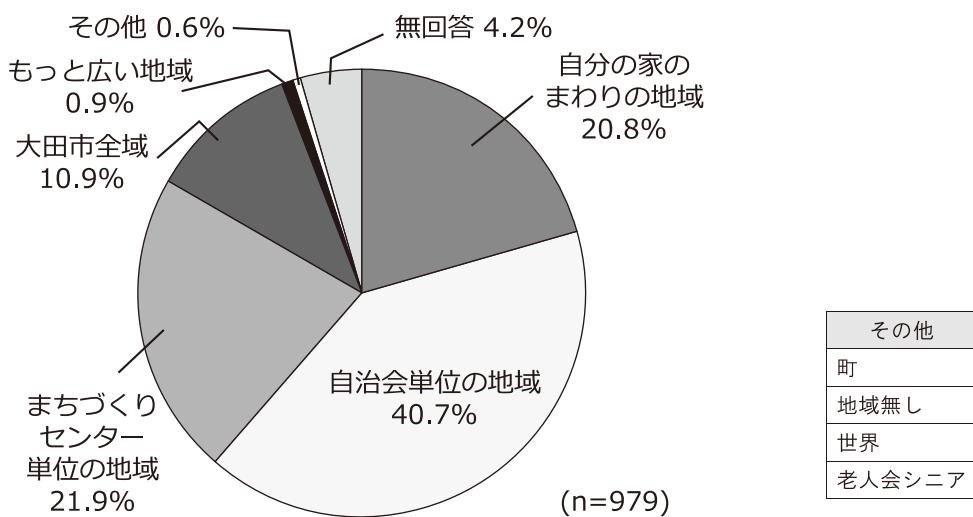
- ・「楽しく暮らしたい」が39.2%で最も多く、次いで「いざという時に助けてほしい」が19.4%、「自分の生活や時間を大切にしたい」が15.2%などとなっている。



その他
身体機能の低下により関わることができない（2件）
関わらなくてよい（2件）
高齢者二人の家族だから
今以上に関わりを広げたい人もいれば、あまり関わりたくない人もいる。
どうしても必要な行動のみ（葬儀、草刈）参加したい
こちらから積極的に関わりを持つ事は苦手だが、何かあれば手伝いたい
あまり迷惑をかけないように心がけていますが、それでもお世話さまになったかもしれません。
必要なときのみ

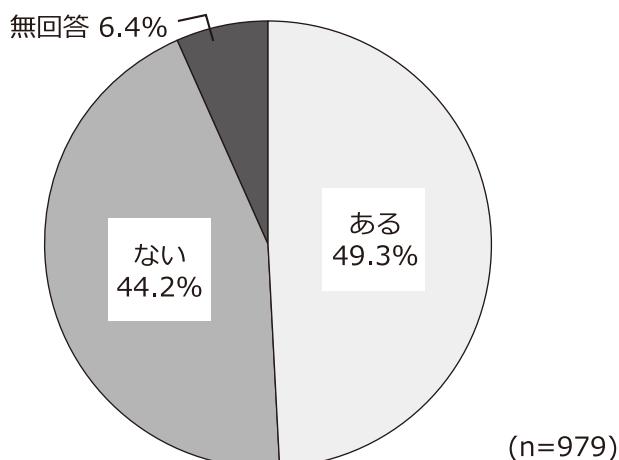
## 問9. あなたの考える「地域」とはどの範囲のことをいいますか。(単数回答)

- ・「自治会単位の地域」が40.7%で最も多く、次いで「まちづくりセンター単位の地域」が21.9%、「自分の家のまわりの地域」が20.8%などとなっている。

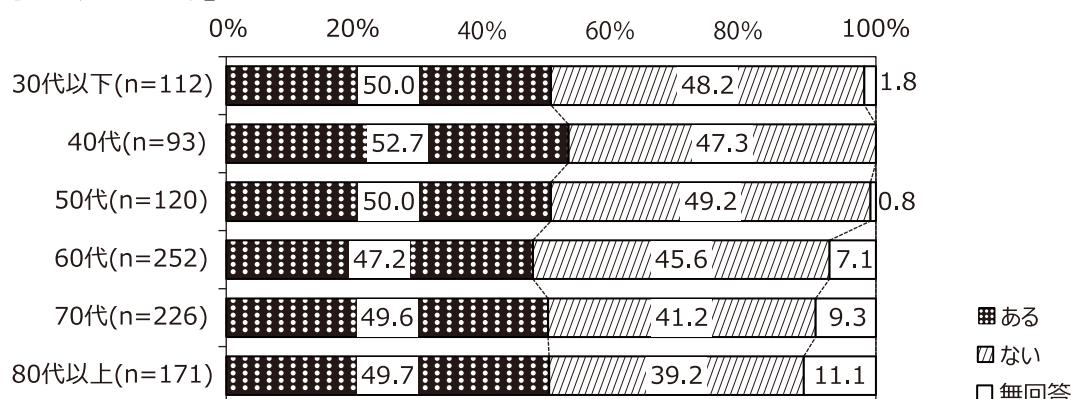


## 問10. あなたは、地域の方々に支えられた(助けられた)と感じることはありますか。(単数回答)

- ・「ある」、「ない」がそれぞれ半数ずつを占めている。



**【クロス集計(年代別)】**「支えられたと感じる」人は、年代別に大きな違いはない。



## 【問10において「1. ある」を選んだ方のみ】

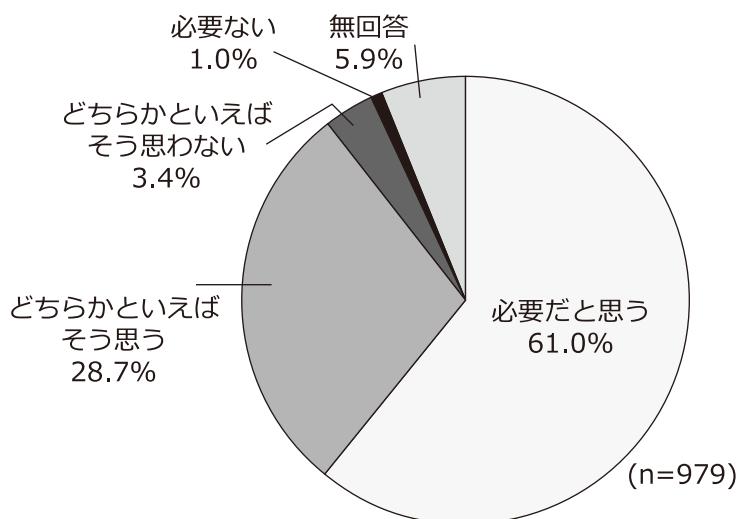
問11. あなたが地域に支えられた(助けられた)と感じたのはどんなときでしたか。(自由回答)

自由回答
冠婚葬祭（77件）
病気・けがをしたとき（62件）
話し相手・声かけをしてくれたとき（60件）
子育て相談・子どもの見守り（47件）
困った時に助けてくれた（23件）
災害時（42件）
自治会活動（35件）
食材・食事のお裾分けをしてくれたとき（26件）
環境美化（32件）
情報提供（21件）
買物・通院等の送迎（18件）
引っ越ししてきたとき（12件）
農作業（10件）
介護をしているとき・自分の介護が必要なとき（8件）
長期不在時（11件）
商売上ご利用いただいている（3件）
その他（39件）



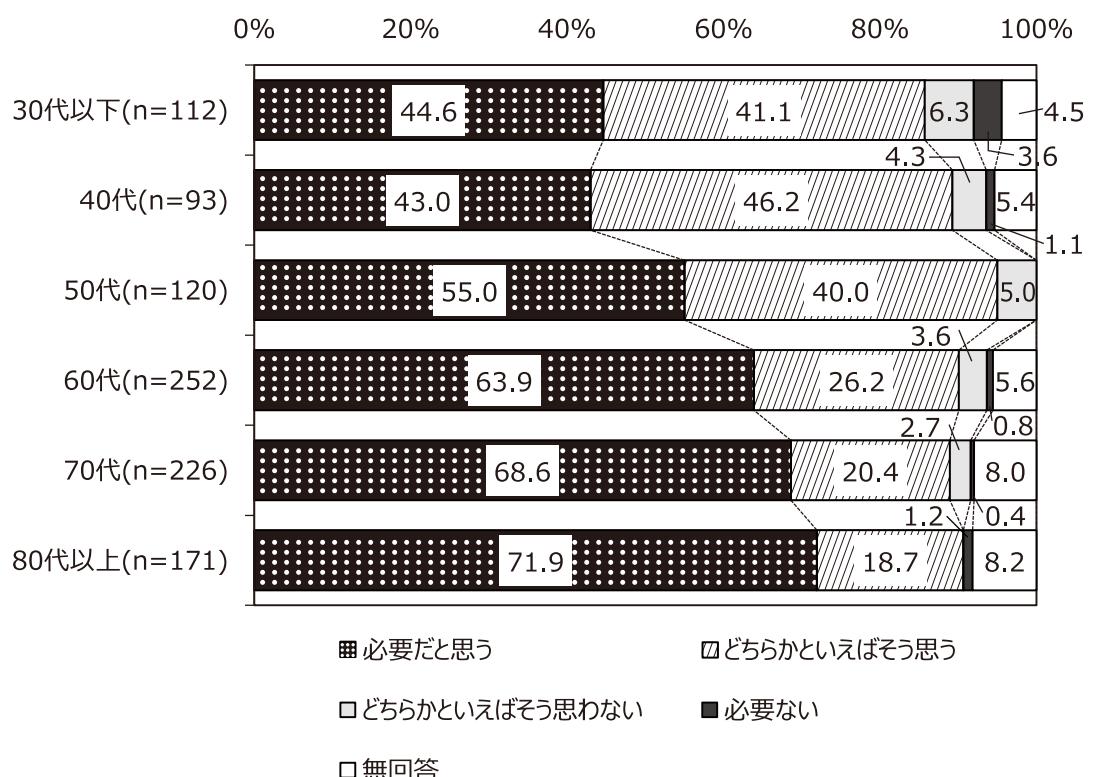
## 問12. あなたは、地域での助け合いの必要性をどう思いますか。(単数回答)

- 「必要だと思う」が61.0%で最も多く、次いで「どちらかといえばそう思う」が28.7%、「どちらかといえばそう思わない」が3.4%などとなっている。



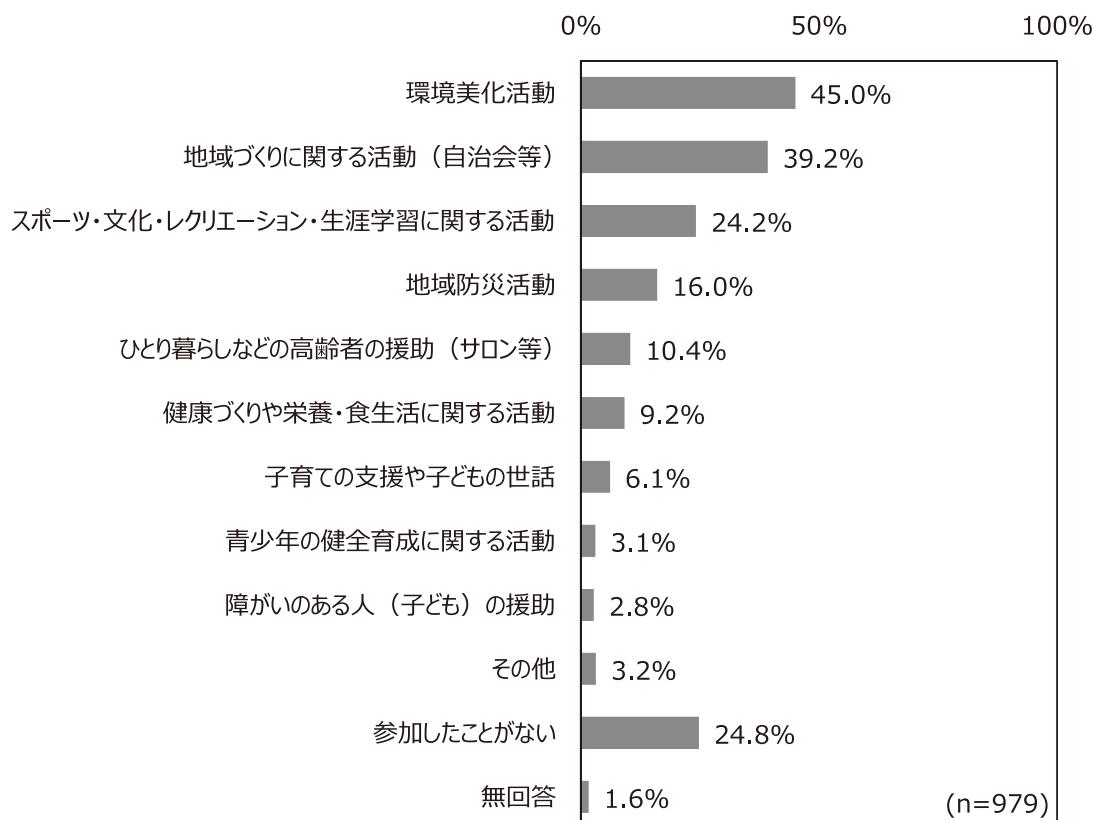
### 【クロス集計(年代別)】

- 「地域での助け合いが必要」と思う割合は、年代が高くなるほど大きくなる。「どちらかといえばそう思う」を加えた割合は、どの年代でも概ね90%程度となる。



### 問13. あなたがこの2～3年間に参加した地域活動は何ですか。（複数回答）

- 「環境美化活動」が45.0%で最も多く、次いで「地域づくりに関する活動」が39.2%、「参加したことがない」が24.8%などとなっている。



その他
自治会・町内会での活動（4件）
福祉委員の活動（2件）
ゴミステーション当番
えびす会きずなグループ
社協のボランティア
老健の評議員
デイサービス
産直市場への出荷
サロン、温泉
花壇づくり
水害へのボランティア
同一趣味の会

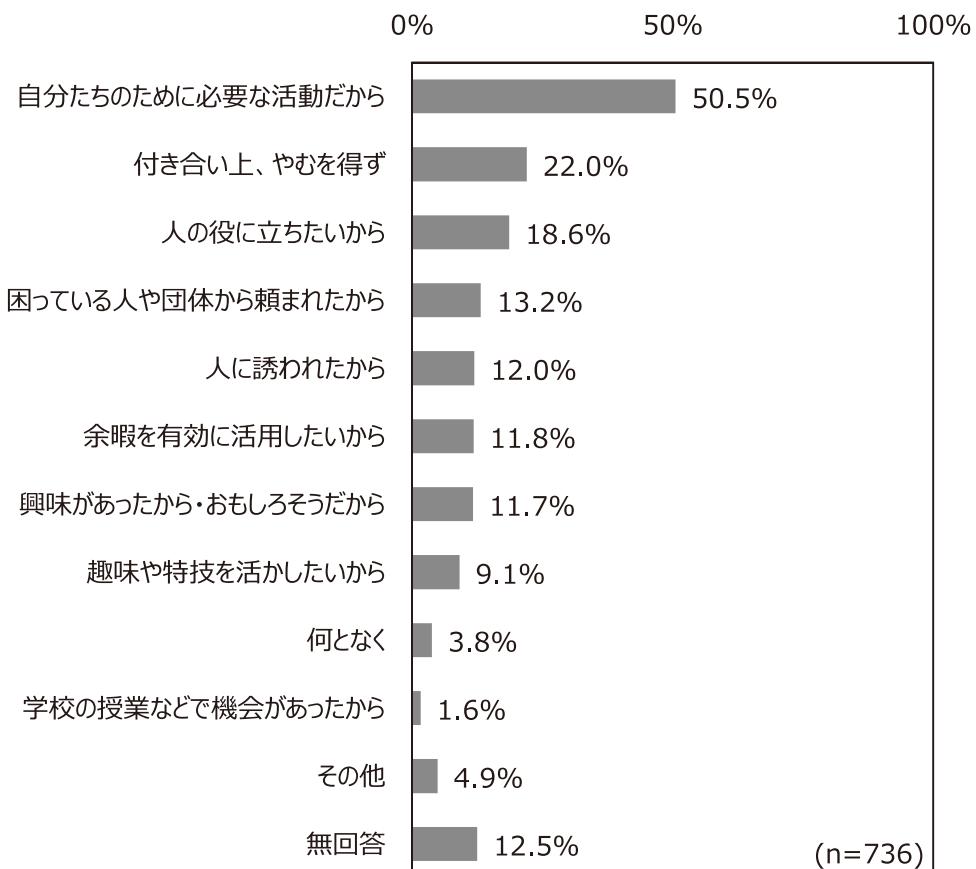
**前回との比較**

項目	ポイント差	H28 (n=812)	R2 (n=979)
環境美化活動	▲ -2.5	47.5	45.0
地域づくりに関する活動（自治会等）	▲ -2.4	41.6	39.2
スポーツ・文化・レクリエーション・生涯学習に関する活動	▼ -8.3	32.5	24.2
地域防災活動	↗ 1.9	14.2	16.0
ひとり暮らしなどの高齢者の援助（サロン等）	▲ -0.4	10.8	10.4
健康づくりや栄養・食生活に関する活動	▲ -0.8	10.0	9.2
子育ての支援や子どもの世話	▲ -0.3	6.4	6.1
青少年の健全育成に関する活動	▲ -0.5	3.6	3.1
障がいのある人（子ども）の援助	↗ 0.0	2.7	2.8
その他	↗ 0.9	2.2	3.2
参加したことがない	↗ 2.5	22.3	24.8
無回答	▲ -1.2	2.8	1.6

【問13において「10. 参加したことがない」以外を選んだ方のみ】

問14. あなたが地域活動に参加したきっかけは何ですか。(○は3つまで)

・「自分たちのために必要な活動だから」が50.5%で最も多く、次いで「付き合い上、やむを得ず」が22.0%、「人の役に立ちたいから」が18.6%などとなっている。

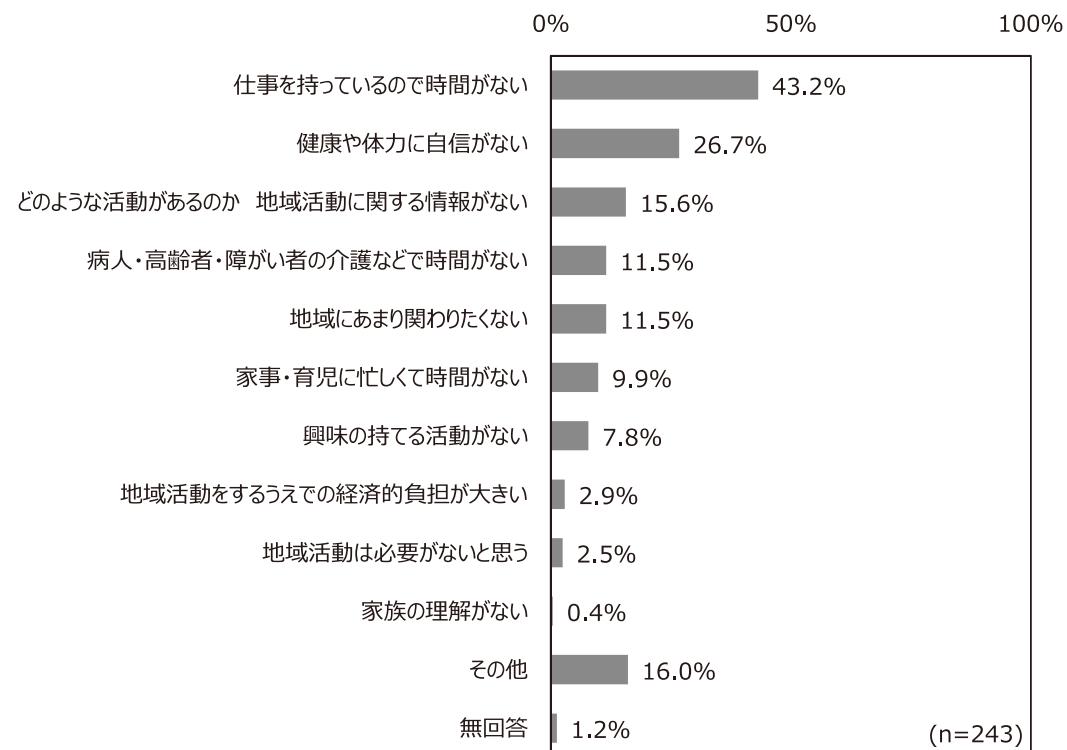


その他
強制参加・決まりごとだから（19件）
地域活動を多くの人にもっと理解、協力してほしいから
世話人さんの献身的な活動に感謝、その集団にいる、誇らしい
生前の主人の父と親交のある方だから
高齢者が多く、家族と一緒にいない人や一人の時間が多いため
職場のボランティア活動
子どもが参加している地域活動
地域活性化
猿が出てそれに対する話し合いをしたかったから

## 【問13において「10. 参加したことがない」を選んだ方のみ】

### 問15. あなたが地域活動に参加しない理由は何ですか。(複数回答)

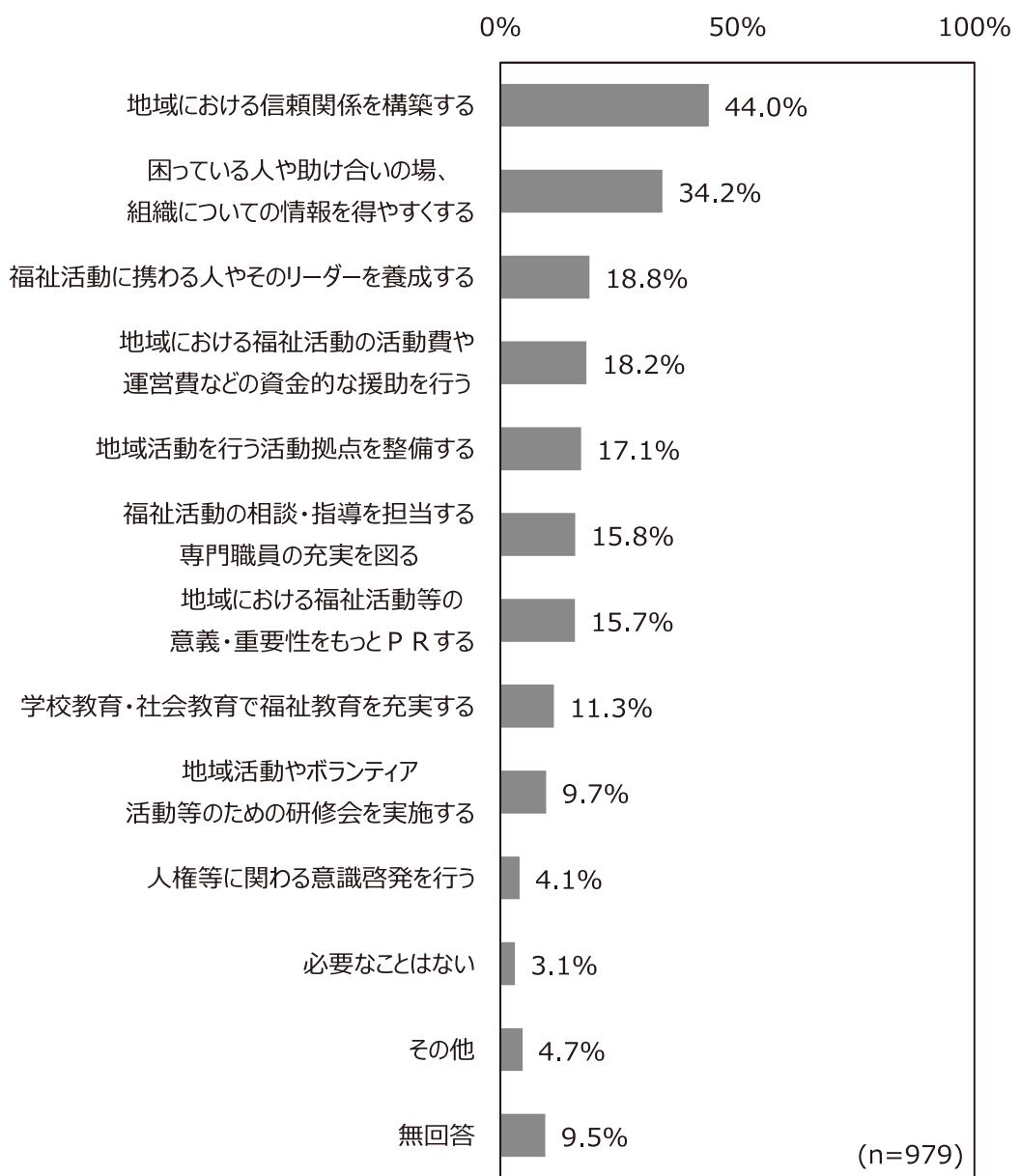
- ・「仕事を持っているので時間がない」が43.2%で最も多く、次いで「健康や体力に自信がない」が26.7%、「どのような活動があるのか地域活動に関する情報がない」が15.6%などとなっている。



その他
病気・身体が不自由だから(7件)
家族が参加してくれるから(6件)
最近引っ越してきた・帰省してきたから(6件)
高齢だから(5件)
忙しいから(4件)
通う事ができないから(3件)
地域活動が実施されていないから(2件)
サルがいつ来るか分からないので、来たら食害されるから。
自宅を留守にすることがあまりできない為など
人と話すことが苦手。集団で過ごすことが苦手
若い人がいないので何も活動はない。近所は空家か高齢者か単身者が多く、あまり関係を持つのは好きではないのではと思う。
自治会に加入していないので参加の仕方が分からない

**問16. あなたは、住民による地域活動を活発にするためにはどのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)**

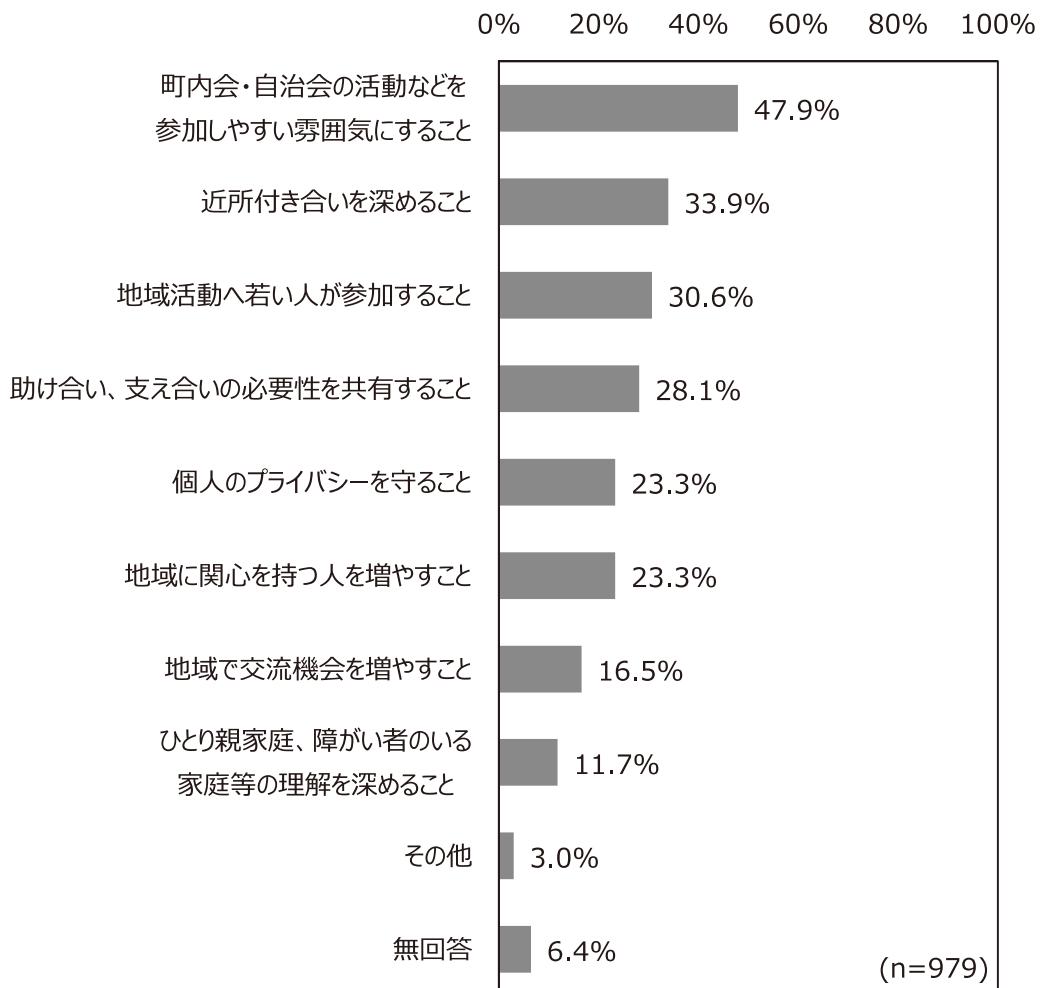
- ・「地域における信頼関係を構築する」が44.0%で最も多く、次いで「困っている人や助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」が34.2%、「福祉活動に携わる人やリーダーを養成する」が18.8%などとなっている。



その他
人口を増やす (4 件)
高齢のため何もできない (3 件)
職場の理解を得る (2 件)
その他 (18 件)

**問 17. あなたは、地域の人々がお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで課題となることは何だとお考えですか。(○は 3つまで)**

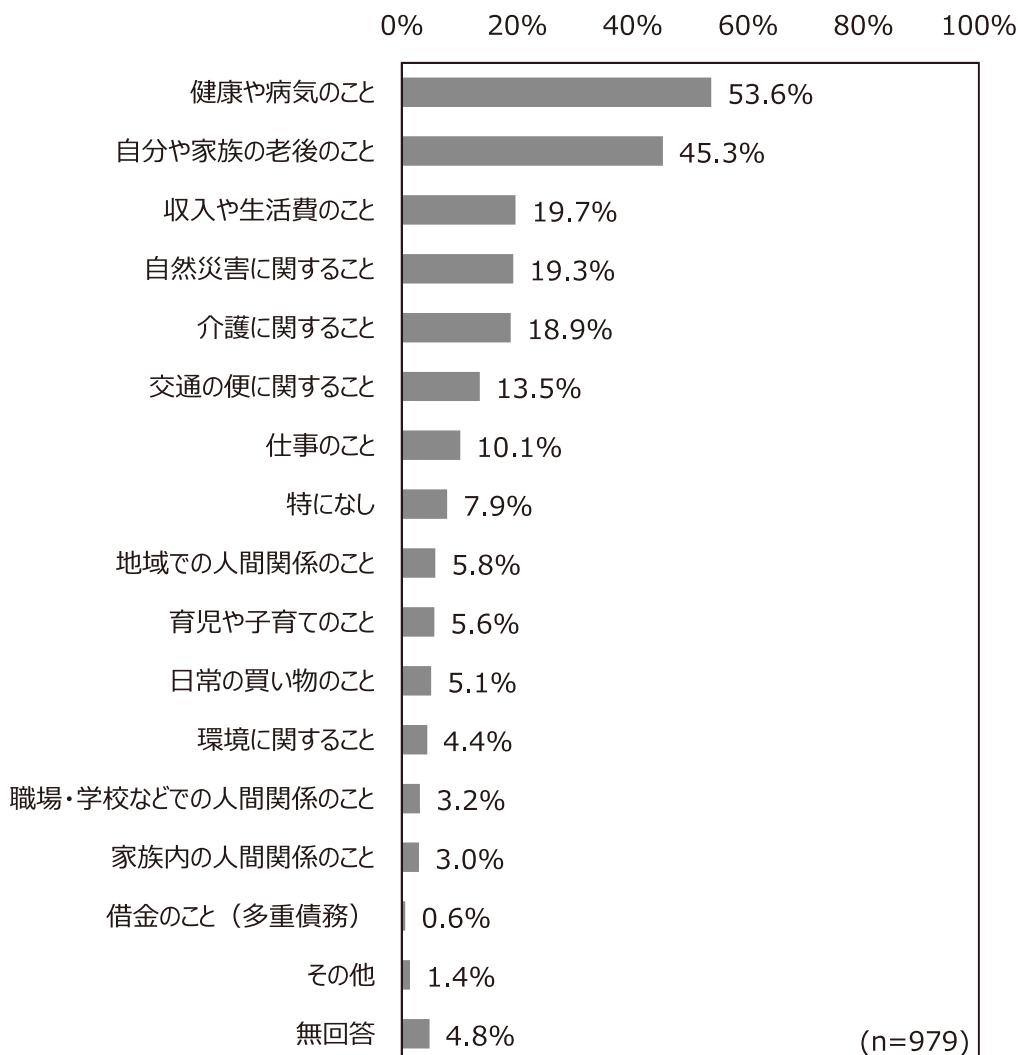
- ・「町内会・自治会の活動などを参加しやすい雰囲気のこと」が47.9%で最も多く、次いで「近所付き合いを深めること」が33.9%、「地域活動へ若い人が参加すること」が30.6%などとなっている。



その他
少子高齢化（6件）
他人に押し付けない（3件）
僻地の住人も高齢化が進み免許証返納後、病院、買い物すぐの日常が不便です。福祉タクシーを安心して利用できると良い。
高齢の為迷惑に思われるだけ
自然な郷土愛を育める環境づくり
市役所職員の意識改革
その他（6件）

**問18. あなたが日頃抱えている悩みや不安はどのようなことですか。(○は3つまで)**

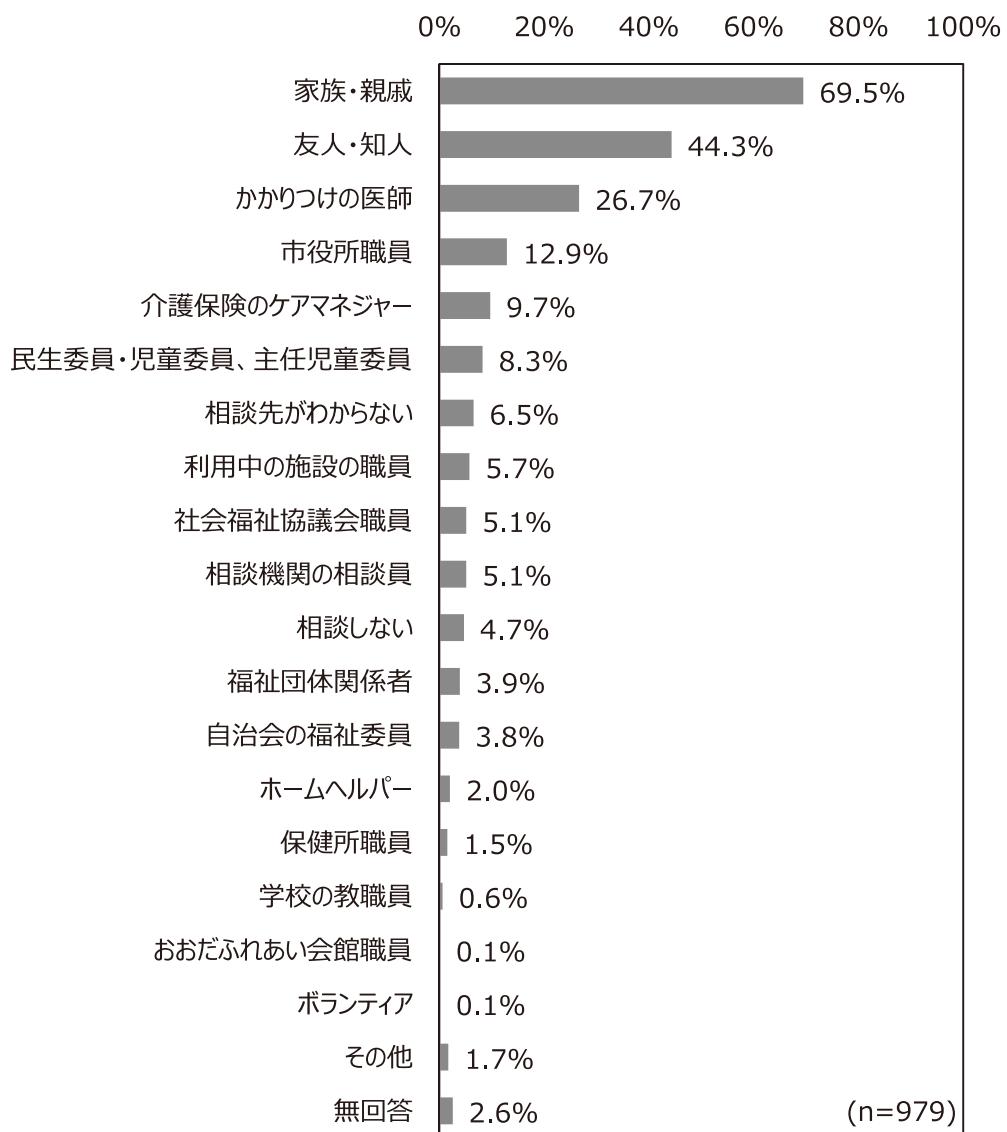
- ・「健康や病気のこと」が53.6%で最も多く、次いで「自分や家族の老後のこと」が45.3%、「収入や生活費のこと」が19.7%などとなっている。



その他
新型コロナウイルスのこと（3件）
少子高齢化の関すること（3件）
鳥獣被害のこと（3件）
メディアに洗脳された人間が大勢いること

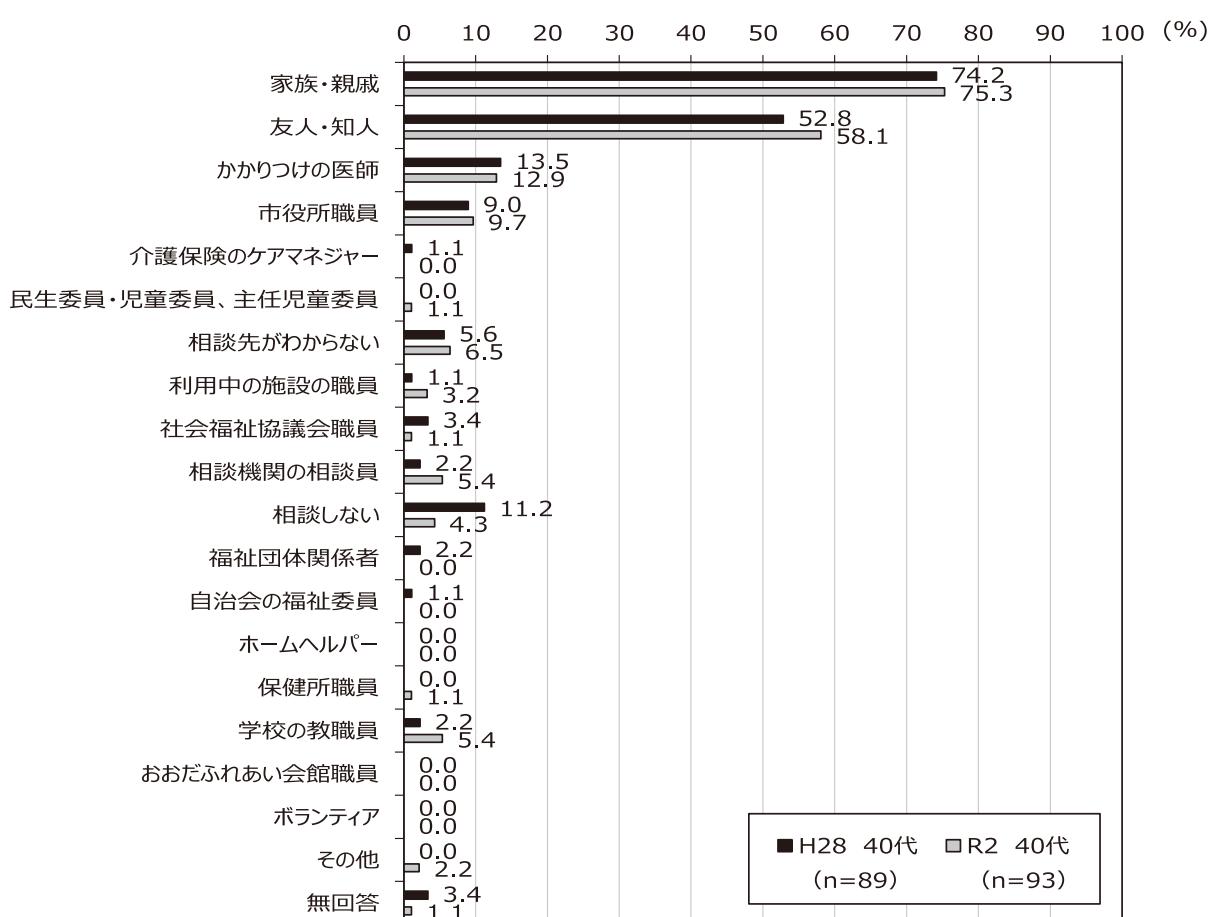
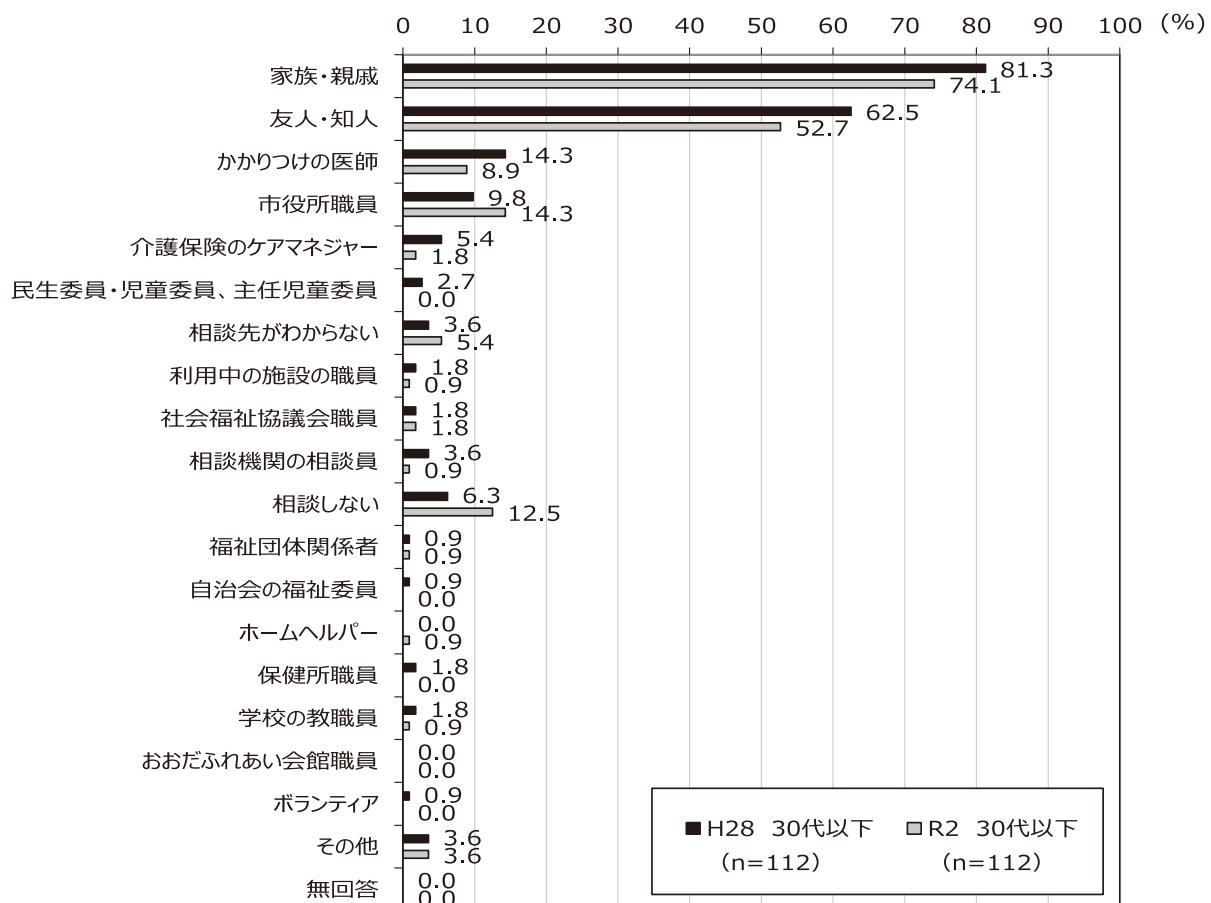
## 問19. あなたは、日常生活での不安や福祉サービスの利用などを誰に相談しますか。(複数回答)

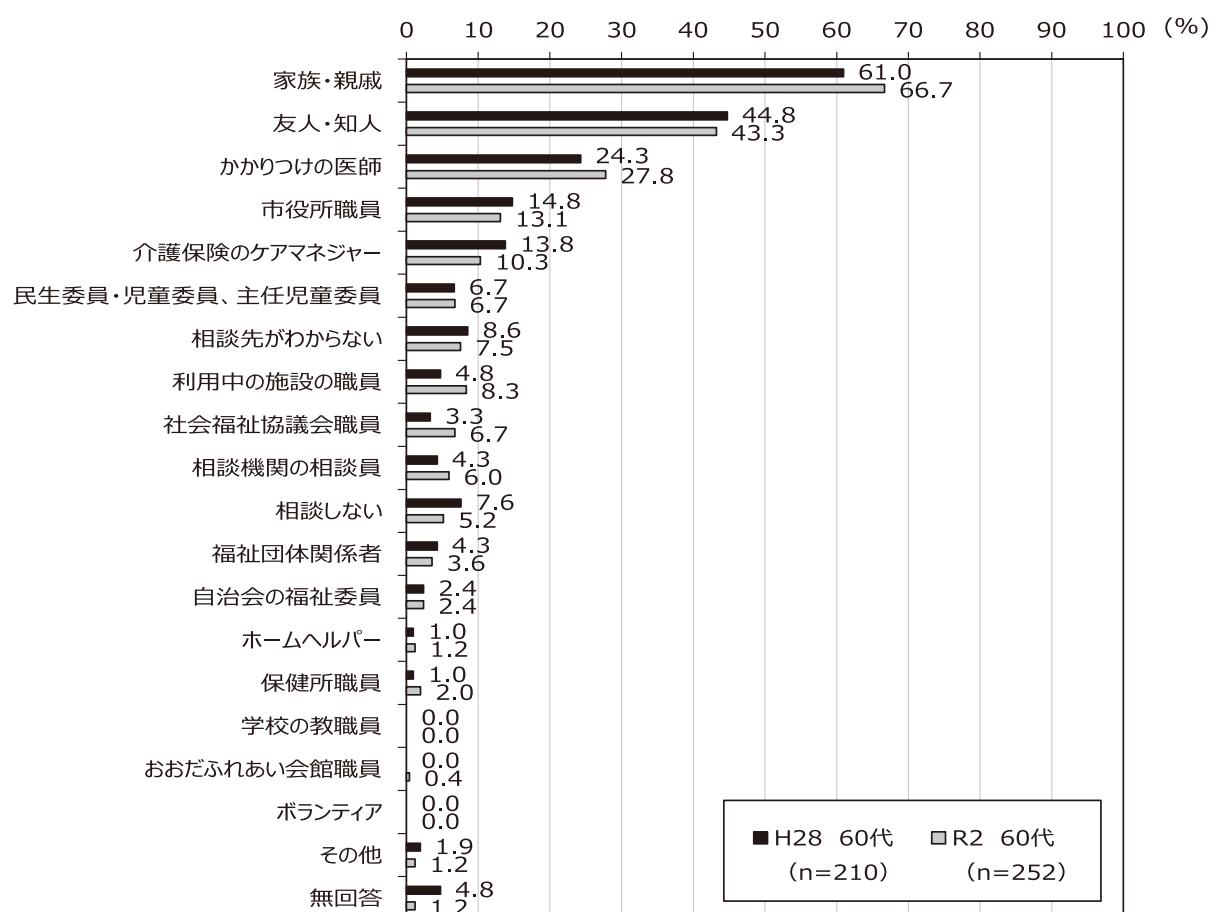
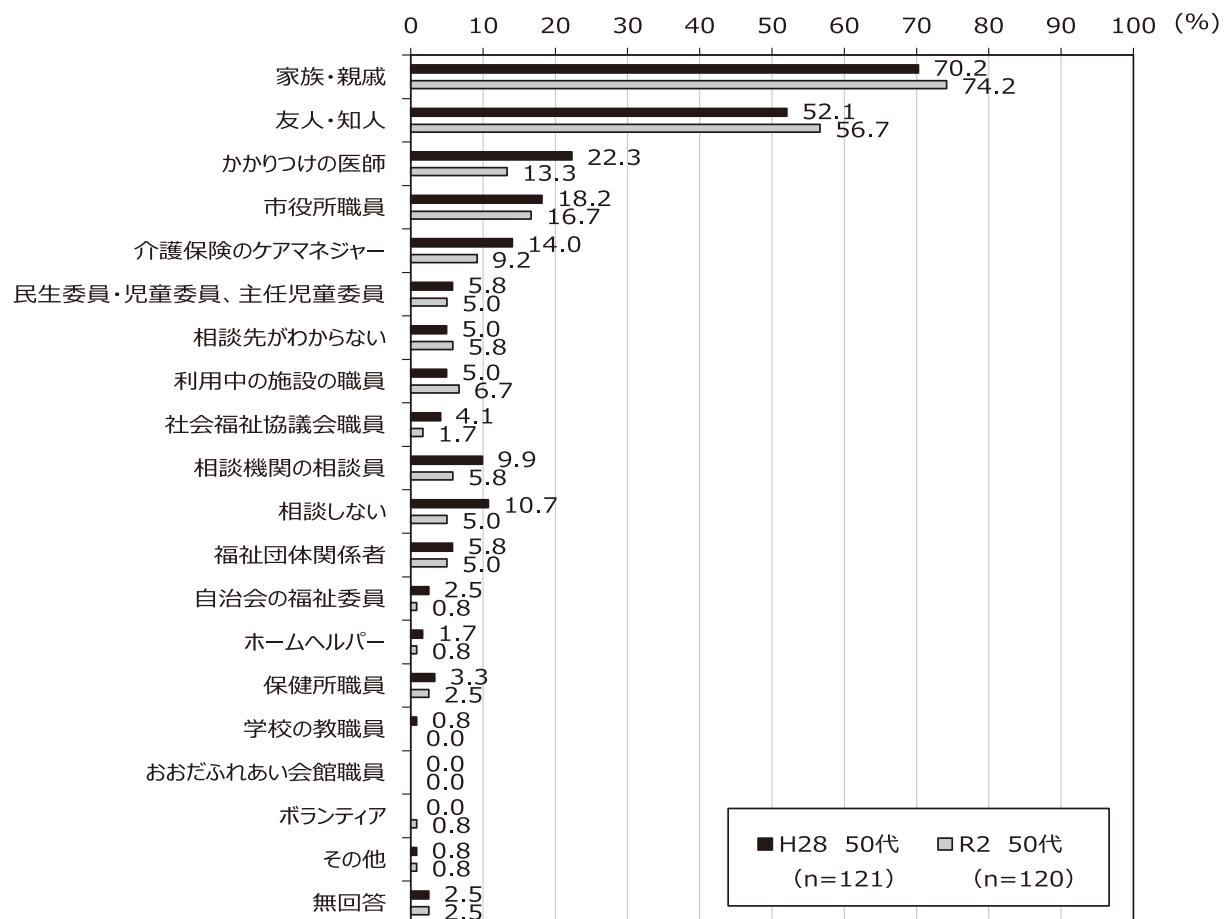
・「家族・親戚」が69.5%で最も多く、次いで「友人・知人」が44.3%、「かかりつけの医師」が26.7%などとなっている。

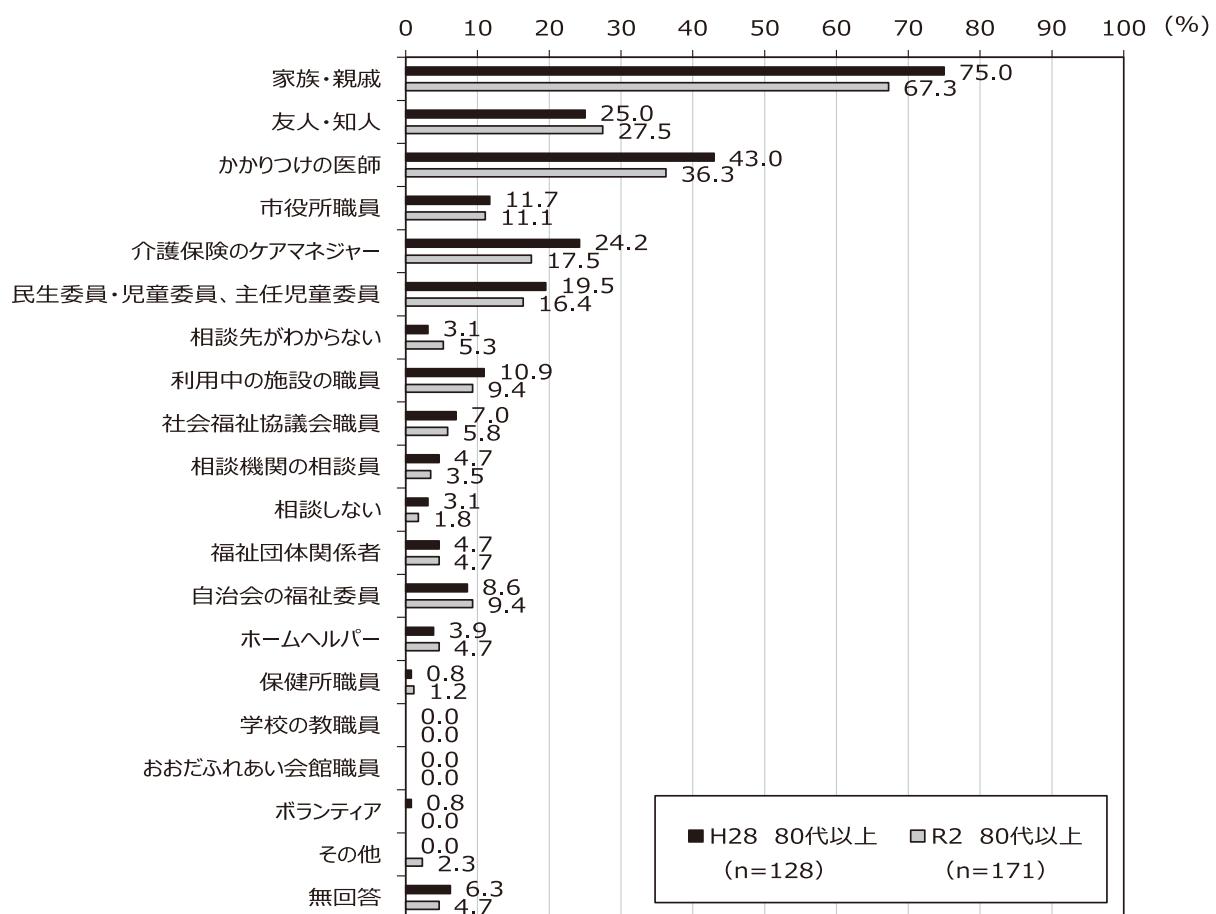
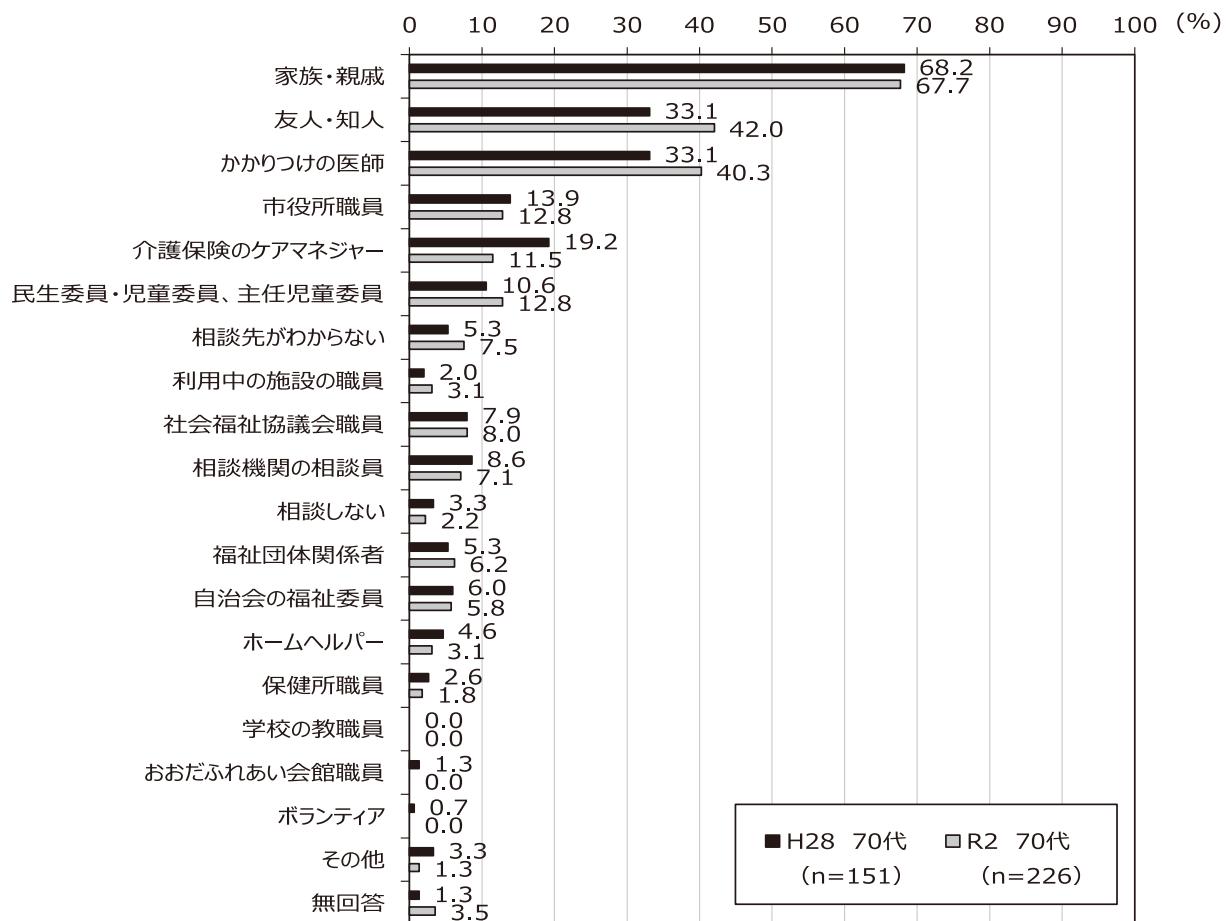


その他
職場関係（4件）
インターネットで調べる（2件）
大田市長
地域包括センター

## 【クロス集計(年代別)】







## R2において全体結果とクロス集計結果の比較

次ページの表にまとめています。数字は、各年代の相談相手の回答割合を示し、着色は各世代における1位から5位までの順位を示しています。

相談相手として「家族・親戚」が1位なのは全世代で変わりませんが、年代が高くなるにしたがって低くなります。「友人・知人」が2位なのは70代までで80代は3位になります。ここでも年代が高くなるにしたがって低くなっています。80代は「かかりつけの医師」が2位になっています。「かかりつけの医師」は40代～70代は3位ですが、30代以下は6位と低い順位になっています。「市役所職員」が30代では3位になり、40代～70代は4位になっています。

「介護保険のケアマネージャー」は、80代では4位、50代～70代は5位以上となっていますが、40代以下の世代では低く下位となっています。

年代によって、相談相手の必要性は変化しています。

	R2 30代以下 (n=112)	R2 40代 (n=93)	R2 50代 (n=120)	R2 60代 (n=252)	R2 70代 (n=226)	R2 80代以上 (n=171)	凡例
家族・親戚	74.1	75.3	74.2	66.7	67.7	67.3	1位
友人・知人	52.7	58.1	56.7	43.3	42.0	27.5	2位
かかりつけの医師	8.9	12.9	13.3	27.8	40.3	36.3	3位
市役所職員	14.3	9.7	16.7	13.1	12.8	11.1	4位
介護保険のケアマネージャー	1.8	0.0	9.2	10.3	11.5	17.5	5位
民生委員・児童委員、主任児童委員	0.0	1.1	5.0	6.7	12.8	16.4	
相談先がわからない	5.4	6.5	5.8	7.5	7.5	5.3	
利用中の施設の職員	0.9	3.2	6.7	8.3	3.1	9.4	
社会福祉協議会職員	1.8	1.1	1.7	6.7	8.0	5.8	
相談機関の相談員	0.9	5.4	5.8	6.0	7.1	3.5	
相談しない	12.5	4.3	5.0	5.2	2.2	1.8	
福祉団体関係者	0.9	0.0	5.0	3.6	6.2	4.7	
自治会の福祉委員	0.0	0.0	0.8	2.4	5.8	9.4	
ホームヘルパー	0.9	0.0	0.8	1.2	3.1	4.7	
保健所職員	0.0	1.1	2.5	2.0	1.8	1.2	
学校の教職員	0.9	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
おおだふれあい会館職員	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	
ボランティア	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	
その他	3.6	2.2	0.8	1.2	1.3	2.3	
無回答	0.0	1.1	2.5	1.2	3.5	4.7	

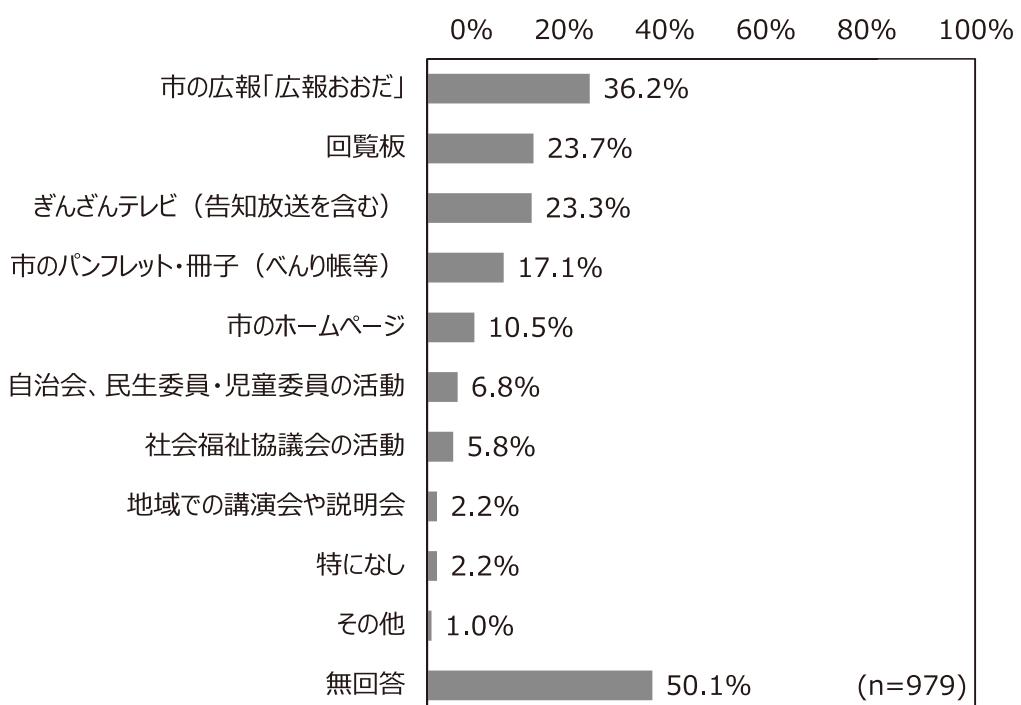
問20. 相談しやすい環境（相談相手・場所）について、ご意見があればご記入ください。（自由回答）

自由回答	
【相談相手】	【相談場所】
個人情報の保護（16件）	身近な施設で個室（15件）
電話・メール・オンライン対応可（8件）	自宅で聞いてほしい（13件）
知識が豊富で信頼できる（7件）	集まってお茶ができる場所
県・市職員への要望（6件）	
気軽に話が出来る人柄・雰囲気（5件）	
その他（11件）	
【その他】	
相談場所・相手についての情報発信をしてほしい（15件）	
まちづくりセンターを充実させてほしい（2件）	
相談日を設定してほしい（2件）	
その他（6件）	

問21. あなたは、大田市が提供する福祉サービスの情報などを得るために役立った媒体や役立っている媒体、また情報の発信を充実してほしい媒体は何ですか。（複数回答）

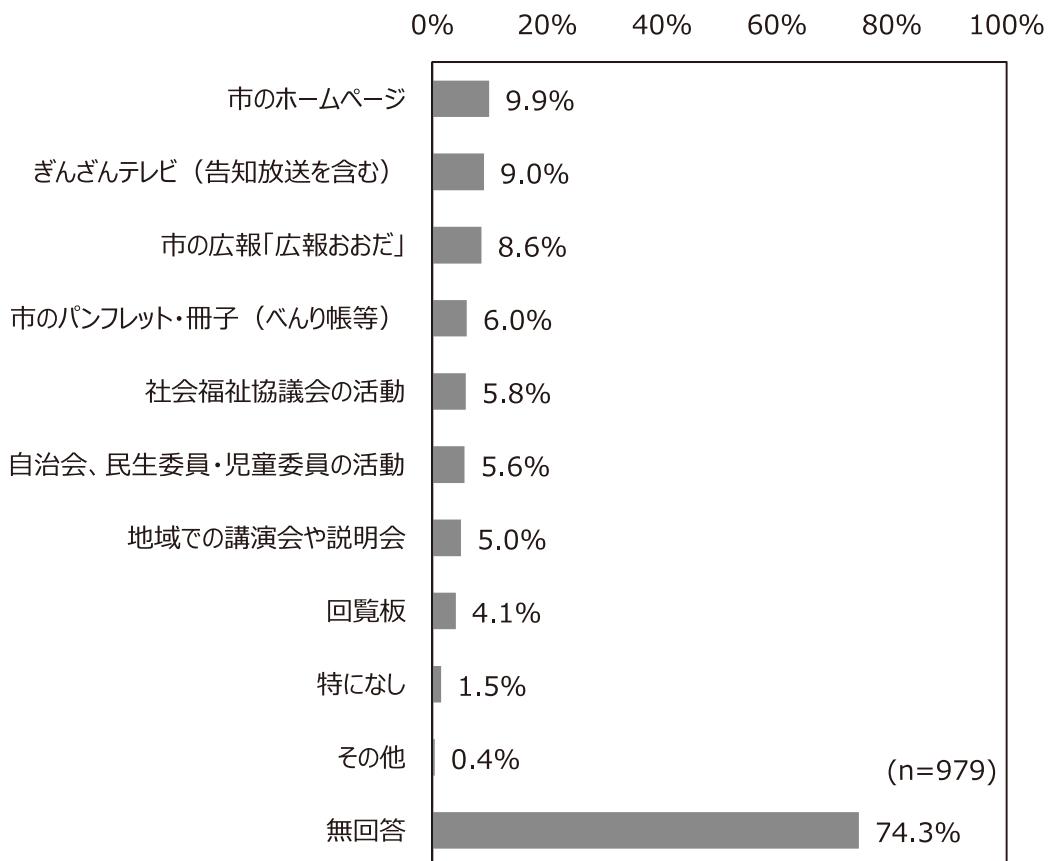
【役立った・役立っている媒体】

- 「市の広報『広報おおだ』」が36.2%で最も多く、次いで「回覧板」が23.7%、「ぎんざんテレビ（告知放送を含む）」が23.3%などとなっている。



## 【充実してほしい媒体】

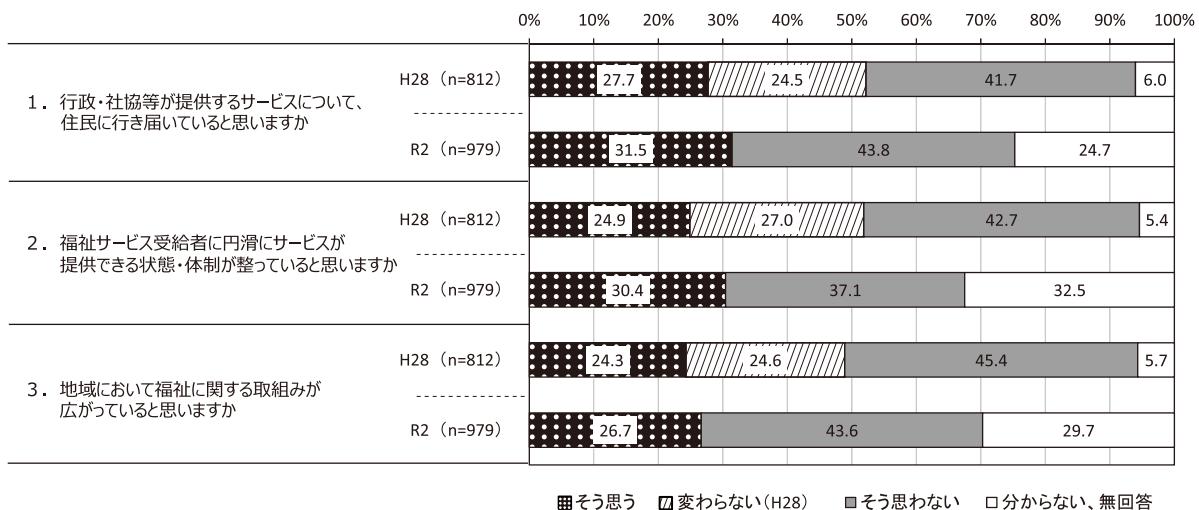
- ・「市のホームページ」が9.9%で最も多く、次いで「きんざんテレビ（告知放送を含む）」が9.0%、「市の広報『広報おおだ』」が8.6%などとなっている。



その他
いかに興味を持つか、見える化、情報化、活発化が必要だと思う。
スマホアプリ
山間部のインターネット回線
SNS、FB
新聞
必要に応じて市役所窓口や施設のケアマネージャー
職場
病院に入院した時、退院する時
担当ケアマネージャーからの情報
行政、弁護士相談
かかりつけ医

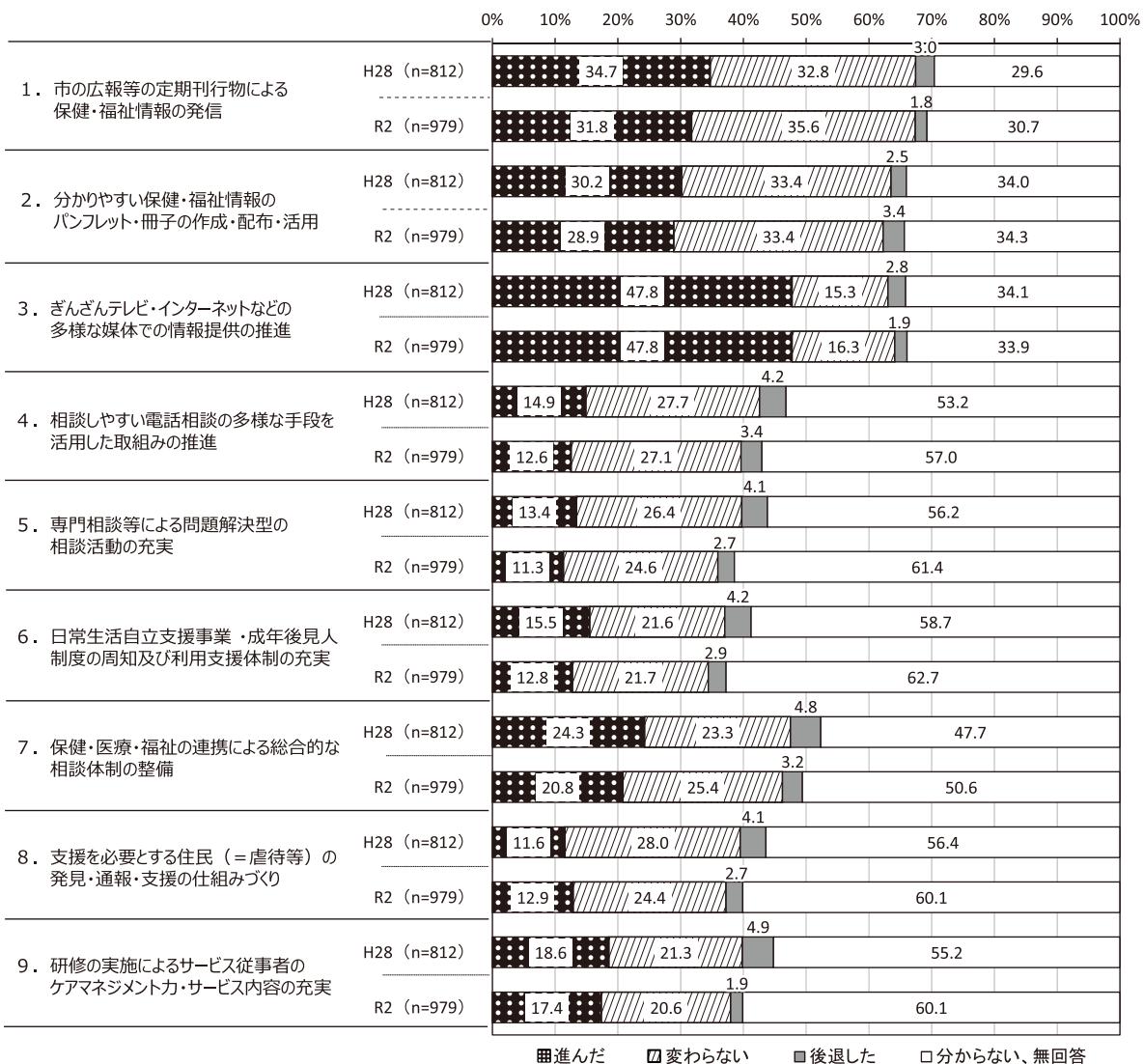
## 問22. あなたは、以下の項目に対してどう思いますか。(単数回答)

- 項目1、2については、「そう思う」が約30%となっている。項目3は「そう思う」の割合がやや低く26.7%となっている。H28と比較すると、すべての項目でR2の方が「そう思う」割合が高くなっている。

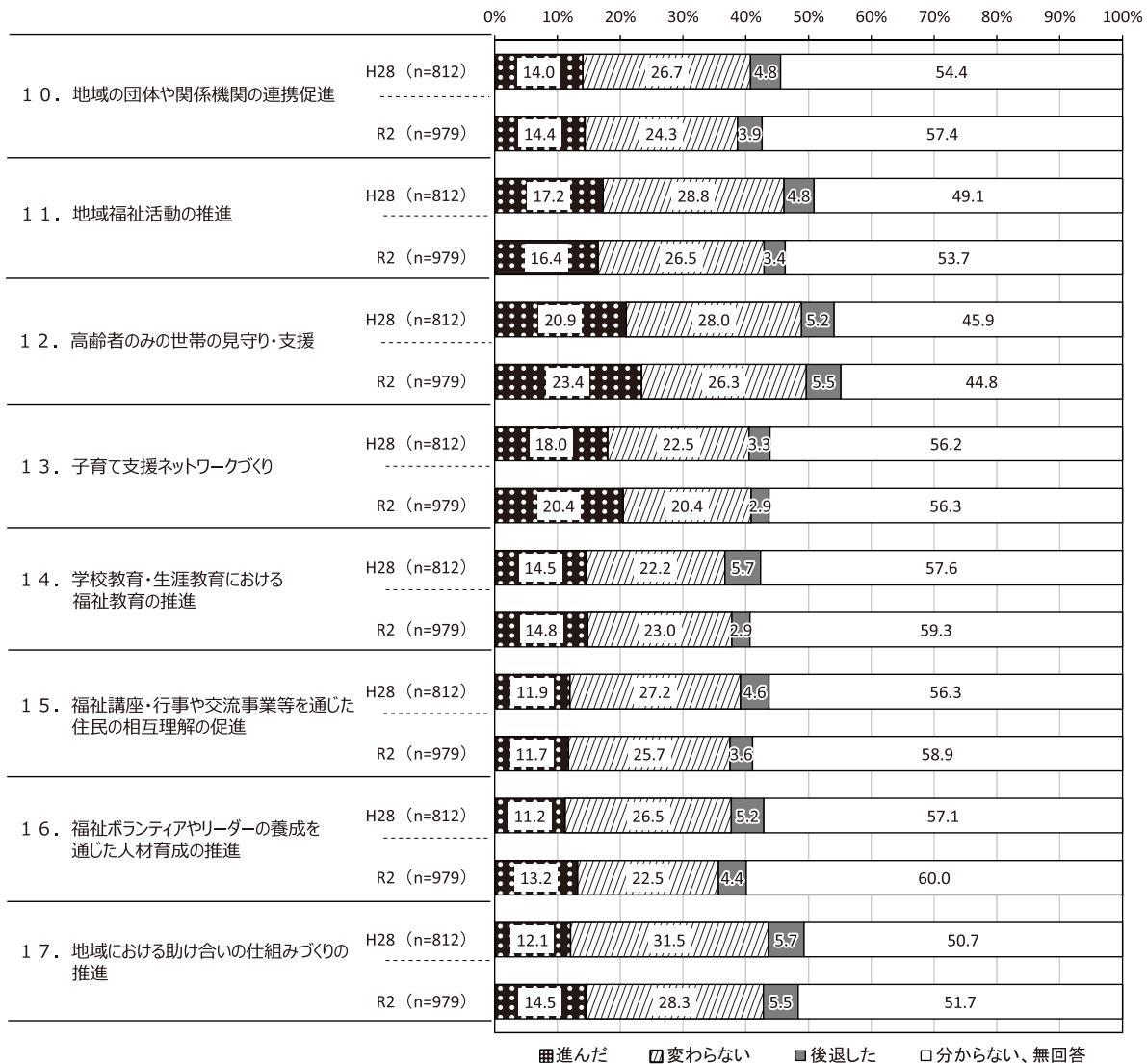


**問23. あなたは、以下の項目が以前（5～10年くらい前）と比較して、どの程度進んだと思いますか。（単数回答）**

- ・ H28とR2を比較しているが、回答に大きな変化はない。「7：総合的な相談体制の整備」がR2の方がやや低くなっている。
- ・ 1.～3.の情報提供の項目が「進んだ」と評価する割合が高くなっている。その中でも「3. 様々な媒体での情報提供」の評価が47.8%と高くなっている。
- ・ 4.～9.の相談体制や支援・サービスの項目では、「進んだ」とする評価は20%以下となっている。

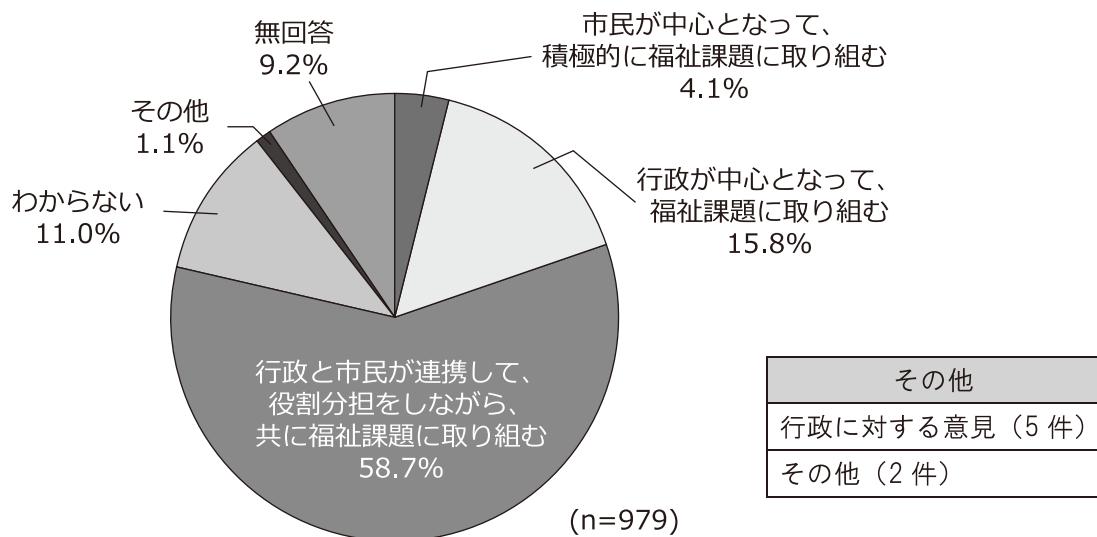


- ・ H28とR2を比較している。「進んだ」が高くなっている項目は、「12：高齢者のみ世帯の見守り・支援」が2.5%、「13. 子育てネットワークづくり」が2.4%となっている。
- ・ 12. 13. の項目が「進んだ」と評価する割合が20%以上になっているが、その他は10%台となっている。



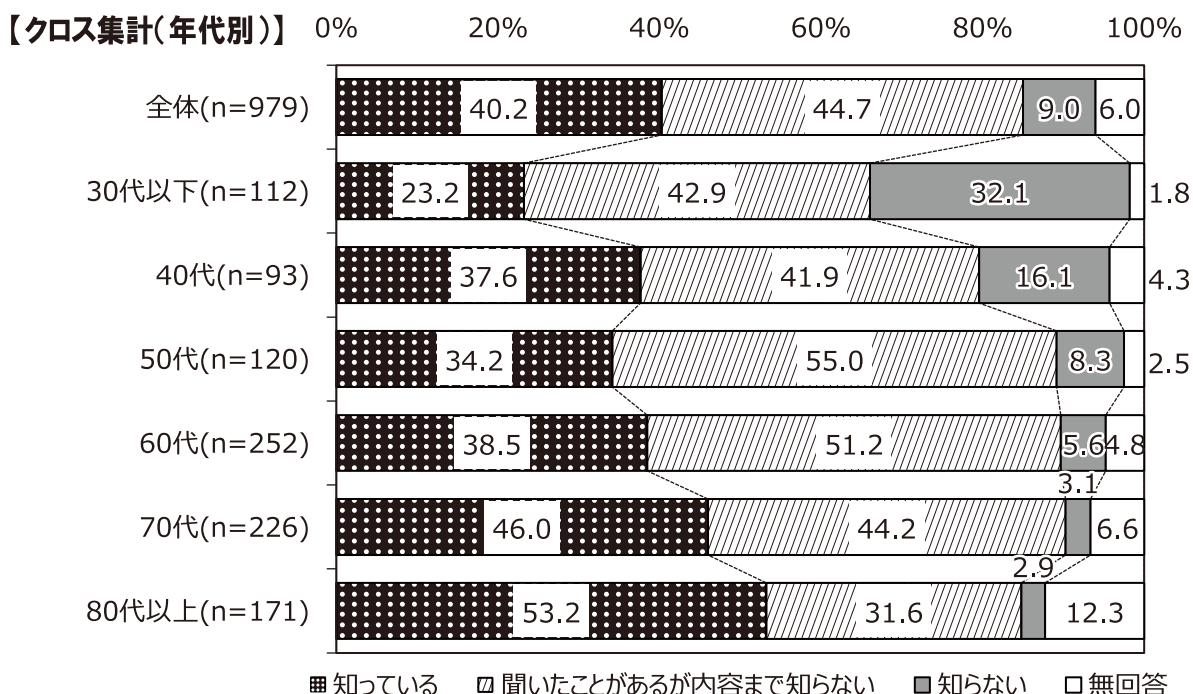
**問24. あなたは、地域福祉を充実させていく上で、行政と地域住民とはどのような関係であるべきだと思いますか。(単数回答)**

- 「行政と市民が連携して、役割分担をしながら、共に福祉課題に取り組む」が58.7%で最も多く、次いで「行政が中心となって、福祉課題に取り組む」が15.8%、「わからない」が11.0%などとなっている。



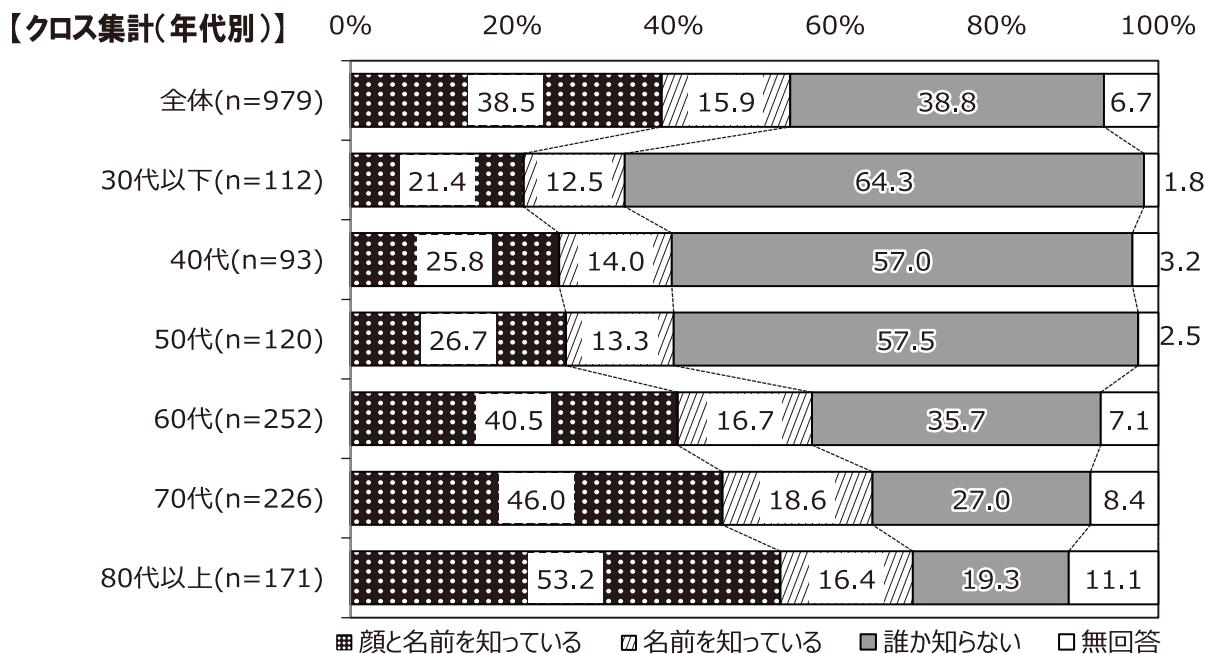
**問25. あなたは、民生委員・児童委員、主任児童委員の制度や活動を知っていますか。(単数回答)**

- 全体では、「聞いたことがあるが内容まで知らない」が44.7%で最も多く、次いで「知っている」が40.2%、「知らない」が9.0%などとなっている。
- 年代別にみると、「知らない」の割合が若い年代は大きく（30代以下：32.1%）、年代が高くなるにしたがって小さく（80代：2.9%）なっている。逆に、「知っている」の割合は、年代が高くなるにしたがって大きく（80代：53.2%）なっている。



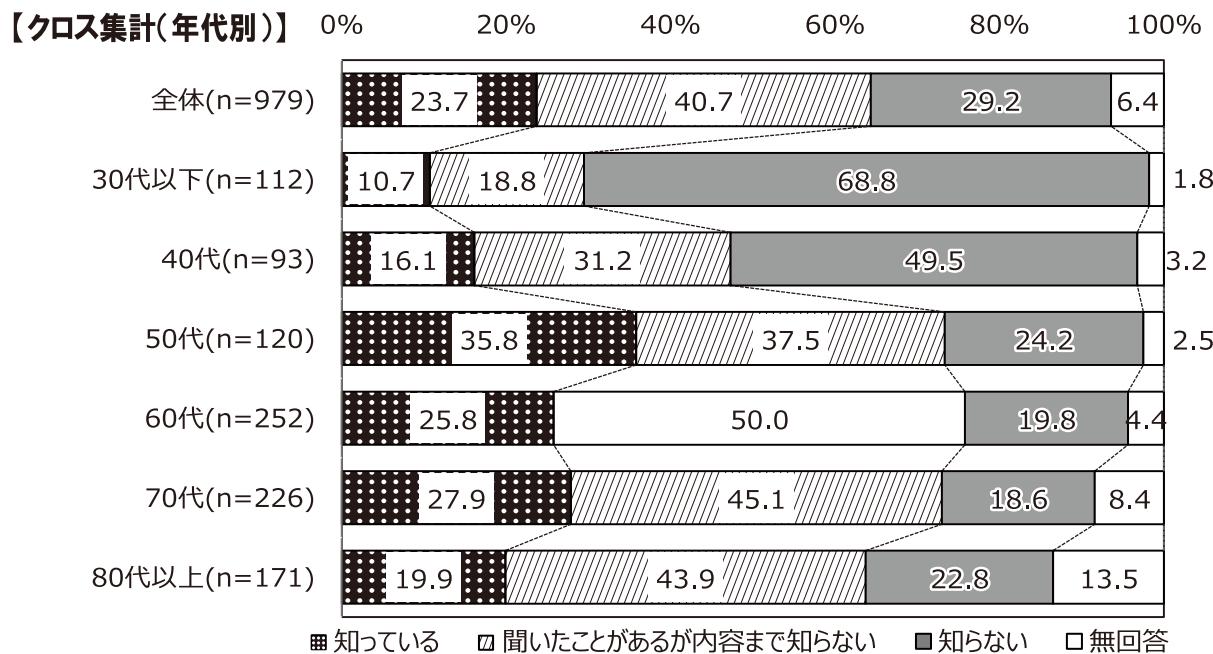
## 問26. あなたの地域を担当されている民生委員・児童委員、主任児童委員は誰か知っていますか。(単数回答)

- 全体では「誰か知らない」が38.8%で最も多く、次いで「顔と名前を知っている」が38.5%、「名前を知っている」が15.9%となっている。
- 年代別では、回答割合が大きく変化している。「誰か知らない」の割合が若い年代では大きく(30代以下:64.3%)、年代が高くなるにしたがって小さく(80代:19.3%)なっている。80代以上では、「顔と名前を知っている」割合が53.2%と大きくなっている。



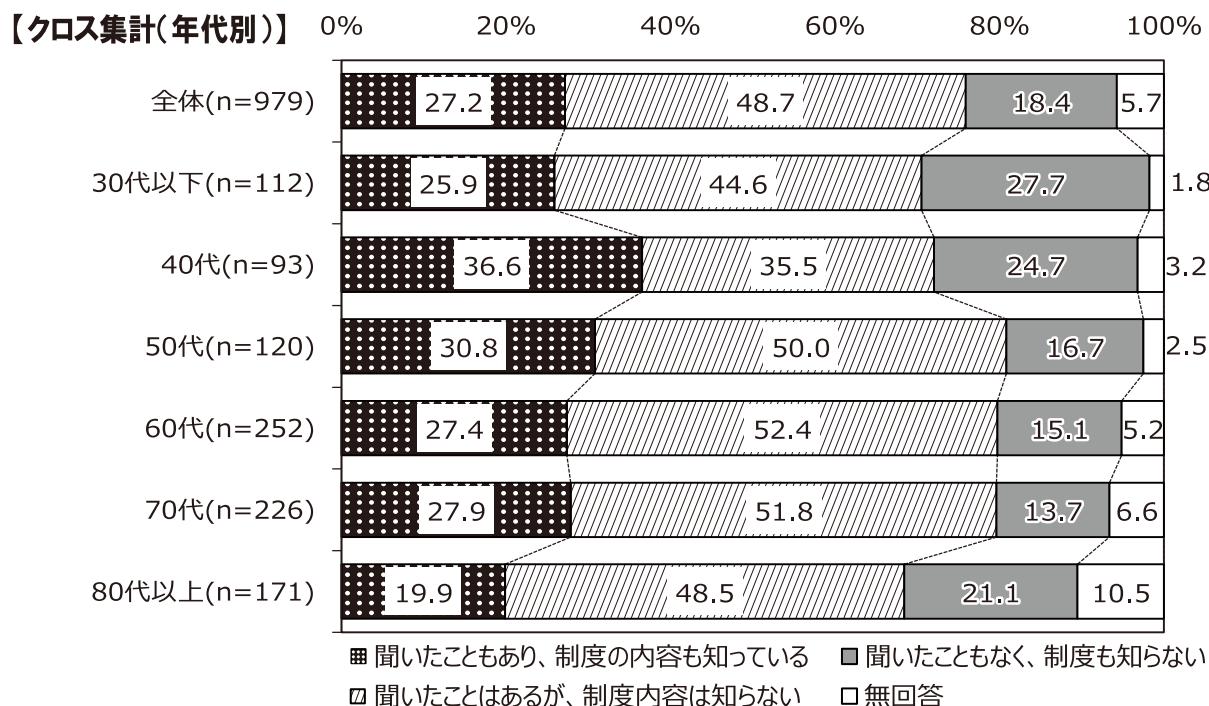
## 問27. あなたは、保護司の制度や活動を知っていますか。(単数回答)

- 全体では、「聞いたことがあるが内容まで知らない」が40.7%で最も多く、次いで「知らない」が29.2%、「知っている」が23.7%となっている。
- 「知っている」+「聞いたことがある」は、50代以上は64~75%となっている。逆に、「知らない」は30代以下では68.8%と高くなっている。



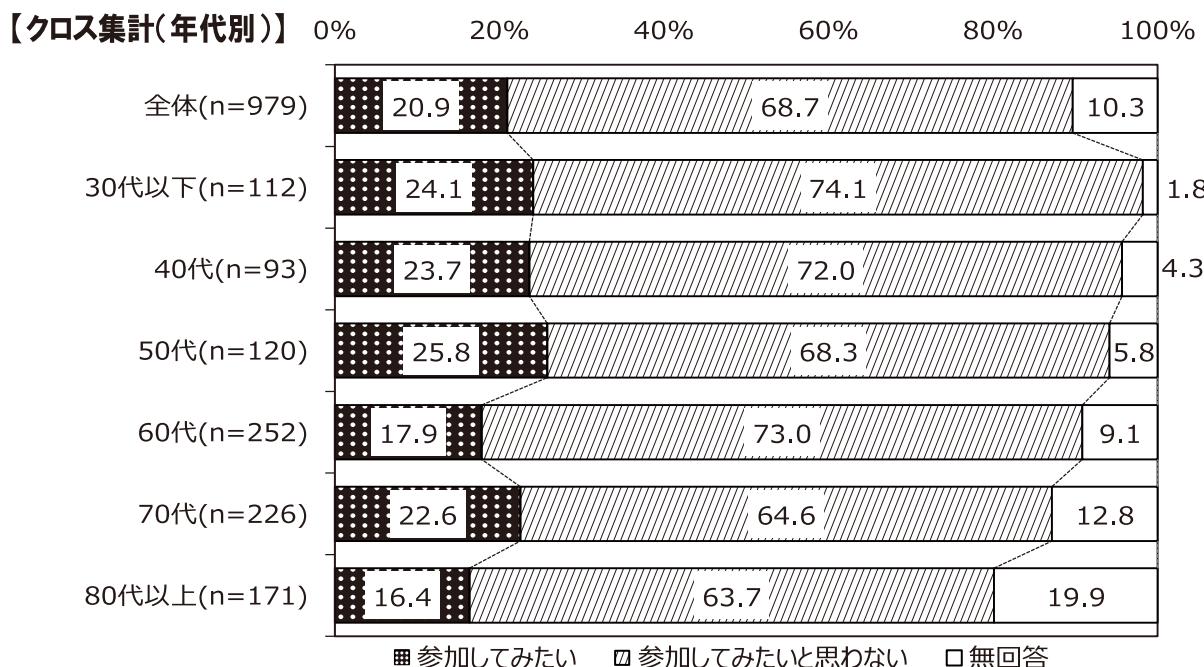
## 問28. あなたは、「成年後見制度」について知っていますか。(単数回答)

- ・全体では、「聞いたことはあるが、制度内容は知らない」が48.7%で最も多く、次いで「聞いたこともあり、制度の内容も知っている」が27.2%、「聞いたこともなく、制度も知らない」が18.4%となっている。
- ・「聞いたことがある」は、全世代大きな差がなく75%程度となっている。
- ・「知らない」は、40代以下で約25%、50~70代で約15%。80代で21%となっている。



## 問29. 成年後見制度について学ぶ機会があれば参加してみたいですか。(単数回答)

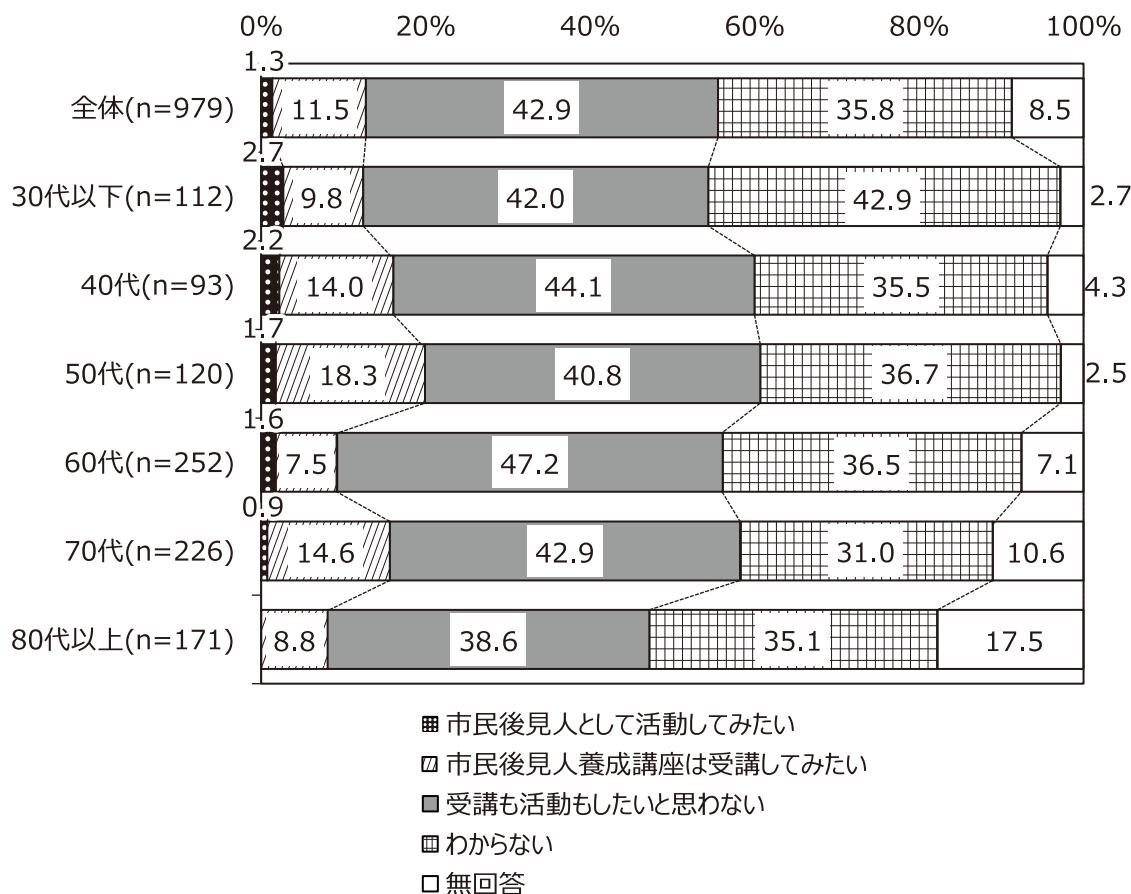
- ・全体では「参加してみたいと思わない」が半数以上を占めた。  
※2割以上の人人が「参加してみたい」と回答
- ・「参加してみたいと思わない」は、年代別に見ても65~75%となっている。



### 問30. あなたは、市民後見人養成講座を受講し、市民後見人として活動してみたいですか。(単数回答)

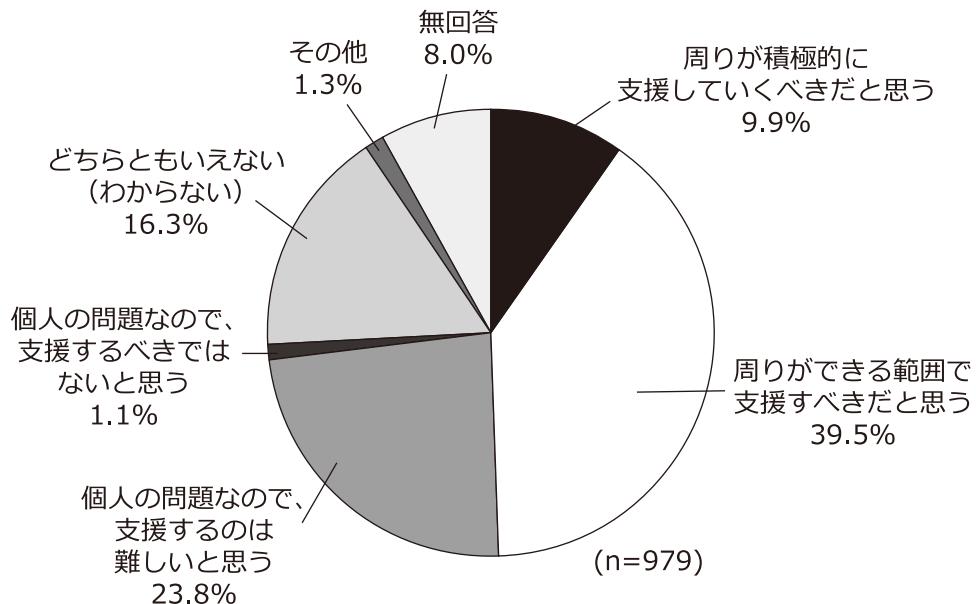
- ・全体では、「受講も活動もしたいと思わない」が42.9%で最も多く、次いで「わからない」が35.8%、「市民後見人養成講座は受講してみたい」が11.5%などとなっている。  
※12.8%の人が「活動」「受講」してみたいと回答

#### 【クロス集計(年代別)】



### 問31. あなたは、自死対策についてどうお考えですか。(単数回答)

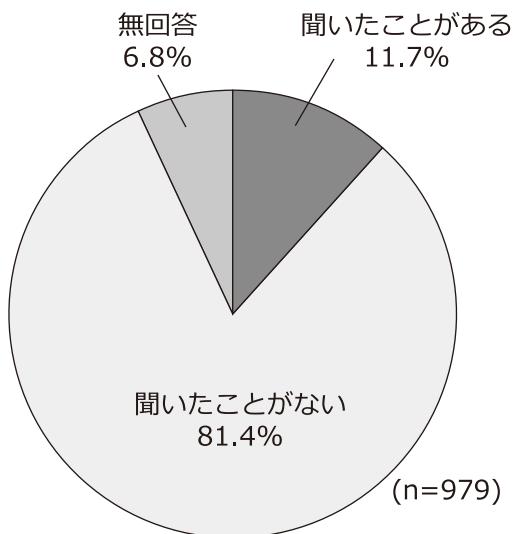
・「周りができる範囲で支援すべきだと思う」が39.5%で最も多く、次いで「個人の問題なので、支援するのは難しいと思う」が23.8%、「どちらともいえない」が16.3%などとなっている。



その他
警察官が月に4回くらい巡回するようにすべき
本当に困っている人にのみ協力する事の大切さを知ってほしい。
未来は自分もなる一人なので
とても難しい問題だと思う
原因は何?個人の問題なので難しいのでは?
相談体制の充実を図る
自死を選ぶ状況=相談できるような状態でないと思うので。コロナ関係=金銭での悩みが増加。
自殺をするかもと思ったり、わかることがあるのかどうかわからない。
積極的支援とは?担当部署を設置しても座っているだけでは×。
病院と行政の連携が大切だと思います。
行政が積極的にかかわる問題だと思う

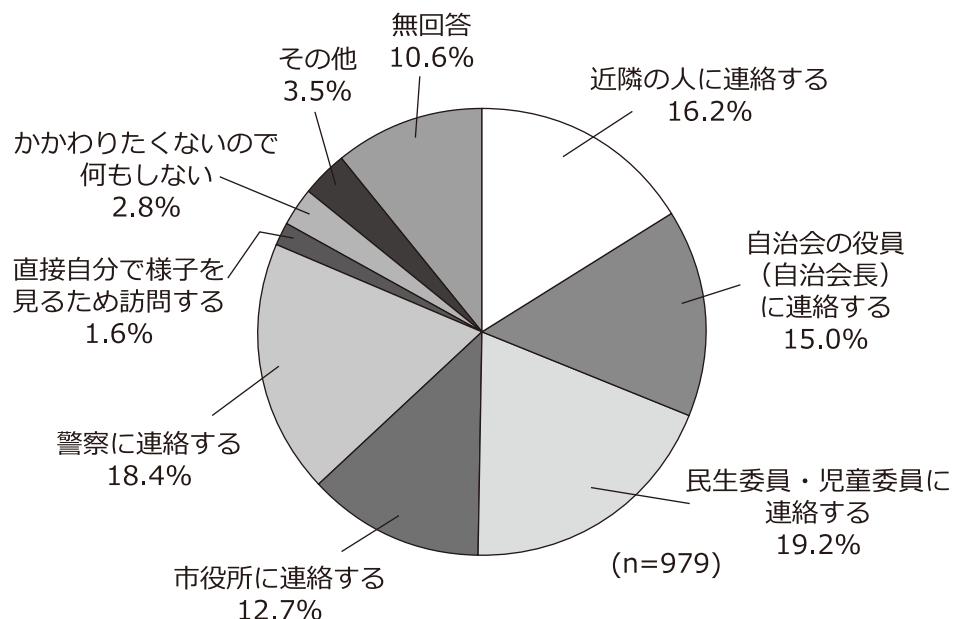
**問32. あなたがお住まいの地域の出来事として、子ども・高齢者・障がい者に対する家族等による虐待について、聞いたことがありますか。(単数回答)**

・「聞いたことがない」が約8割を占めている。



**問33. もし、あなたの周囲で虐待が発生しているとあなた自身が思われたら、最初にどのように対応しますか。(単数回答)**

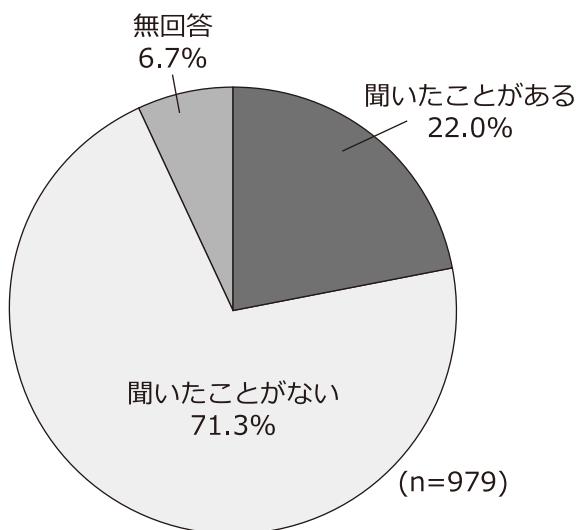
・「民生委員・児童委員に連絡する」が19.2%で最も多く、次いで「警察に連絡する」が18.4%、「近隣の人に連絡する」が16.2%などとなっている。



その他	
家族に相談（11件）	知人に相談（6件）
分からぬ（2件）	保健師に相談
見守る	子どもなら学校
大人に言う	児童相談所に連絡する
あまり親しくない方なら警察に連絡、親しい方なら見て見ぬふりをするかもしれない。	

**問34. あなたがお住まいの地域の出来事として、このような状況（子供の貧困）を聞いたことがありますか。（単数回答）**

・「聞いたことがない」が約7割を占めている。



**問35. あなたが、地域の福祉（生活）問題について、日頃感じていることや提案がありましたら、自由にご記入ください。（自由回答）**

自由回答	
大田市に対する意見（39件）	自治会活動について（24件）
少子高齢化について（19件）	インフラ整備について（21件）
福祉サービスについて（17件）	近所付き合いについて（18件）
各種手当について（13件）	情報発信について（14件）
民生委員、児童委員について（14件）	
アンケートの内容・対象者について（11件）	
防災について（8件）	
個人情報、プライバシーの保護について（7件）	
行政と地域の連携について（4件）	子育て支援について（3件）
医療費について（2件）	障がい者に対する理解について（2件）
その他（62件）	

**第3次大田市地域福祉計画・  
地域福祉活動計画**

令和3(2021)年度～令和6(2024)年度

令和3年3月

**大田市  
大田市社会福祉協議会**